

第百二十八回国会

参議院政治改革に関する特別委員会会議録第二号(その一)

平成五年十二月六日(月曜日)
午後一時開会

委員の異動

九月二十二日

辞任

志苦

裕君

補欠選任

及川 一夫君

十月六日

辞任

及川

一夫君

補欠選任

志苦 裕君

十二月三日

辞任

峰崎

直樹君

補欠選任

藁科 清治君

渡辺

四郎君

山口 哲夫君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

本岡 昭次君

下稲葉耕吉君

関根 則之君

松浦 功君

一井 淳治君

上野 雄文君

白浜 一良君

平野 貞夫君

吉田 之久君

吉川 春子君

委員

岡 利定君

久世 公堯君

坂野 重信君

鈴木 貞敏君

永田 良雄君

榎崎 泰昌君

星野 朋市君

森山 眞弓君

政府委員

自治大臣官房審議官

自治省行政局選挙部長

事務局側

常任委員会専門員

本日

の会議に付した案件

○理事の辞任及び補欠選任の件

○委員長(本岡昭次君) ただいまから政治改革に関する特別委員会を開会いたします。

この際、一言ごあいさつさせていただきます。

私の問題をめぐってさまざまな御指摘があり、今日まで委員会が開催できなかったことはまことに遺憾であります。

改めて、委員長として、委員会運営につきましては、さきの委員会で申し上げたとおり、公正かつ円満な運営に努めることを改めて表明いたします。

○委員長(本岡昭次君) 理事の辞任についてお諮りいたします。

寺澤芳男君から、文書をもって、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(本岡昭次君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(本岡昭次君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(本岡昭次君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

岩本 久人君

川橋 幸子君

志苦 裕君

角田 義一君

山口 哲夫君

藁科 清治君

猪熊 重二君

統 訓弘君

寺澤 芳男君

中村 鋭一君

直嶋 正行君

聴 弘君

谷合 靖夫君

佐野 徹治君

佐藤 勝君

佐藤 勝君

佐藤 勝君

佐藤 勝君

佐藤 勝君

佐藤 勝君

佐藤 勝君

佐藤 勝君

佐藤 勝君

佐藤 勝君

佐藤 勝君

十月二十九日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(第一五九号)
- 一、小選挙区制の導入反対に関する請願(第一六三号)
- 一、小選挙区制導入反対に関する請願(第一六四号)

〔請願の内容は本号(その二)に掲載〕

- 一、企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(第一六九号)
- 一、小選挙区制の導入反対に関する請願(第一八六号)
- 一、小選挙区制反対、企業・団体献金の即時禁止に関する請願(第一八七号)

月十二日本委員会に左の案件が付託された。
企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金
規正法の改正に関する請願(第三〇一号)(第
三二〇号)(第三一五号)(第三三九号)(第三四
二号)

一、企業・団体の政治献金禁止の法制化に関する請願(第一八九号)(第一九〇号)(第一九一

〔請願の内容は本号（その二）に掲載〕

- 一、企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金
規正法の改正に関する請願(第一九六号)
- 一、小選挙区制の導入等反対に関する請願(第
二〇〇号)
- 一、小選挙区制反対に関する請願(第二〇一号)
- 一、企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金
規正法の改正に関する請願(第二一二号)(第
二二八号)(第二二六号)(第三三一号)

〔請願の内容は本号(その二)に掲載〕

十一月五日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金
規正法の改正に関する請願(第二四二号)(第
二六〇号)
- 一、衆議院議員の定数配分に関する請願(第
二四四号)
- 一、企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金
規正法の改正に関する請願(第二七〇号)
- 一、小選挙区制の導入反対に関する請願(第
二七二号)
- 一、企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金

規正法の改正に関する請願(第二七八号)(第

- 二、小選挙区制の導入反対に関する請願（第二九〇号）

(請願の内容は本号(その二)に掲載)

- 月十二日本委員会に左の案件が付託された。
- 一、企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金
規正法の改正に関する請願第三〇一号（第
三一〇号）（第三一五号）（第三三九号）（第三四
三号）

〔請願の内容は本号（その二）に掲載〕

- 一月十九日本委員会に左の案件が付託された。
- 一、企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金
規正法の改正に関する請願(第三五三号)

十一月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、公職選挙法の一部を改正する法律案（橋本敦君発議）

- 一、企業団体献金の即時全面禁止と政治腐敗防止法の制定、選挙制度改革案と政党助成金案の廃案に関する請願(第三五七号)

三七八号)

- 一、政治改革の早期実現に関する請願(第三九二号)(第四〇六号)

小選挙区制の導入反対に関する請

- 一、小選挙区制導入反対に関する請願(第四三二号)
- 一、小選挙区制の導入反対に関する請願(第四三三三号)(第四三四号)(第四三五号)(第四三六号)
- 二、小選挙区制の導入等反対に関する請願(第四三七号)

一、小選挙区制の導入反対に関する請願（第四

- 一、企業・団体の政治献金禁止の法制化に関する請願(第四四〇号) 第四四一号) (第四四二号) (第四四三号)

一、政治改革の早期実現に関する請願(第四七一号)

- 一、企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金
規正法の改正に関する請願（第四八五号）
一、小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・
団体政治献金の完全禁止等に関する請願（第
五四九号）

(請願の内容は本号(その二)に掲載)

- 一、公職選挙法の一部を改正する法律案(橋本敦君発議)
- 一、政治資金規正法の一部を改正する法律案(橋本敦君発議)
- 一、公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一号)

一、政治資金規正

- 一、**〔閣法第三号〕**
政党助成法案

〔本号(その二)に掲載〕

- 政治資金規正法の一部を改正する法律案
〔本号（その二）に掲載〕
- 公職選挙法の一部を改正する法律案
〔本号（その二）に掲載〕
- 衆議院議員選挙区画定審議会設置法案

〔本号(その二)に掲載〕

- 政治資金規正法の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

政党助成法案
〔本号(その二)に掲載〕

- 十一月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

規正法の改正に関する請願（第五五七号）（第

- 、小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体政治献金の完全禁止等に関する請願（第六一一号）

規正法の改正に関する請願(第六三五号)

- 一、小選挙区制 政党助成反対、企業・団体献金の即時禁止に関する請願(第六五四号)
- 二、小選挙区制導入反対に関する請願(第六五五号)
- 三、小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・

六六〇号)

- 企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金
規正法の改正に関する請願(第六七四号)(第
七〇四号)

団体政治献金の完全禁止等に関する請願（第

〔請願の内容は本号(その二)に掲載〕

- 十二月三日日本委員会に左の案件が付託された。
- 一、企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金
規正法の改正に関する請願(第七二六号)

一、小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体政治献金の完全禁止等に関する請願（第七三〇号） 一、小選挙区比例代表並立制反対に関する請願（第七三八号） 一、小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体政治献金の完全禁止等に関する請願（第七五六号） 一、企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願（第八四二号） 一、小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体政治献金の完全禁止等に関する請願（第八四七号） 一、小選挙区制の導入反対に関する請願（第八五一号）（第八五二号）（第八五三号）（第八五四号） 一、小選挙区制反対、企業・団体献金の即時禁止に関する請願（第八五五号）（第八五六号）（第八五七号）（第八五八号）（第八五九号）（第八六〇号）（第八六一号） 一、企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願（第八六五号）（第八六七号） 一、小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体政治献金の完全禁止等に関する請願（第八九二号） 一、小選挙区制の導入反対に関する請願（第九〇〇号）（第九〇一号） 一、企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願（第九三二号） 一、小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体政治献金の完全禁止等に関する請願（第九三七号） 一、小選挙区制の導入等反対に関する請願（第九七一号） 一、小選挙区制の導入反対に関する請願（第一〇一五号） 一、小選挙区制導入反対、企業・団体献金の禁	止等に関する請願（第一〇一六号） （請願の内容は本号（その二）に掲載）

平成五年十二月八日印刷

平成五年十二月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K

第百二十八回
国会

参議院政治改革に関する特別委員会会議録第二号(その二)

(本号(その二)参照)

第一号 平成五年九月十七日受理
企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(六通)

請願者 横浜市金沢区富岡西三ノ二ノ一
五 小山家司子 外五名

紹介議員 紀平 梯子君

昭和五十一年一月、改正された政治資金規正法が施行され、政治活動に関する寄附の量的・質的制限、収支公開の強化等が実施された後もロッキード事件、ダグラス・グラマン事件、そしてリクルート事件と、巨額の企業献金と便宜供与の悪循環による政・財・官界の癒着と汚職構造はやまらず、国民の政治不信は高まる一方である。ついで、腐敗政治の根を断ち、政治を国民の手に取り戻すため、次の事項のとおり、政治資金規正法を改正されたい。

一、企業・団体の政治献金の禁止と個人献金の額を規制強化すること。
二、政治資金の収支公開の徹底(一切の公表)とガラス張り化を行うこと。
三、政治団体の会計責任者の政治資金規正法違反の場合の主筆政治家の連座制を新設すること。
四、政治資金規正法違反の罰則強化や公民権停止処分、違反した場合の献金の没収追徴新設など腐敗防止法制を整備すること。

理由

清潔かつ公平な政治の実現は民主政治の根幹であるが、戦後、経済発展に伴行して大企業と政・官界の違法・不当な政治献金による癒着は絶えず、昭和二十三年の昭電疑獄に始まりロッキード事件、ダグラス・グラマン事件、さらにリクルート事件を経て、今回の共和・佐川急便両疑獄事件では、金丸信前自民党副総裁が五億円献金をめぐり

政治資金規正法違反で有罪が確定し、百億円もの脱税が発覚するなど金権政治は頂点に達し、国民・有権者の怒りは国会は言うに及ばず、司法・検察に対する不信感にまで及んでいる。しかし、抜本的な政治改革を求める国民世論が高まるたびにその都度、政府は論点を政治倫理から「カネのかからない選挙区制である小選挙区制」へとすり替え、本質的な倫理法規の整備は見送られてきた。よって、今こそ腐敗した政治の根を断ち、国民有権者本位の政治を回復するため、政治資金規正法の抜本改正を新内閣の下、国会が速やかに行い、真の政治改革の緒とすることを強く願うものである。

第六号 平成五年九月二十日受理
企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(七通)

請願者 横浜市緑区梅が丘九ノ一 大森かほる 外六名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一号 平成五年九月二十一日受理
企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(七通)

請願者 横浜市港南区野庭町六一五ノ二ノ二六九 花房美子 外六名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七号 平成五年九月二十二日受理
企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(三通)

請願者 名古屋市長区徳重四ノ五〇九 都築千枝子 外一名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二十五号 平成五年九月二十四日受理
企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(三通)

請願者 福島県相馬市中村字大手先四四 佐藤初男 外二名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三十三号 平成五年九月二十七日受理
企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(三通)

請願者 福島県相馬市中村字北町六三 橋本敏子 外二名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三十九号 平成五年九月二十八日受理
企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(三通)

請願者 福島県会津若松市宮町三ノ二〇 畑敬之助 外二名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四十四号 平成五年九月二十九日受理
企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(三通)

請願者 福島市渡利字西ノ内二五ノ一九 三浦芳彦 外一名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五十五号 平成五年九月三十日受理
企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(三通)

請願者 福島市渡利字株作三ノ四 鈴木一三 外二名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六十五号 平成五年十月一日受理
企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(三通)

請願者 福島市渡利柳小路二〇 大河内喜六 外二名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七十一号 平成五年十月四日受理
企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(三通)

請願者 福島市渡利字岩崎町六五ノ二 輕部久子 外二名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七十六号 平成五年十月五日受理
企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(三通)

請願者 福島市渡利字株作三ノ四 鈴木智枝子 外二名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七十九号 平成五年十月五日受理
小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 東京都台東区寿二ノ一〇ノ三 鈴

木千鶴子 外三名
紹介議員 市川 正一君

細川内閣は、内閣成立の最重要課題として、衆議院の選挙制度に小選挙区比例代表並立制を導入しようとしている。どのような形を採るにせよ、一選挙区一人の当選者という小選挙区制中心の制度は、大量の「死票」を生み出し、多様な民意を正確に国会の議席数に反映するという国民主権と議会制民主主義の原則に根本から反する。そのため、イギリスを始め小選挙区制を採っている国々でも、今見直しが大きな問題になっている。その上この制度は、小選挙区制導入を推進する人々がその理由として政界再編即ち「保守」・「大政党」の形成を主張しているように、自民党とその亜流勢力の独裁政治に道を開くことになる。国民が要求している真の政治改革は小選挙区制の導入ではない。最近の各種世論調査でも、大多数の人が政治腐敗防止や政治資金の規制強化を挙げ、「選挙制度改革」を挙げているのはわずかの人にすぎない。金権腐敗の根源である企業・団体献金の禁止こそ正に緊急の課題である。ところが細川内閣は、一方ではこの問題を選挙制度の問題にすり替え、他方では企業・団体献金の廃止を延期しその「方向を採る」という口実で、年間四百十四億円もの国民の血税を政党に「助成」する制度を導入しようとしている。政党の活動費を国民から強制的に徴収することは、憲法に保障された思想・信条・結社の自由を侵すものであり、いかなる口実にせよ許されるものではない。ついでには、次の事項について実現を図りたい。

一、小選挙区制度を取り入れた選挙制度を採用しないこと。
二、金権腐敗の根源である企業・団体献金を直ちに禁止すること。

第八〇号 平成五年十月五日受理
小選挙区制の導入反対に関する請願
請願者 東京都台東区千束四ノ九ノ六 遠藤 藤喜一郎 外三名

紹介議員 有働 正治君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第八一号 平成五年十月五日受理
小選挙区制の導入反対に関する請願
請願者 東京都台東区上野公園五ノ四五 浅見良三 外三名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第八二号 平成五年十月五日受理
小選挙区制の導入反対に関する請願
請願者 東京都台東区上野公園一七ノ五 荒石昭夫 外三名
紹介議員 藤澤 弘君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第八三号 平成五年十月五日受理
小選挙区制の導入反対に関する請願
請願者 東京都台東区浅草六ノ二ノ六 岩崎吉朗 外三名
紹介議員 高崎 裕子君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第八四号 平成五年十月五日受理
小選挙区制の導入反対に関する請願
請願者 東京都台東区上野七ノ一ノ一 小池将仁 外三名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第八五号 平成五年十月五日受理
小選挙区制の導入反対に関する請願
請願者 東京都台東区雷門一ノ六ノ一 黒川勉 外二名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

小選挙区制の導入反対に関する請願
請願者 東京都千代田区外神田一ノ一七ノ六 永島貞男 外二名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第八七号 平成五年十月五日受理
小選挙区制の導入反対に関する請願
請願者 東京都台東区今戸一ノ六ノ二六 宮間仁 外二名
紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第八八号 平成五年十月五日受理
小選挙区制の導入反対に関する請願
請願者 東京都台東区浅草五ノ七二ノ一三 関光夫 外二名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第八九号 平成五年十月五日受理
小選挙区制の導入反対に関する請願
請願者 東京都台東区上野六ノ一六ノ二〇 飯塚久男 外二名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第一〇三号 平成五年十月六日受理
企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(三連)
請願者 東京都文京区白山四ノ一七ノ九 設楽美恵子 外二名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一〇九号 平成五年十月六日受理
小選挙区制、政党助成反対、企業・団体献金の即時禁止に関する請願
請願者 東京都町田市南つくし野二ノ二八

ノ八 伊丹樹里 外三千八百九十
七名
紹介議員 市川 正一君

細川内閣は、「小選挙区比例代表並立制」「政党助成」など関連法案を政治改革の名において強行しようとしているが、これらの内容は国民多数の金権腐敗政治への怒り、根絶への願いを選挙制度にすり替えるものであり、絶対に許せない。「小選挙区比例代表並立制」は、国民の多数の意思が「死票」として切り捨てられる最悪の選挙制度であり、国民主権と議会制民主主義に反するものである。しかも小選挙区制導入を推進する人々が、その理由として政界再編即ち「保守」・「大政党」の形成を主張しているように、自民党勢力の独裁政治に道を開くことになる。国民が要求している真の政治改革は、小選挙区制導入ではない。最近の世論調査でも、大多数の人が政治腐敗防止や政治資金の規制強化を挙げ、「選挙制度改革」を挙げているのはわずかの人にすぎない。金権腐敗の根源である企業・団体献金の禁止は、正に緊急の課題である。どの世論調査にも明らかなように、佐川・金丸事件、仙台市長、茨城県知事逮捕にみられるゼネコン汚職などの徹底糾弾こそ、政治腐敗の根絶に向けての緊急を要する課題となっている。細川内閣は、この国民の声、怒りにこたえ、腐敗政治防止のための企業・団体献金の即時禁止と、金権政治の掃、国民の意思を正しく反映できる国会づくりのため、昭和六十一年の国会決議に基づく議員定数の抜本是正こそ、直ちに実行すべきである。ところが細川内閣は、一方ではこの問題を選挙制度の問題にすり替え、他方では企業・団体献金をやめる方向を採るという口実で、年間四百十四億円もの血税を政党に「助成」する制度を導入しようとしている。政党の活動費を国民から強制的に徴収することは、憲法に保障された思想・信条・結社の自由を侵すものであり、いかなる口実にせよ許されるものではない。ついでには、次の事項について実現を図りたい。

一、多数の民意を切り捨てる小選挙区比例代表並

立制は導入しないこと。
二、思想及び良心の自由を踏みにじる憲法違反の政党助成を撤回すること。
三、企業・団体献金を即時禁止すること。
四、ゼネコン汚職の徹底糾明、金権腐敗政治を一掃すること。

第一一〇号 平成五年十月六日受理
小選挙区制の導入等反対に関する請願

請願者 東京都大田区上池台二ノ三七ノ五
近山ムツヨ 外三千八百九十七名

紹介議員 橋本 敦君

細川内閣は、内閣成立の最重要課題として、衆議院の選挙制度に小選挙区比例代表並立制を導入しようとしている。どんな形を探るにせよ、一選挙区一人の当選者という小選挙区制中心の制度は、大量の「死票」を生み出し、多様な民意を正確に国会の議席数に反映するという国民主権と議会制民主主義の原則に根本から反する。そのため、イギリスを始め小選挙区制を採用している国々でも、今見直しが大きな問題になっている。しかも小選挙区制導入を推進する人々が、その理由として政界再編即ち「保守二大政党」の形成を主張しているように、自民党勢力の独裁政治に道を開くことになる。国民が要求している真の政治改革は小選挙区制導入ではない。最近の世論調査でも、大多数の人が政治腐敗防止や政治資金の規制強化を挙げ、「選挙制度改革」を挙げているのはわずかのみにすぎない。金権腐敗の根源である企業・団体献金の禁止は、正に緊急の課題である。ところが細川内閣は、一方ではこの問題を選挙制度の問題にすり替え、他方では企業・団体献金をやめる方向を採るという口実で、年間四百十四億円の血税を政党に「助成」する制度を導入しようとしている。政党の活動費を国民から強制的に徴収することは、憲法に保障された思想・信条・結社の自由を侵すものであり、いかなる口実にせよ許されるものではない。ついでには、次の事項について実現を図られたい。

一、小選挙区制を取り入れた選挙制度を採用しないこと。
二、金権腐敗の根源である企業・団体献金を直ちに禁止すること。
三、憲法違反の「政党助成制度」を導入しないこと。

第一一一号 平成五年十月六日受理
小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 埼玉県志木市上宗岡三ノ一一ノ二
〇 金澤洋作 外三千八百九十七名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第一一二号 平成五年十月六日受理
小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 高知市曙町一ノ二二ノ三七 尾崎 章子 外三千八百九十七名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第一一三号 平成五年十月六日受理
小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 三重県津市大字藤方二、六七九ノ四 平田雪子 外三千八百九十七名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第一一四号 平成五年十月七日受理
企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(二通)

請願者 東京都大田区池上六ノ八ノ二三ノ一〇九 横山尤子 外二名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第一一六号 平成五年十月七日受理

小選挙区制反対、企業・団体献金の即時禁止に関する請願

請願者 名古屋市中区当知四ノ一、五〇一 天野正己 外三千八百九十七名

紹介議員 有働 正治君

細川内閣は、「小選挙区比例代表並立制」など関連法案を政治改革の名において強行しようとしているが、これらの内容は国民多数の金権腐敗政治への怒り、根絶への願いを選挙制度にすり替えるものであり、絶対に許せない。「小選挙区比例代表並立制」は、国民の多数の意思が「死票」として切り捨てられる最悪の選挙制度であり、国民主権と議会制民主主義に反するものである。どの世論調査にも明らかのように、佐川・金丸事件、仙台市長、茨城県知事逮捕にみるゼネコン汚職などの徹底糾明こそ、政治腐敗の根絶に向けての緊急を要する課題となっている。細川内閣は、この国民の声、怒りにこたえ、腐敗政治防止のための企業・団体献金の即時禁止と、金権政治の一掃、国民の意思を正しく反映できる国会づくりのため、昭和六十一年の国会決議に基づき議員定数の抜本是正こそ、直ちに実行すべきである。ついでには、次の事項について実現を図られたい。
一、多数の民意を切り捨てる小選挙区比例代表並立制は導入しないこと。
二、企業・団体献金を即時禁止すること。
三、ゼネコン汚職の徹底糾明、金権腐敗政治を一掃すること。

第一一七号 平成五年十月七日受理
小選挙区制反対、企業・団体献金の即時禁止に関する請願

請願者 千葉県野田市中野台一、二五〇ノ一〇 吉田修作 外三千八百九十七名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。
第一一八号 平成五年十月七日受理

小選挙区制反対、企業・団体献金の即時禁止に関する請願

請願者 静岡県榛原郡川根町身成四、五八四ノ一 新木恵之 外三千八百九十七名

紹介議員 聴壽 弘君

この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。
第一一九号 平成五年十月七日受理
小選挙区制反対、企業・団体献金の即時禁止に関する請願

請願者 横浜市港南区日野二ノ六三ノ三七 宿沢志寿枝 外三千八百九十七名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。
第二〇号 平成五年十月七日受理
小選挙区制導入反対に関する請願

請願者 石川県金沢市本多町二ノ九ノ一一 荒井忠昭 外三千八百九十七名

紹介議員 立木 洋君

細川内閣及び自民党は、「政治改革」の名の下に、今国会で一気には衆議院の選挙制度として小選挙区制を導入しようとしている。自民党の金権腐敗政治を示す佐川・金丸事件に対して、国民の怒りは日に日に高まっている。今こそその真相を徹底的に究明するとともに、金権腐敗政治の根源、企業・団体献金を完全に禁止すべきである。これが国民の要求している真の「政治改革」の立場である。細川内閣と自民党の小選挙区制導入の企ては、これを選挙制度改革という次元の全く異なる問題にすり替えるものである。先のフランスの総選挙では、保守連合が四割弱の得票で八割以上の議席を占めていた。それは、金権腐敗勢力の国会での絶対多数を保障する選挙であり、国民の多様な意思を正確に議席数に反映するという国民主権と議会制民主主義の原則に根本的に反する。今、政治改革で緊急に求められているものは、企業・団体献金の完全禁止であり、同時に昭和六十一年

の国会決議に基づいて、まず現行制度の下での議員定数の抜本是正を行うことである。ついで、次の事項について実現を図りたい。

- 一、小選挙区制を取り入れた選挙制度を採用しないこと。
- 二、現行中選挙区制度の下で議員定数の不均衡を「一対二」未満に是正すること。
- 三、金権腐敗政治の根源である企業・団体献金を禁止すること。

第二二二号 平成五年十月七日受理
小選挙区制導入反対に関する請願

請願者 宮崎県児湯郡川南町大字川南一九、四四一ノ二 今吉都志子 外三千八百九十七名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第二二三号 平成五年十月八日受理
企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(三通)

請願者 神奈川県横浜市石川一、五八七ノ一〇五 坂口堯 外二名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二三二号 平成五年十月十二日受理
企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(三通)

請願者 東京都板橋区高島平三ノ一ノ六ノ六〇七 竹内実 外二名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一四七号 平成五年十月十三日受理
企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(三通)

請願者 東京都練馬区三原台三ノ五ノ二〇 武藤信治 外二名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一五三三号 平成五年十月十四日受理
企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(三通)

請願者 東京都町田市成瀬一ノ一六ノ二〇 丸岡和代 外二名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一五九号 平成五年十月十五日受理
企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(三通)

請願者 東京都町田市成瀬一ノ一六ノ二〇 秋山まち 外二名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六三三号 平成五年十月十五日受理
小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 東京都港区白金台二ノ三ノ三三 浦継之助 外二千六百六十九名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第一六四号 平成五年十月十五日受理
小選挙区制導入反対に関する請願

請願者 東京都江東区千石二ノ三ノ一〇 金田早苗 外三百二十二名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第一六九号 平成五年十月十八日受理
企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(三通)

請願者 千葉県柏市今谷上町五四ノ八三 荒木章子 外二名
紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一八六号 平成五年十月十八日受理
小選挙区制の導入反対に関する請願(三通)

請願者 埼玉県狭山市狭山台一ノ一六ノ六 安藤倫子 外二千六百十六名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第一八七号 平成五年十月十八日受理
小選挙区制反対、企業・団体献金の即時禁止に関する請願

請願者 福島県いわき市内郷御厩町三ノ一 三三 熊谷良子 外四十四名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第一八九号 平成五年十月十八日受理
企業・団体の政治献金禁止の法制化に関する請願

請願者 札幌市東区北九条東一八ノ四ノ二二 井上健 外九百八十名
紹介議員 高崎 裕子君
金権政治を無くすことは国民すべての願いである。今までの金権汚職事件は企業・団体の政治献金を禁止する以外に、その根を絶つことはできないことを示しており、諸外国でも行われているところである。ついで、次の事項について実現を図りたい。

一、企業・団体の政治献金を禁止する法律を作ること。

第一九〇号 平成五年十月十八日受理
企業・団体の政治献金禁止の法制化に関する請願

請願者 福岡市南区日佐四ノ二八ノ一三 野村信子 外四百五十一名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第一九一号 平成五年十月十八日受理

企業・団体の政治献金禁止の法制化に関する請願
請願者 秋田県能代市中川原三三ノ四一 藤田仁志 外八百四名
紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第一九二号 平成五年十月十八日受理
企業・団体の政治献金禁止の法制化に関する請願

請願者 福島県いわき市平下神谷字後原八ノ一五 湯浅典子 外四百六十八名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第一九六号 平成五年十月十九日受理
企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(三通)

請願者 名古屋市中瑞穂区牧町二ノ六四 東松直美 外二名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二〇〇号 平成五年十月十九日受理
小選挙区制の導入等反対に関する請願

請願者 東京都新宿区西落合三ノ二七ノ一 二 梅木清人 外二十八名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二〇一号 平成五年十月十九日受理
小選挙区制反対に関する請願

請願者 東京都港区元麻布二ノ五ノ四 松林正幸 外九名
紹介議員 上田耕一郎君

佐川・暴力団・ゼネコン疑惑の真相を究明し関係議員の責任を追及することは、国民の強い要求であり国会に課せられた重要な責務である。また、金権腐敗政治の温床である企業・団体献金を速やかに禁止し、議員定数の不均衡を「一対二」未満に

抜本的に是正することは、清潔で民主的な政治を実現するために、今すぐ実行されなければならない緊急課題である。「政治改革」を口実に選挙制度を改悪し、小選挙区制を導入することは、国民主権と議会制民主主義を破壊するものであり、同時に小選挙区制とセットで、政党の活動資金を税金で賄う「公費助成」など断じて許すことはできない。ついでには、憲法に基づいた国民を主権者とする清潔で民主的な政治を実現するため、次の措置を採らねばならない。

一、佐川・暴力団・ゼネコン疑惑の真相を究明し関係議員の責任を追及するとともに、金権腐敗の温床である企業・団体献金を禁止すること。

二、国勢調査の結果に基づき、現行中選挙区制の下で議員定数の不均衡を「一対二」未満で抜本的に正すること。

三、いかなる形であれ、国民主権と議会制民主主義を破壊する小選挙区制を取り入れた選挙制度を採用しないこと、同時に政党の活動資金を税金で賄う「公費助成」はしないこと。

第二二二号 平成五年十月二十日受理

企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(四通)

請願者 福島県相馬市中村字北町七ノ一〇

紹介議員 佐久間清登 外三名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二一八号 平成五年十月二十日受理

企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願

請願者 福島県須賀川市上八坦一ノ二 笠

原美林 外四十九名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二六号 平成五年十月二十一日受理

企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願

第二二一号 政治改革に関する特別委員会会議録第二号(その二) 平成五年十二月六日【参議院】

の改正に関する請願(三通)

請願者 福島県相馬市中村字北町三二 荒

豊 外二名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二三一号 平成五年十月二十一日受理

企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願

請願者 福島県岩瀬郡鏡石町鏡田不時沼一

四五 足羽清子 外四十九名

紹介議員 川橋 幸子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二四二号 平成五年十月二十二日受理

企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(二通)

請願者 東京都文京区白山四ノ一六ノ九

板倉智恵子 外二名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二六〇号 平成五年十月二十五日受理

企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(二通)

請願者 東京都文京区白山四ノ一三ノ一七

浜田千鶴子 外二名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二六四号 平成五年十月二十五日受理

衆議院議員の定数配分に関する請願

請願者 岡山市内山下二ノ四ノ六 小林毅

紹介議員 一井 淳治君

現在、国会において政治改革法案の一環として衆議院議員の選挙制度の改正を審議中であるが、均衡ある我が国の発展を図るため、多極分散型国土の形成が叫ばれている今日、政治においても一極集中化を排除することが肝要である。ついでに、

議員定数の配分に当たっては、過疎県等人口減少地域の実態を考慮し、住民の意見が公平に国政に反映されるべく、各都道府県の定数の基礎配分については、十分配慮されたい。

第二七〇号 平成五年十月二十六日受理

企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(二通)

請願者 横浜市保土ヶ谷区藤塚町二二ノ

九三 山田和子 外二名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二七二号 平成五年十月二十六日受理

小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 長野県松本市女鳥羽一ノ二ノ一

輪湖利彦 外二百一十一名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第二七八号 平成五年十月二十七日受理

企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(二通)

請願者 横浜市磯子区洋光台五ノ四ノ一七

ノ五〇一 大穂通子 外二名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二八六号 平成五年十月二十八日受理

企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(二通)

請願者 長野県塩尻市大字宗賀二、九一九

関富江 外二名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二九〇号 平成五年十月二十八日受理

小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 千葉県流山市松ヶ丘二ノ三三三ノ

二二 万代知枝 外四百三十四名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第三〇一号 平成五年十月二十九日受理

企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(二通)

請願者 福島県岩瀬郡鏡石町鏡田不時沼一

三一 大越タケノ 外二名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三一〇号 平成五年十一月一日受理

企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(二通)

請願者 福島県岩瀬郡鏡石町鏡田不時沼一

一七三 斎藤政子 外二名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三一五号 平成五年十一月二日受理

企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(二通)

請願者 福島県岩瀬郡鏡石町大字鏡田字牛

池二九九 添田アヤ子 外二名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三一九号 平成五年十一月四日受理

企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(二通)

請願者 長野県須賀川市南横町一、二九二

太田すみ子 外二名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三四三号 平成五年十一月四日受理

企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願

請願者 東京都中野区本町三ノ七ノ一五ノ

紹介議員 三〇一 藤岡明義 外五十名
上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三五三三号 平成五年十一月五日受理

企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(三通)

請願者 東京都杉並区下高井戸一ノ一九ノ

紹介議員 三 西岡テル子 外二名
紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三五七号 平成五年十一月五日受理

企業団体献金の即時全面禁止と政治腐敗防止法の制定、選挙制度改革案と政党助成金案の廃案に関する請願

請願者 東京都墨田区堤通二ノ一六ノ一

紹介議員 永井雅子 外六名
紀平 梯子君

一、企業団体献金の即時全面禁止と政治腐敗防止法を制定し、選挙制度改革案と政党助成金案は廃案とすること。

理由

第百二十八回国会に提案された政治改革法案は、年内成立の掛け声の下、大きな山場を迎えている。しかし、法案には金権腐敗政治絶滅の要望はほとんど取り入れられず、小選挙区並立制と政党助成金が大柱になっている。私たちが有権者の声を無視されたまま、現国会に席を置く議員の利便を第一にした「政治改革四法案」が一括して討議されることに、私たちは大きな疑問と深い危懼を抱いている。私たちは、企業団体献金の即時全面禁止と、連座制の強化や公民権の停止を含む厳しい政治腐敗防止法の制定の即時実施を要請し、選挙制度改革案と政党助成金案は、廃案とすることを要望する。小選挙区並立制を中心とした選挙制度改革案と政党助成金案、得票率3%以下を切り捨てる阻止条項は、国民の参政権侵害という

民主主義の根幹を脅かすもので、過去、幾度か浮上しては常に世論の強い反対にあっている。前記腐敗防止法案を成立させた後に、有権者の声を十分聞いて原案を練り直し、後世に悔いの残らない制度を確立することを求める。

第三六九号 平成五年十一月八日受理

企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(三通)

請願者 東京都世田谷区梅丘二ノ二三ノ三

紹介議員 三 田代信子 外二名
紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三七八号 平成五年十一月九日受理

企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(三通)

請願者 長野県塩尻市宗賀二、九一九 関

紹介議員 ふみ子 外二名
紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三九二号 平成五年十一月九日受理

政治改革の早期実現に関する請願

請願者 長野県小県郡丸子町下丸子一五

紹介議員 金井浩正 牧君
村沢

最近の政財界における度重なる不祥事は、国民の政治不信を増幅させ、民主主義の根幹を揺るがす極めて憂慮すべき事態となっている。今後の政治改革の行方には我が国民主義の存亡がかかっており、その確実な実現を望む声は大きなうねりとなっている。ついでに、国民の政治に対する批判を厳粛に受け止め、抜本的な政治改革の断行を早急に実現されたい。

第四〇六号 平成五年十一月九日受理

政治改革の早期実現に関する請願

紹介議員 溝上正男
今井 澄君

この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第四二〇号 平成五年十一月十日受理

企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(三通)

請願者 長野県須坂市南横町一、二九二

紹介議員 太田五月 外二名
紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四二六号 平成五年十一月十日受理

小選挙区制の導入反対に関する請願(三通)

請願者 千葉県市原市姉崎一、六七七ノ三

紹介議員 小林幸弘 外二万四千五百四十二名
弘君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第四三〇号 平成五年十一月十日受理

小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 岡山市西古松二ノ一四ノ一九 吉

紹介議員 崎清 外二万四千三百六十五名
市川 正一君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第四三二号 平成五年十一月十日受理

小選挙区制導入反対に関する請願

請願者 石川県金沢市山科二ノ九

紹介議員 有働 正治君
谷口留男 外二万四千三百六十五名

この請願の趣旨は、第一二〇号と同じである。

紹介議員 三百六十五名
上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一二〇号と同じである。

第四三三三号 平成五年十一月十日受理

小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 青森市花園二ノ四〇ノ一 徳差金

紹介議員 広 外二万四千三百六十五名
高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第四三四号 平成五年十一月十日受理

小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 新潟市丸山二七ノ二 池田正行

紹介議員 外二万四千三百六十五名
立木 洋君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第四三五号 平成五年十一月十日受理

小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 高知市北金田七四ノ七 和田あい

紹介議員 外二万四千三百六十五名
西山登紀子君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第四三六号 平成五年十一月十日受理

小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 山形市木の実町一一ノ三四 添川

紹介議員 正晃 外二万四千三百六十五名
橋本 敦君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第四三八号 平成五年十一月十日受理
小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 鳥取市立川町六ノ一六九 木村和
徳 外二万四千三百六十五名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第四三九号 平成五年十一月十日受理
小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 静岡県三島市徳倉三ノ二一ノ五
加藤稔 外二万四千三百六十五名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第四四〇号 平成五年十一月十日受理
企業・団体の政治献金禁止の法制化に関する請願

請願者 山形県酒田市北里町一〇ノ一六
伊藤清美 外六百二十一名

紹介議員 高崎 裕子君
この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第四四一号 平成五年十一月十日受理
企業・団体の政治献金禁止の法制化に関する請願

請願者 仙台市泉区七北田字杉ノ田四九ノ
一ノ一〇一 石川桂子 外四百九
十八名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第四四二号 平成五年十一月十日受理
企業・団体の政治献金禁止の法制化に関する請願

請願者 広島市安佐北区三八南二ノ四〇ノ
一三 丸本初子 外四百九名

紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第四四三号 平成五年十一月十日受理
企業・団体の政治献金禁止の法制化に関する請願

請願者 徳島市安佐北区三八南二ノ四〇ノ
一三 丸本初子 外四百九名

請願者 静岡県浜松市飯田町六三六ノ三
中野三枝子 外六百十七名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第四七一号 平成五年十一月十日受理
政治改革の早期実現に関する請願

請願者 長野県松本市大字今井二、七九四
上條密門

紹介議員 下条進一郎君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第四八五号 平成五年十一月十一日受理
企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法
の改正に関する請願(三通)

請願者 東京都練馬区石神井町七ノ三三ノ
二九第一栗原コーポ一〇五 武藤
久資 外二名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五四九号 平成五年十一月十一日受理
小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体政
治献金の完全禁止等に関する請願(四通)

請願者 東京都大田区大森北三ノ二九ノ七
本田年子 外三名

紹介議員 紀平 梯子君
平成五年七月の第四十回総選挙は三十八年間の自
民党一党独裁を打ち破り、政権交代が実現した。
長期一党支配がつくりあげた政・財・官が癒着し
た政治腐敗の汚職の構造から発生したリクルー
ト、共和、佐川慶蔵、さらに今明らかになりつつ
あるゼネコン汚職に対する国民の怒りと政治不信
の念は高まる一方である。しかるに第百二十八回
国会で審議中の「政治改革四法案」は必ずしも政治
浄化に結び付くものと言えず、かえって衆議院に
小選挙区制を導入する点で国民・有権者の合意が
無く、憲法違反の疑いが強いものである。ついて
は、腐敗政治の根を断ち、政治を国民の手に取り

戻すために、次の事項について実現を図られた
い。

一、小選挙区比例代表並立制の導入の区制改悪を
行わないこと。

二、企業・団体献金を完全に禁止する政治資金規
正法の抜本改正を行うこと。

三、汚職議員の立候補制限・公選権はく奪等の腐
敗防止法を制定すること。

理由
清潔かつ公平な政治の実現は民主主義の根幹であ
るが、政治浄化を果たす好機にもかかわらず、現
在の国会の政治改革四法案では、党利党略の「小
選挙区比例代表並立制」が中心であり、死票も多
く、中小政党や無所属が政治から締め出される
また、議員の意思統一も薄く、イメージが先行し
て、区制改革についての十分な知識も国民・有権
者に与えられていない。そして四法案の選挙制度
改正では、二院制の意義が薄れ、多くの市区町村
が小選挙区に分割されて、地方議会の選挙と国政
選挙が制度的に切り離され、地方自治が侵され
る。さらに、巨額の公費助成は一部の党への買票
資金の提供ともなりかねず、助成を受けられない
小政党や無所属議員に不公平な制度である。飽く
まで政治改革は、政官と財界の黒いつながりを断
つ企業・団体献金の廃絶にあり、その方向で政治
資金規正法改正を実現することこそ現在の急務で
ある。

公職選挙法の一部を改正する法律案
公職選挙法の一部を改正する法律
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を
次のように改正する。

目次中「第百三十八条(戸別訪問)」を「第百三
十八条 削除」に、「第百四十条(総括主宰者、
出納責任者等の選挙犯罪による当選の効力に関す
る訴訟)」を「第百四十条(総括主宰者、出納責任
者等の選挙犯罪による当選無効の訴訟)」と改め、
「第百四十一條(総括主宰者、出納責任者、出納責
任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた
者の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止に
関する訴訟等)」に、「第百三十九條(事前運動、
教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)」を
「第百三十九條(事前運動、教育者の地位利用
等の制限違反)」に、「第百五十一條(総括
主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無
効)」を「第百五十一條(総括主宰者、出納
責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつ
た者の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停
止)」に、「第百五十二條(選挙犯罪に因る処刑
の生ずる時期)」を「第
百五十二條(選挙犯罪に因る選挙権及び被選挙権の停止)」と改める。

第四條第一項中「四百七十一人」を「五百十一人」
に改める。

第十一條第一項第四号中「その刑の執行猶予中
の者」を「その執行を終つた者若しくは刑の時
効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けた
者でその執行を終つた日若しくは刑の執行の免
除を受けた日から十年を経過するまでのもの又は
その刑の執行猶予の言渡しを受けてその裁判の確
定の日から十年を経過するまでのもの」に改め、同
条第二項中「因り」を「より」に、「第百五十二條」
を「第百五十一條(総括主宰者、出納責任
者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者
の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止)及
び第百五十二條」に、「因る」を「より」に改め、
同条第三項中「第一項の下に」を「第百五十一條
の二」を加える。

第十三條第一項以後段として次のように加え
る。

この場合において、各選挙区において選挙す
べき議員の数は、三人以上五人以下となるよう

者等の選挙犯罪による公職の候補者であつた者の
者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた
当選の効力並びに選挙権及び被選挙権の停止に
関する訴訟等)」に、「第百三十九條(事前運動、
教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)」を
「第百三十九條(事前運動、教育者の地位利用
等の制限違反)」に、「第百五十一條(総括
主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無
効)」を「第百五十一條(総括主宰者、出納
責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつ
た者の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停
止)」に、「第百五十二條(選挙犯罪に因る処刑
の生ずる時期)」を「第
百五十二條(選挙犯罪に因る選挙権及び被選挙権の停止)」と改める。

第四條第一項中「四百七十一人」を「五百十一人」
に改める。

第十一條第一項第四号中「その刑の執行猶予中
の者」を「その執行を終つた者若しくは刑の時
効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けた
者でその執行を終つた日若しくは刑の執行の免
除を受けた日から十年を経過するまでのもの又は
その刑の執行猶予の言渡しを受けてその裁判の確
定の日から十年を経過するまでのもの」に改め、同
条第二項中「因り」を「より」に、「第百五十二條」
を「第百五十一條(総括主宰者、出納責任
者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者
の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止)及
び第百五十二條」に、「因る」を「より」に改め、
同条第三項中「第一項の下に」を「第百五十一條
の二」を加える。

第十三條第一項以後段として次のように加え
る。

この場合において、各選挙区において選挙す
べき議員の数は、三人以上五人以下となるよう

者等の選挙犯罪による公職の候補者であつた者の
者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた
当選の効力並びに選挙権及び被選挙権の停止に
関する訴訟等)」に、「第百三十九條(事前運動、
教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)」を
「第百三十九條(事前運動、教育者の地位利用
等の制限違反)」に、「第百五十一條(総括
主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無
効)」を「第百五十一條(総括主宰者、出納
責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつ
た者の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停
止)」に、「第百五十二條(選挙犯罪に因る処刑
の生ずる時期)」を「第
百五十二條(選挙犯罪に因る選挙権及び被選挙権の停止)」と改める。

第四條第一項中「四百七十一人」を「五百十一人」
に改める。

第十一條第一項第四号中「その刑の執行猶予中
の者」を「その執行を終つた者若しくは刑の時
効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けた
者でその執行を終つた日若しくは刑の執行の免
除を受けた日から十年を経過するまでのもの又は
その刑の執行猶予の言渡しを受けてその裁判の確
定の日から十年を経過するまでのもの」に改め、同
条第二項中「因り」を「より」に、「第百五十二條」
を「第百五十一條(総括主宰者、出納責任
者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者
の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止)及
び第百五十二條」に、「因る」を「より」に改め、
同条第三項中「第一項の下に」を「第百五十一條
の二」を加える。

第十三條第一項以後段として次のように加え
る。

この場合において、各選挙区において選挙す
べき議員の数は、三人以上五人以下となるよう

者等の選挙犯罪による公職の候補者であつた者の
者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた
当選の効力並びに選挙権及び被選挙権の停止に
関する訴訟等)」に、「第百三十九條(事前運動、
教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)」を
「第百三十九條(事前運動、教育者の地位利用
等の制限違反)」に、「第百五十一條(総括
主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無
効)」を「第百五十一條(総括主宰者、出納
責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつ
た者の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停
止)」に、「第百五十二條(選挙犯罪に因る処刑
の生ずる時期)」を「第
百五十二條(選挙犯罪に因る選挙権及び被選挙権の停止)」と改める。

第四條第一項中「四百七十一人」を「五百十一人」
に改める。

第十一條第一項第四号中「その刑の執行猶予中
の者」を「その執行を終つた者若しくは刑の時
効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けた
者でその執行を終つた日若しくは刑の執行の免
除を受けた日から十年を経過するまでのもの又は
その刑の執行猶予の言渡しを受けてその裁判の確
定の日から十年を経過するまでのもの」に改め、同
条第二項中「因り」を「より」に、「第百五十二條」
を「第百五十一條(総括主宰者、出納責任
者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者
の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止)及
び第百五十二條」に、「因る」を「より」に改め、
同条第三項中「第一項の下に」を「第百五十一條
の二」を加える。

第十三條第一項以後段として次のように加え
る。

この場合において、各選挙区において選挙す
べき議員の数は、三人以上五人以下となるよう

者等の選挙犯罪による公職の候補者であつた者の
者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた
当選の効力並びに選挙権及び被選挙権の停止に
関する訴訟等)」に、「第百三十九條(事前運動、
教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)」を
「第百三十九條(事前運動、教育者の地位利用
等の制限違反)」に、「第百五十一條(総括
主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無
効)」を「第百五十一條(総括主宰者、出納
責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつ
た者の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停
止)」に、「第百五十二條(選挙犯罪に因る処刑
の生ずる時期)」を「第
百五十二條(選挙犯罪に因る選挙権及び被選挙権の停止)」と改める。

第四條第一項中「四百七十一人」を「五百十一人」
に改める。

第十一條第一項第四号中「その刑の執行猶予中
の者」を「その執行を終つた者若しくは刑の時
効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けた
者でその執行を終つた日若しくは刑の執行の免
除を受けた日から十年を経過するまでのもの又は
その刑の執行猶予の言渡しを受けてその裁判の確
定の日から十年を経過するまでのもの」に改め、同
条第二項中「因り」を「より」に、「第百五十二條」
を「第百五十一條(総括主宰者、出納責任
者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者
の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止)及
び第百五十二條」に、「因る」を「より」に改め、
同条第三項中「第一項の下に」を「第百五十一條
の二」を加える。

第十三條第一項以後段として次のように加え
る。

この場合において、各選挙区において選挙す
べき議員の数は、三人以上五人以下となるよう

に定めるものとする。

第十三条に次の一項を加える。

4 別表第一は、衆議院議員に係る人口格差(衆議院議員の各選挙区の統計法(昭和二十二年法律第十八号)第四条の規定により行われる国勢調査の結果による人口を当該選挙区において選挙すべき議員の数をもつて除して得た数のうち、その最も大きいものをその最も小さいもので除して得た数をいう。)が二以上となる場合には、更正するものとする。

第二十五条第四項中「第二百九条第一項中」を「同条第一項中」に、「第二百九条(総括主宰者等の選挙犯罪の場合)」の規定により当選の効力を「第二百九条第二項の規定により公職の候補者であつた者の当選の効力を争う数個の請求、第二百九十一条(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止の訴訟)」の規定により公職の候補者等であつた者の当選の効力若しくは選挙権及び被選挙権の停止に、「抹消」を抹消に改める。

第三十四条第四項中「当選の効力に関する訴訟」を「公職の候補者であつた者の当選の効力並びに選挙権及び被選挙権の停止に関する訴訟等」第一項に、「同条」を同項に改める。

第八十六条の四中「及び第二百五十二条」を、「第二百五十一条の二(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止)」及び第二百五十二条に改める。

第九十二条第一項第一号及び第二号中「三百万円」を「二百万円」に改め、同項第三号中「六十万円」を「四十万円」に改め、同項第四号中「三百万円」を「二百万円」に改め、同項第五号中「五十万円」を「三十万円」に改め、同項第六号中「二百四十万円」を「百二十万円」に改め、同項第七号中「三十万円」を「二十万円」に改め、同項第八号中「百万円」を「五十万円」に改め、同項第九号中「五十万円」を「二十四万円」に改め、同条第二項中「六百万円」を「四百万円」に改める。

第九十四条第二項中「六百万円」を「四百万円」に改める。

第九十四条第二項中「六百万円」を「四百万円」に改める。

第七十七条中「当選の効力に関する訴訟」を「公職の候補者であつた者の当選の効力並びに選挙権及び被選挙権の停止に関する訴訟等」に、「当選無効の訴訟」を「公職の候補者等であつた者の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止の訴訟」に、「第二百九条」を「第二百九条第一項」に改める。

第九十九条第五号中「当選の効力に関する訴訟」を「公職の候補者であつた者の当選の効力並びに選挙権及び被選挙権の停止に関する訴訟等」に、「当選無効の訴訟」を「公職の候補者等であつた者の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止の訴訟」に、「第二百九条」を「第二百九条第一項」に改める。

第三百三十七条の三中「第二百五十二条」を「第二百五十一条の二(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止)」又は第二百五十二条に、「因る」を「よる」に改める。

第三百三十八条を次のように改める。

第二百九条の見出し中「当選の効力に関する訴訟」を「公職の候補者であつた者の当選の効力並びに選挙権及び被選挙権の停止に関する訴訟等」に改め、同条中「当選無効」を「公職の候補者等であつた者の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止」に、「当選人が」を「公職の候補者であつた者が」に、「当該当選人」を「当該公職の候補者であつた者に」に、「又は出納責任者に該当しない」を「若しくは出納責任者に該当しないこと又は同条第四項各号に掲げる場合に該当する」に、「当該当選が無効」を「当該公職の候補者であつた者の当選が無効」に改め、同条中「当該公職の候補者等」を「当該公職の候補者であつた者が選挙権及び被選挙権を有しないこと」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該公職の候補者であつた者が第二百五十四条の二第一項の規定による通知を受けた日から三十日を経過する日までの間に、当該公職の候補者であつた者が当該選挙において当選人と定められ、当該当選人に係る第百一条第二項(当選人の告示)の規定による告示があつたときは、当該当選人の当選が無効とならないことの確認を求める訴訟の出訴期間は、当該告示の日から三十日以内とする。

第二百九条の二第一項第一号から第三号までに掲げる者が第二百九十一条第三項、第二百九十二条第三項、第二百九十三条第三項若しくは第二百九十三条の二第二項の規定により刑に処せられた場合又は出納責任者が第二百九十四条七条の規定により刑に処せられた場合において、これらの者に係る公職の候補者であつた者が第二百五十四条の二第一項の規定による通知を受けた日から三十日を経過した日後に、当該公職の候補者であつた者が当該選挙において当選人と定められ、当該当選人に係る第百一条第二項の規定による告示があつたときは、第二百五十一条の二第一項又は第三項の規定により当該当選人の当選は無効であるとする。検察官は、当選人を被告とし、当該告示の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起しなければならない。

第二百九十一条の見出し中「当選無効」を「公職の候補者等であつた者の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止」に改め、同条第一項中「当選無効」を「公職の候補者等であつた者の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止」に、「当該当選人」を「当該公職の候補者であつた者に」に、「当該当選人の当選は無効である」を「当該公職の候補者又は公職の候補者とならうとする者(以下この条及び第二百九十九条(選挙関係訴訟)に対する訴訟法規の適用)第一項において「公職の候補者等」というのであつた者の当該選挙における当選が無効であり、又は当該公職の候補者等であつた者が選挙権及び被選挙権を有しない」に、「当選人を」を「当該公職の候補者等であつた者を」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該裁判確定の日後に、当該公職の候補者等であつた者が当該選挙において当選人と定められ、当該当選人に係る第百一条第二項(当選人の告示)の規定による告示があつたときは、当該当選人の当選に係る当選無効の訴訟の出訴期間は、当該告示の日から三十日以内とする。

第二百九十一条第二項中「第二百九十一条、第二百九十二条、第二百九十三条、第二百九十三条の二」を「第二百九十一条から第二百九十三条の二」に改め、「戸別訪問」を削り、「第三号若しくは第四号」を「若しくは第三号」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第二百九十七条中「選挙犯罪による当選の効力に関する訴訟」を「選挙犯罪による公職の候補者であつた者の当選の効力並びに選挙権及び被選挙権の停止に関する訴訟等」に、「当選無効」を「公職の候補者等であつた者の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止」に改める。

と定められ、当該当選人に係る第百一条第二項(当選人の告示)の規定による告示があつたときは、当該当選人の当選に係る当選無効の訴訟の出訴期間は、当該告示の日から三十日以内とする。

第二百九十一条第二項中「第二百九十一条、第二百九十二条、第二百九十三条、第二百九十三条の二」を「第二百九十一条から第二百九十三条の二」に改め、「戸別訪問」を削り、「第三号若しくは第四号」を「若しくは第三号」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第二百九十七条中「選挙犯罪による当選の効力に関する訴訟」を「選挙犯罪による公職の候補者であつた者の当選の効力並びに選挙権及び被選挙権の停止に関する訴訟等」に、「当選無効」を「公職の候補者等であつた者の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止」に改める。

第二百九十一条第二項中「第二百九十一条、第二百九十二条、第二百九十三条、第二百九十三条の二」を「第二百九十一条から第二百九十三条の二」に改め、「戸別訪問」を削り、「第三号若しくは第四号」を「若しくは第三号」に改め、同項に後段として次のように加える。

無効とし、かつ、これらの者は第二百五十一條の

二 第一項又は前項に規定する罪に該当する行

同条第二項中「なくなるまでの間」の下に「(刑の執

西區

第一区				第二区				第三区				第四区			
石狩支庁管内	厚田郡	石狩郡	旭川市	留萌市	稚内市	士別市	名寄市	富良野市	上川支庁管内	留萌支庁管内	宗谷支庁管内	函館市	小樽市	渡島支庁管内	檜山支庁管内
四人				三人				三人				四人			
第五区				第六区				青森県				第一区			
網走市	紋別市	根室市	網走支庁管内	十勝支庁管内	釧路支庁管内	根室支庁管内	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市
五人				四人				三人				三人			
第二区				第一区				岩手県				第二区			
十和田市	東津軽郡	蟹田町	今別町	蓬田村	平館村	三厩村	西津軽郡	中津軽郡	南津軽郡	北津軽郡	上北郡	三戸郡	盛岡市	宮古市	久慈市
三人				三人				三人				三人			
宮城県				第二区				第一区				第一区			
仙石市	白石市	名取市	角田市	岩沼市	刈田郡	柴田郡	伊具郡	伊具郡	伊具郡	伊具郡	伊具郡	伊具郡	伊具郡	伊具郡	伊具郡
五人				五人				五人				五人			
上閉伊郡				第一区				第二区				第一区			
上閉伊郡	上閉伊郡	上閉伊郡	上閉伊郡	上閉伊郡	上閉伊郡	上閉伊郡	上閉伊郡	上閉伊郡	上閉伊郡	上閉伊郡	上閉伊郡	上閉伊郡	上閉伊郡	上閉伊郡	上閉伊郡
四人				四人				四人				四人			

茨城 県										第二区										第一区										第二区									
水戸市 龍ヶ崎市 笠間市 取手市 牛久保市 東茨城郡 西茨城郡 鹿嶋郡 行方郡 稲敷郡 北相馬郡 日立市 那珂湊市 常陸太田市 勝田市 高萩市 北茨城市										相馬郡 双葉郡 田村郡 石川郡 東白河郡 西白河郡 大沼郡 河沼郡 耶麻郡										北会津郡 南会津郡 岩瀬郡 相馬市 喜多方市 須賀川市																			
五人										五人										五人																			

栃木 県										第一区										第二区										群馬 県										第一区									
宇都宮市 鹿沼市 日光市 今市 大田原市 矢板市 黒磯市 河内郡 上都賀郡 塩谷郡 那須郡 足利市 栃木市 佐野市 小山市 真岡市 芳賀郡 下都賀郡 安蘇郡										猿島郡 結城郡 真壁郡 筑波郡 新治郡 つくば市 岩井市 水海道市 下妻市 結城市 下館市																																							
四人										四人										四人										五人																			

埼玉 県										第一区										第二区										第三区									
川口市 浦和市 草加市 蕨市 戸田市 鳩ヶ谷市 所沢市 飯能市 東松山市 狭山市 入間市 坂戸市 鶴ヶ島市 日高市 入間郡 毛呂山町 越生町 比企郡 熊谷市 秩父市 本庄市										吾妻郡 碓氷郡 甘楽郡 多野郡 北群馬郡 群馬郡 安中市 富岡市 藤岡市 渋川市 高崎郡 邑楽郡 山田郡 新田郡 佐波郡 利根郡																													
五人										五人										三人																			

千葉 県										第一区										第二区										第三区										第四区										第五区									
八千代市 市原市 千葉市										三芳町 大井町 入間郡 上福岡市 富士見市 新座市 和光市 志木市 朝霞市 川越市 北埼玉郡 北足立郡 北本郡 桶川市 与野市 上尾市 鴻巣市 羽生市 加須市 行田市 大宮市 北葛飾郡 南葛飾郡 幸手市 蓮田市 八潮市 久喜市 越谷市 春日部市 岩槻市 大里郡 児玉郡 秩父市 深谷市																																																	
五人										四人										五人										五人										三人																			

111

第一区										第二区									
更級郡 小佐久郡 北佐久郡 南佐久郡 佐久市 更埴市 飯山町 中野市 小諸市 須坂市 上野市 長野市										西頸城郡 中頸城郡 東頸城郡 刈羽郡 中魚沼郡 南魚沼郡 北魚沼郡 古志郡 三島郡 南蒲原郡 上越市 新井市 糸魚川市 栃尾市 見附市 十日町市 加茂市 小千谷市 柏崎市 三条市 長岡市									
四人										五人									

第一区										第二区									
中津川市 関市 多治見市 高山市 山梨郡 本巣郡 揖斐郡 安曇郡 不破郡 養老郡 海津市 羽島市 各務原市 羽島市 大垣市 岐阜市										北安曇郡 南安曇郡 東筑摩郡 木曾郡 下伊那郡 上伊那郡 諏訪市 塩尻市 茅野市 大町市 駒ヶ根市 伊那市 諏訪市 飯田市 岡谷市 松本市 下内郡 上内郡 下高井郡 上高井郡 埴科郡									
五人										五人									

第二区										第一区										静岡県										第二区									
磐田市 浜松市 富士市 駿東郡 田方郡 賀茂郡 裾野市 下野市 御殿場市 富士市 伊豆市 富士宮市 三島市 熱海市 沼津市 榛原市 志太郡 庵原市 藤枝市 焼津市 島田市 清水市 静岡市										吉田郡 大野郡 益田郡 恵那郡 土岐郡 可児郡 加茂郡 郡上郡 武儀郡 可児市 土岐市 美濃市 恵那市 瑞浪市 美濃市																													
五人										五人										四人																			

第三区										第二区										第一区										愛知県										第三区									
葉栗郡 丹波郡 西春日井郡 岩倉市 稲沢市 小牧市 尾西市 江南市 犬山市 津島市 一宮市 愛知市 豊明市 尾張市 知多市 大府市 東海市 春日井市 瀬戸市 名東区 守山区 中川区 中川区 西川区 北川区 東川区 千種区 名古屋区										引佐郡 浜田郡 磐田郡 周智郡 小笠原市 湖西市 天竜市 袋井市 掛川市																																							
五人										四人										四人										五人																			

三 重 県	第 七 区	第 六 区	第 五 区	第 四 区
上桑四津 野名日市 市市市市	東額幡西安碧岡 加田豆尾城南崎 郡郡郡市市市	天緑南港中熱瑞昭 白区區區區區區	名渥宝南北新蒲豊豊 古屋美飯設設城川橋 市郡郡郡郡市市市	西知高知常豊刈半海 加多浜立滑田谷田部 茂郡市市市市市市
	三人	五人	三人	四人
第一区	第一区	第一区	第二区	第一区
城宇西伏京 陽治京見都 市市区市区	山南下東中左上北 科京山区山区山区	京 都 市	北志名度多飯一久熊鳥尾名松伊阿安鈴三員桑龜鈴 牟牟摩賀会気南志居野羽鶯張阪勢山芸鹿重弁名山鹿 婁婁郡郡郡郡郡郡郡郡市市市市市市市市市市市市	鈴 鹿 市
四人	五人	三人	四人	
第二区	第一区	大阪府	第三区	第二区
旭東東西此福都大 成淀淀花島島阪 区区区区区市	住之江 区	大 阪 市	熊竹中與加天船北龜宮綾舞福知京相綴久乙八長向 野野野謝佐田井桑岡津部鶴山都楽喜世訓訓幡岡日 郡郡郡郡郡郡郡郡市市市市市市市市市市市市	市
五人	三人		三人	四人
第八区	第七区	第六区	第五区	第四区
泉岸三摂茨高吹交四門大寝枚守 大和島津木槻田野條真東屋方口 津市市市市市市市市市市	中央野東阿倍生天王大 区區區區區區區區區區	大阪狭山 市市	南東藤羽柏富八豊笑池豊 河大阪井曳原田尾能面田中 郡市市市市市市市市市市	北鶴淀城 見川東 區區區
四人	五人	三人	四人	五人
第三区	第四区	第五区	第六区	第七区
八尾能面田中 市市市市	柏原 市	羽曳野 市	藤井寺 市	東大阪 市
三人	五人	四人	三人	五人

第三区					第二区					第一区					兵庫	第九区				
三原郡	津名郡	加古郡	多可郡	加東郡	美濃市	加西市	小野市	高砂市	三木市	西脇市	加古川市	洲本市	明石市	伊丹市	芦屋市	西宮市	尼崎	神戶区	神戶区	神戶市
五人					五人					五人						四人				
第二区					第一区					第五区						第四区				
高市郡	宇陀郡	磯城郡	香芝市	御所市	五條市	桜井市	橿原市	大和高田	生駒郡	山辺郡	添上郡	生駒市	天理市	大和郡	奈良市	多紀郡	氷上郡	朝来郡	養父郡	美方郡
三人					三人					三人						四人				
広島					第二区					第一区						岡山				
南區	東區	中區	広島市	阿蘇郡	川上郡	上房郡	吉備郡	後月郡	小田郡	浅口郡	都窪郡	児島郡	新見市	高梁市	総社市	笠岡市	玉野市	倉敷市	久米郡	英田郡
					四人					四人						三人				
山口					第三区					第二区						第一区				
長門市	小野市	萩市	宇部市	下関市	比婆郡	双三郡	甲奴郡	神石郡	芦品郡	深安郡	沼隈郡	世羅郡	御調郡	庄原市	三原市	府中市	福山市	因島市	尾道市	三原市
					四人					三人						五人				

第一区															愛香徳 媛川島 県県県			第二区															第一区																	
伊予三島市	川之江市	西条市	新居浜市	今治市	南宇和郡	北宇和郡	東宇和郡	西宇和郡	喜多郡	伊予市	伊予市	大洲市	八幡浜市	宇和島市	松山市	吉数郡	佐波郡	都濃郡	熊毛郡	玖珂郡	大島郡	新南陽市	柳井市	光国市	岩松市	下松市	防府市	徳山市	山口市	阿武郡	大津郡	美祿郡	豊浦郡	厚狭郡	美祿市															
三人															四人			三人			四人															三人														

第三区															第二区															第一区															福岡県		第二区														
三井郡	浮羽郡	小郡	大川市	筑後市	八女市	柳井市	久留米市	大牟田市	嘉穂郡	鞍手郡	遠賀郡	中川市	山田市	飯塚市	直方市	八幡西区	八幡東区	戸畑区	若松区	北九州市	糸島郡	前原市	早良区	城南区	西中央区	中多区	博多区	福岡市	上浮穴郡	温泉水郡	越智郡	宇摩郡	東予市	北条市																											
三人															四人															五人															三人		三人														

第一区															長崎県		第五区															第四区														
南高来郡	北高来郡	三和町	野母崎町	高島町	伊王島町	香焼町	西彼杵郡	諫早市	島原市	長崎市	朝倉郡	宗像郡	粕屋郡	筑紫郡	太宰府市	宗像市	大野城市	春日市	筑紫野市	甘木市	福岡市	福岡市	京都市	田川市	豊前市	行橋市	田川市	小倉南区	小倉北区	門司区	北九州市	三池郡	山門郡	八女郡	三潆郡											
三人															四人		四人															四人														

第二区															第一区															熊本県		第二区														
下益城郡	宇土郡	宇土市	牛深市	本渡市	水俣市	人吉市	八代市	阿蘇郡	菊池郡	鹿本郡	玉名郡	山鹿市	玉名市	荒尾市	熊本市	対馬支庁管内	壱岐郡	南松浦郡	北松浦郡	東松浦郡	外海町	大瀬戸町	崎戸町	大島町	西海町	西彼町	琴海町	時津町	長与町	多良見町	西彼杵郡	松浦市	平戸市	福江市	大村市	佐世保市										
三人															五人																	三人														

大分県	上益城郡	八代郡	芦北郡	球磨郡	天草郡	五人
	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	五人
宮崎県	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	五人
	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	五人
第一区	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	四人
	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	四人
第二区	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	三人
	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	三人
沖繩県	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	五人
	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	五人
別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十四条関係)に改める。	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	五人
	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	五人
附則	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	五人
	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	五人
(施行期日)	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	五人
	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	五人

二項の項中「及び第四号」を「又は第五号」に改め、同表第二百五十一條の二第一項の項を次のように改める。

第二百五十一條の二 第一項	次の各号	
	第一号、第三号若しくは前号	第一号、第三号又は第五号
	第一号、第三号若しくは前号	第一号若しくは第三号

第九十四條第一項の表第二百五十三條の二第一項の項及び第二百五十四條の項中「及び第四号」を「若しくは第五号」に改める。

第九十七條第一項中「公職選挙法」の下に「第二百五十一條の二若しくは」を加え、「除く外」を「除くほか」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第九條 農業委員会等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一條の表以外の部分中、「第百三十八條(戸別訪問)」を削り、「第百三十九條第一項第四号」を「第百三十九條第一項第三号」に、「第二百五十一條の二第二項及び第三項」を「第二百五十一條の二第二項、第三項及び第五項」に、「附則第五項及び第六項」を「附則第四項及び第五項」に改め、同表第十一條第二項の項中「第二百五十二條」を「第二百五十一條の二(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止)」及び第二百五十二條に改め、同表第二十五條第四項の項中「抹消」を「抹消」に改め、同表第八十六條の四の項を次のように改める。

第八十六條の四		
第十一條	第二百五十一條の二	
	農業委員会等に関する法律第十一條において準用する第十一條	農業委員会等に関する法律第十一條の二
第二百五十一條	農業委員会等に関する法律第十一條において準用する第二百五十一條の二	
	農業委員会等に関する法律第十一條において準用する第二百五十二條	農業委員会等に関する法律第十一條

第十一條の表百三十七條の三の項中「第二百五十二條」を「第二百五十一條の二(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止)」又は第二百五十二條に改め、同表第二十條の項を次のように改める。

第二百五十一條の二 第二項	次の各号	
	第一号、第三号若しくは前号	第一号、第三号又は第五号
	第一号、第三号若しくは前号	第一号若しくは第三号

第二百十條第一項

若しくは第二百五十三條の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)第二項

又は第二百五十三條の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)第二項

第十一條の表第二百五十一條第一項の項並びに第二百五十四條の二第一項の項及び同表第二項の項中「及び第四号」を「又は第五号」に改め、同表第二百五十一條の二第二項の項を次のように改める。

第二百五十一條の二 第二項	次の各号	
	第一号、第三号若しくは前号	第一号、第三号又は第五号
	第一号、第三号若しくは前号	第一号若しくは第三号

第十一條の表第二百五十三條の二第一項の項及び第二百五十四條の項中「当選無効」を「公職の候補者等であつた者の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止」に、「及び第四号」を「若しくは第五号」に改め、同表第二百五十四條の二第一項の項中「当選無効」を「公職の候補者等であつた者の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止」に改める。

第十三條中「第十一條又は同表第二百五十二條」及び「第十一條又は第二百五十二條」を「第十一條、第二百五十一條の二又は第二百五十二條」に改める。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第十條 市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第十一條を次のように改める。

第十一條 削除

政治資金規正法の一部を改正する法律案

政治資金規正法の一部を改正する法律

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

政治資金規正法目次中「特定公職の候補者に係る指定団体の届出等」を「指定政治団体の届出等」に改める。

第一条中「行われるようにする」の下に「とともに」を加える。

に、主として個人により提出される政治資金によつて行われるようにする」を加え、「並びに政治団体及び公職の候補者」を「政治団体」に、「公開及び」を「公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の」に改める。

第二条の見出しを「(基本理念)」に改め、同条第二項中「及び公職の候補者」を削り、同条第三項を削る。

第五条に次の一項を加える。

3 この法律の規定を適用するについては、政治資金パーティー（対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動（選挙運動を含む。これらの者が政治団体である場合には、その活動に支出することとされているものをいう。以下同じ。）の対価の支払は、政治活動に関する寄附とみなす。

第八条の二（対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動（選挙運動を含む。これらの者が政治団体である場合には、その活動に支出することとされているものをいう。以下同じ。）を削り、同条に次の二項を加える。

2 政治資金パーティーを開催する者は、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に、当該対価の支払が政治資金パーティーの対価の支払である旨を書面により告知しなければならない。

3 前項に規定する告知に係る書面に記載すべき文言については、自治省令で定める。

第八条の三（政治活動）を「選挙運動」に改める。

第九条第一項第一号ロ中「第二十二條の六第二項」を「第二十二條の四第二項」に改め、同号へを次のように改める。

政治資金パーティーの対価に係る収入に、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額

第九条第一項第一号トを削り、同号チを同号トとし、同号リを同号チとし、同項第二号中「以下第十九条の七まで」を「次条第一項及び第二十二條第一項第二号」に改める。

第十條第三項を削る。

第十一條第一項中「第十九条の六を除き」を削る。

第十二條第一項第一号ロ及びハ中「政党又は政治資金団体に対するものにあつては年間一百万円、その他の政治団体に対するものにあつては年間一百万円」を「年間一百万円」に改め、同号ニ中「第二十二條の六第二項」を「第二十二條の四第二項」に改め、同号ヘ中「機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち」及び「並びに」の対価を支払した者の数」を削り、同号ト及びチを削り、同号リを同号トとし、同号ヌ中「リ」を「ト」に改め、同号ヌを同号チとし、同条第三項中「第一項第一号ヘからチまでの」を「第一項第一号ヘの」に、「同号ヘからチまでの」を「同号ヘ」に改める。

第十四條第一項中「第十九条の六を除き」を削る。

第十八條の二第二項中「寄附」とあるのは「当該政治資金パーティーに係る対価の支払」とを削り、「百万円」を「一百万円」に改め、「同号ト及びチ中」のその年における対価とあるのは「当該対価」とを削り、「と、第二十三條中「寄附」とあるのは「対価の支払」とし」を「とし」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 指定政治団体の届出等

第十九條の見出し中「指定団体」を「指定政治団体」に改め、同条第一項を次のように改める。

公職の候補者は、専らその者を推薦し又は支持することを本来の目的とする政治団体のうち

から、一の政治団体を、その者のために政治資金の拠出を受け、その拠出を受けた政治資金につきその者のための政治活動に支出をすべき政治団体として指定することができる。

第十九條第二項中「特定公職の候補者」を「公職の候補者」に改め、「この章において」を削り、「指定団体」を「指定政治団体」に改め、同条第三項中「この章において」を削り、「指定団体」を「指定政治団体」に改める。

第十九條の二の見出し及び同条第一項中「指定団体」を「指定政治団体」に改める。

第十九條の三を次のように改める。

（指定政治団体の届出をした公職の候補者の監督）

第十九條の三 指定政治団体の届出をした公職の候補者は、当該指定政治団体及びその会計責任者がこの法律の規定に違反することのないように、当該指定政治団体及び当該会計責任者を監督しなければならない。

第十九條の四から第十九條の八までを削り、第十九條の九を第十九條の四とする。

第二十條第一項中「第十七條第一項又は第十九條の七第一項若しくは第二項」を「又は第十七條第一項」に改める。

第二十一條を第二十條の二とする。

第五章中第二十二條の前に次の三條を加える。

（団体の寄附等の禁止）

第二十一條 法人その他の団体（政治団体を除く。以下この条において同じ。）は、政治活動に関する寄附及び寄附のあつせんをしてはならない。

2 何人も、法人その他の団体に対して、政治活動に関する寄附をすること又は寄附のあつせんをするを勧誘し、又は要求してはならない。

3 何人も、第一項の規定に違反してされる寄附又は同項の規定に違反してされる寄附のあつせんに係る寄附を受けてはならない。

（政治団体間の寄附等の制限）

第二十一條の二 政治団体は、政治団体に対しては、政治活動に関する寄附及び寄附のあつせんをしてはならない。

2 前項の規定は、政党がする寄附及び寄附のあつせん並びに政治資金団体及び第十九條第二項の規定による届出がされている指定政治団体が政党に対してする寄附及び寄附のあつせんについては、適用しない。

3 何人も、政治団体に対して、第一項の規定に違反する寄附をすること又は寄附のあつせんをするを勧誘し、又は要求してはならない。

4 何人も、第一項の規定に違反してされる寄附又は同項の規定に違反してされる寄附のあつせんに係る寄附を受けてはならない。

（公職の候補者に対する政治活動に関する寄附の禁止）

第二十一條の三 何人も、公職の候補者に対しては、政治活動に関する寄附（金銭等による政治活動に関する寄附に限るものとし、選挙運動に関するものを除く。第二十五條の二第二項において同じ。）をしてはならない。

2 何人も、前項の規定に違反する寄附をすることを勧誘し、又は要求してはならない。

3 何人も、第一項の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 個人がする政治活動に関する寄附は、各年中において、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 政党及び政治資金団体に対してする寄附 一千万円

二 政党及び政治資金団体以外の者に対してする寄附 五百万円

2 前項の規定は、個人が遺贈によつてする寄附については、適用しない。

3 何人も、第一項の規定に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けてはなら

ない。

第二十二條の二第一項中「何人も」を「個人がする政治活動に関する寄附は」に、「超えて政治活動に関する寄附をしてはならない」を「超えることができない」に改め、同条第二項中「政治団体がある寄附、指定団体に対する寄附及び」を削る。

第二十二條の三及び第二十二條の四を削り、第二十二條の五を第二十二條の三とし、第二十二條の六を第二十二條の四とし、第二十二條の七を第二十二條の五とし、第二十二條の八を削る。

第二十二條の九の見出し中「又は政治資金パーティーの対価の支払を受け、若しくは自己以外の者がするこれらの行為に關与してはならない」を「又は自己以外の者がする政治活動に関する寄附に關与してはならない」に改め、同項第一号中「国家公務員法」の下に「(昭和二十二年法律第百二十号)」を加え、同項第五号中「地方公務員法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を加え、同条を第二十二條の六とする。

第二十三條中「五年」を「七年」に、「三十万円」を「百万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十三條の二 第八條の二第二項の規定に違反して告知をしなかつた者(団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者)は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十四條中「三年」を「五年」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「同条若しくは第十九條の四の規定に違反して第九條第一項の会計帳簿を」これに改める。

第二十五條第一項中「第十二條若しくは」を「第十二條又は」に、「違反して報告書」を「違反して、報告書」に、「第十二條、第十七條若しくは第十九條の五の規定に違反して第十二條第一項若しくは第十七條第一項の報告書若しくはこれらに併せて

提出すべき書面」を「これら」に、「五年」を「七年」に、「三十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十五條の二 次の各号の一に該当する者(団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者)は、五年以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

一 第二十一條第一項、第二十一條の二第二項又は第二十一條の三第一項の規定に違反して寄附をし、又は寄附のあつせんをした者

二 第二十一條第二項、第二十一條の二第三項又は第二十一條の三第二項の規定に違反して寄附をすること又は寄附のあつせんをすることを勧誘し、又は要求した者

三 第二十一條第三項、第二十一條の二第四項又は第二十一條の三第三項の規定に違反して寄附を受け、又は寄附のあつせんに係る寄附を受けた者

2 公職の候補者が、その者の受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部を、政治活動以外の用に費消し、又は運用したときは、十年以下の懲役に処する。

第二十六條中「一年」を「三年」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「及び第二項」を削り、同条第二号中「第二十二條第四項」を「第二十二條第三項」に改める。

第二十六條の二 次の各号の一に該当する者(団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者)は、五年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條の三又は第二十二條の四第三項の規定に違反して寄附を受けた者

二 第二十二條の四第一項の規定に違反して寄附をした者

の七第一項を「第二十二條の五第一項」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第二十二條の九第一項」を「第二十二條の六第一項」に、「若しくは自己以外の者がする政治活動に関する寄附に關与し、又は政治資金パーティーに對価を支払つて参加することを求め、若しくは政治資金パーティーの對価の支払を受け、若しくは自己以外の者がするこれらの行為に關与した者」を「又は自己以外の者がする政治活動に関する寄附に關与した者」に改め、同条を同条第二号とし、同条第四号中「第二十二條の九第二項」を「第二十二條の六第二項」に改め、同条を同条第三号とし、同条を第二十六條の三とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十六條の四 第二十二條の五第二項の規定に違反して寄附を集めた者(団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者)は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十六條の五 指定政治団体がこの法律の規定に違反してその役員若しくは構成員が刑に処せられた場合又は指定政治団体の会計責任者がこの法律の規定に違反して刑に処せられた場合において、当該指定政治団体の届出をした公職の候補者が、第十九條の三に規定する監督について相當の注意を怠つたときは、当該違反行為に係る当該各条の刑に処する。

第二十八條の二第一項中「政治団体」を「団体」に、「第二十六條第二号、第二十六條の二第三号及び第二十六條の三第二号」を「第二十三條の二、第二十五條の二第一項及び第二十六條から第二十六條の四まで」に、「により寄附を受けた者」を「した」に改め、同条第二項中「第二十三條の下に」を「第二十五條の二第一項及び第二十六條の二」を加え、「政治団体」を「団体」に、「同条」を「当該各条」に改め、同条第三項中「政治団体」を「団体」に改め、同条を第六号中「第二十八條の三」とする。

第二十八條中「第二十六條第二号、第二十六條の二第三号、第二十六條の三第二号及び第二十六條の四」を「第二十六條の二、第二十六條の三、第二十六條の四及び第二十六條の五」と改め、同条を第二十六條の二とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十八條の二 第二十五條の二第一項、第二十六條及び第二十六條の五の罪を犯し禁錮以上の罰金の刑に處せられた者は、その裁判が確定した日から五年間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

2 第二十五條第一項、第二十五條の二、第二十六條及び第二十六條の五の罪を犯し禁錮以上の刑に處せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終るまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間(刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から五年間)、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

3 第二十五條の二第二項の罪につき刑に處せられた公職の候補者については、前項の五年間は、十年間とする。

4 裁判所は、情状により、刑の言渡しと同時に、第一項に規定する者に対し同項の五年間の期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、若しくはその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、第二項に規定する者(前項に規定する者を除く)に対し第二項の五年間の期間のうち選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、又は前項に規定する者に対し同項の十年間の期間を短縮する旨を宣告することが出来る。

5 公職選挙法第十一條第三項の規定は、第一項から前項までの規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じ、又はその事由

条の四第三号を「第二十五條の二第一項第三号、第二十六條第一号、第二十六條の二第一号及び第二十六條の三第二号」に、「第二十二條の六第四項」を「第二十二條の四第四項」に改め、同条を第二十八條の二とし、第二十七條の次に次の一条を加える。

第二十八條 第二十五條、第二十五條の二第一項、第二十六條及び第二十六條の五の罪を犯し罰金の刑に處せられた者は、その裁判が確定した日から五年間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

2 第二十五條第一項、第二十五條の二、第二十六條及び第二十六條の五の罪を犯し禁錮以上の刑に處せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終るまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間(刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から五年間)、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

3 第二十五條の二第二項の罪につき刑に處せられた公職の候補者については、前項の五年間は、十年間とする。

4 裁判所は、情状により、刑の言渡しと同時に、第一項に規定する者に対し同項の五年間の期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、若しくはその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、第二項に規定する者(前項に規定する者を除く)に対し第二項の五年間の期間のうち選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、又は前項に規定する者に対し同項の十年間の期間を短縮する旨を宣告することが出来る。

5 公職選挙法第十一條第三項の規定は、第一項から前項までの規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じ、又はその事由

なくなつたときについて準用する。この場合において、同条第三項中「第一項、第二百五十一條の二又は第二百五十二條」とあるのは、「政治資金規正法第二十八條第一項から第四項まで」と読み替へるものとする。

第二十九條中「第十七條第一項又は第十九條の七第一項若しくは第二項」を「又は第十七條第一項」に改める。

第三十二條第二号中「第二十一條第一項」を「第二十條の二第二項」に改め、同条第三号中「第二十一條第二項」を「第二十條の二第二項」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成六年一月一日から施行する。ただし、附則第四條の規定は、公布の日から施行する。

(政治資金パーティーの対価の支払に関する経過措置)

第二條 この法律による改正後の政治資金規正法(以下「新法」という。)第五條第三項及び第八條の二の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた政治資金パーティーの対価の支払には、適用しない。

(報告書の提出等に関する経過措置)

第三條 新法第十二條第一項(新法第十七條第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この条において同じ。)の規定は、施行日の属する年以後の期間に係る新法第十二條第一項の規定による報告書及び施行日以後に新法第十七條第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出及び記載について適用し、施行日の属する年の前年以前の期間に係るこの法律による改正前の政治資金規正法(以下「旧法」という。)第十二條第一項の規定による報告書及び施行日前に旧法第十七條第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出及び記載については、なお従前の例による。

2 新法第十二條第一項第一号ロ及びハの規定は、寄附のうち寄附のあつせんに係るもので施行日以後に集められる寄附について適用する。

(指定政治団体の届出等に関する経過措置)

第四條 旧法第十九條第二項の規定による届出をして同条第一項に規定する特定公職の候補者は、この法律の公布の日から施行日の前日までの間、その者が当該届出をしている政治団体のうちから、一の政治団体を、新法第十九條第二項に規定する指定政治団体となるべき政治団体として、同項の規定の例により、届け出ることができる。

2 この法律の施行の際現に旧法第十九條第二項の規定による届出がされている政治団体で前項の規定による届出がされたものは、施行日において、新法第十九條第一項の規定による指定がされ、同条第二項の規定によりその旨を届け出られたものとみなす。この場合において、新法第十九條の二第二項の規定の適用については、同項中「届出があつたときは」とあるのは、「届出があつたとき(政治資金規正法の一部を改正する法律(平成五年法律第 号) 附則第四條第二項の規定により届け出られたものとみなされる場合を含む。は」とする。

(特定公職の候補者に係る報告書の提出等に関する経過措置)

第五條 施行日の属する年の前年以前の期間に係る旧法第十九條の七第一項の規定による報告書及び施行日前に同条第二項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六條 施行日前にした行為並びに附則第三條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十二條第一項の規定による報告書及び旧法第十七條第一項の規定による報告書の提出及び記載に係る事項に係る施行日以後にした

行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第八條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
第二百七條第一項中「又は第二百五十二條」を「若しくは第二百五十二條又は政治資金規正

法(昭和二十三年法律第九十四号)第二十八條」に改める。

第四百三十三條第一項及び第四百三十四條第一項中「又は第二百五十二條」を「若しくは第二百五十二條又は政治資金規正法第二十八條」に改める。

(漁業法の一部改正)

第九條 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。
第九十四條第一項の表第七十六條の項の次に次のように加える。

第八十六條の四

第十一條第一項、第二百五十一條の二及び第二百五十二條並びに政治資金規正法第二十八條	漁業法第八十七條第一項第二号並びに同法第九十四條において準用する第二百五十一條の二及び第二百五十二條
---	--

第九十四條第一項の表第三百三十七條の三の項中欄中「又は第二百五十二條」を「若しくは第二百五十二條又は政治資金規正法第二十八條」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第十條 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。
第二十一條第一項中「(選挙権及び被選挙権を有しない者)」の下に「並びに政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第二十八條(政治資金規正法違反による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第二十七條第一項及び第八十六條の四の「規定」を「並びに政治資金規正法第二十八條(政治資金規正法違反による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)」に改める。

第三百三十七條の三の「又は第二百五十二條」を「若しくは第二百五十二條に」、「規定」を「又は政治資金規正法第二十八條(政治資金規正法違反による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)」に改める。

第九十九條の五第三項中「(昭和二十三年法律第九十四号)」を削る。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第十一條 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。
第十一條の表第八十六條の四の項を次のように改める。

第八十六條の四	
第十一條	農業委員会等に関する法律第十一條において準用する第十一條
第二百五十一條の二	農業委員会等に関する法律第十一條において準用する第二百五十一條の二
第二百五十二條(選挙犯罪による)	農業委員会等に関する法律第十一條

処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止」並びに政治資金規正法第二十八条(政治資金規正法違反による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)	条において準用する第二百五十二条(選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)
---	---

員及び参議院議員の再選挙及び補欠選挙の場合の規制」を「第二百一条の七（衆議院議員又は参議院議員の再選挙又は補欠選挙の場合の規制）」を「第二百一条の八（都道府県又は指定知事及び市長の選挙における政治活動の規制）」を「第二百一条の九（都道府県知事又は市長の選挙における政治活動の規制）」に、「第二百四条（衆議院議員及び参議院議員の選挙の効力に関する訴訟）」を「第二百四条（衆議院議員又は参議院議員の選挙の効力に関する訴訟）」に、「第二百六条（地方公共団体の議会の議員及び市長の当選の効力に関する異議の申出及び審査の申立て）」を「第二百六条（地方公共団体の議会の議員又は市長の当選の効力に関する異議の申出及び審査の申立て）」に、「第二百八条（衆議院議員及び参議院議員の当選の効力に関する訴訟）」を「第二百八条（衆議院議員又は参議院議員の当選の効力に関する訴訟）」に、「第二百十條（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選の効力に関する訴訟）」を「第二百十條（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選の効力に関する訴訟）」に、「第二百十一條（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者であつた者の当選の効力及び立候補の資格に関する訴訟等）」を「第二百十一條（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者であつた者の当選の効力及び立候補の禁止の訴訟等）」に、「第二百二十四条の三（候補者の選定に関する罪）」を「第二百二十四条の三（候補者の選定に関する罪）」に、「第二百三十一條（兇器携帯罪）」を「第二百三十一條（兇器携帯罪）」に、「第二百三十二條（投票所、開票所、選挙会場等における兇器携帯罪）」を「第二百三十二條（投票所、開票所、選挙会場等における兇器携帯罪）」に、「第二百三十八條（立会人の義務懈怠罪）」を「第二百三十八條（立会人の義務懈怠罪）」に、「第二百三十九條（事前運動、教育者の地位利用等の制限違反）」を「第二百三十九條（事前運動、教育者の地位利用等の制限違反）」に、「第二百四十五條（選挙期日後の挨拶行為の制限違反）」を「第二百四十五條（選挙期日後のあいさつ行為の制限違反）」に、「第二百五十一條の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無効）」を「第二百五十一條の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無効及び立候補の禁止）」に、「第二百五十一條の四（当選無効の効果の生ずる時期）」を「第二百五十一條の四（当選無効及び立候補の禁止の效果の生ずる時期）」に、「第二百六十三條（衆議院議員及び参議院議員の選挙管理費用の国庫負担）」を「第二百六十三條（衆議院議員及び参議院議員の選挙管理費用の国庫負担）」に、「第二百六十四條（地方公共団体の議会の議員及び市長の選挙管理費用の地方公共団体負担）」を「第二百六十四條（地方公共団体の議会の議員又は市長の選挙管理費用の地方公共団体負担）」に、「第二百七十一條の三（参議院比例代表選出議員の再選挙又は補欠選挙の特例）」を「第二百七十一條の三（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の再選挙又は補欠選挙の特例）」に、「別表第一」を「別表」に改める。

第四條第一項中「四百七十一人」を「五百人」とし、そのうち、二百五十人を小選挙区選出議員、二百五十人を比例代表選出議員に改める。

第五條第一項中「参議院（比例代表選出）議員を「衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員」に、「衆議院議員を「衆議院（小選挙区選出）議員」に、「及び」を「又は」に改め、同条第二項及び第三項中「参議院（比例代表選出）議員を「衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員」に改める。

第二十一部 政治改革に関する特別委員会会議録第二号（その二） 平成五年十二月六日 【参議院】

第十一條第一項第四号中「処せられ」の下に、その執行を終わ

り若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わ

り若しくはその執行の免除を受けた日から五年を経過しないものを又

はその執行の免除を受けた日から五年を経過しないものを又

加える。

第十二條第一項中「衆議院議員」を「衆議院（小選挙区選出）議員」に改め、同条第二項中「参議院（比例代表選出）議員」を「衆議院（比例代表選出）議員及び参議院（比例代表選出）議員」に改める。

第十三條の見出し中「衆議院議員」を「衆議院小選挙区選出議員」に改め、同条第一項を次のように改める。

衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、別に法律で定め、各選挙区において選挙すべき議員の数は、一人とする。

第十三條第二項中「別表第一に掲げる郡の区域又は支庁の所管区域」を「行政区画その他の区域」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「境界の変更」を「境界変更」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前項ただし書の場合において、当該市町村の境界変更に係る区域の新たに属することとなつた市町村が二以上の選挙区に分かれておるときは、当該区域の選挙区の所属については、政令で定める。

第十四條中「別表第二」を「別表」に改める。

第十五條第八項中「の外をのほかに」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「及び」を「又は」に、「衆議院議員」を「衆議院（小選挙区選出）議員」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 一の郡市の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれておる場合における第一項から第三項までの規定の適用（前項の規定の適用がある場合を含む）については、当該各区域を郡市の区域とみなすことができる。

第十五條の二第一項中「衆議院議員の選挙」を「衆議院（小選挙区選出）議員の選挙」に、「境界

の変更」を「境界変更」に、「第十三條（衆議院議員の選挙区）第二項但書」を「第十三條（衆議院小選挙区選出議員の選挙区）第二項ただし書」に改め、同条第三項中「第四項」を「第五項」に改める。

第十六條中「衆議院議員」を「衆議院（小選挙区選出）議員」に改め、「行政区画」の下に「その他の区域」を加える。

第十八條第一項ただし書中「但し、第十五條第五項」を「ただし、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙若しくは都道府県の議会の議員の選挙において市町村が二以上の選挙区に分かれておるとき又は第十五條第六項に、「その区域による」を「当該選挙区の区域により市町村の区域を分けて数開票区を設けるものとする」に改める。

第二十二條第二項及び第二十三條第一項中「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に改める。

第二十五條第四項後段中「第二百九十九條第一項」を「同条第一項」に、「第二百九十一條（総括主宰者等の選挙犯罪の場合）」の規定により当選の効力」を「第二百九十九條第二項の規定により公職の候補者であつた者の当選の効力を争う数個の請求、第二百九十一條（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止の訴訟）」の規定により公職の候補者等であつた者の当選の効力若しくは立候補の資格」に、「抹消」を「抹消」に改める。

第三十一條第四項中「十四日」を「二十一日」に改める。

第三十四條第四項中「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に、「中央選挙管理会」を「中央選挙管理会」に改め、同項ただし書中「第二百十條」を「第二百十條第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第五項中「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に、「中央選挙管理会」を「中央選挙管理会」に改め、同条第六項第二号中「衆議院議員及び」を「同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第

一三三

二の次に次の一号を加える。

三 衆議院議員の選挙にあつては、少なくとも十二日前に

第三十六条ただし書中「ただし」の下に、「衆議院議員の選挙については小選挙区選出議員及び比例代表選出議員ごとに」を加え、「選挙区選出議員を」選挙区選出議員に改める。

第三十七条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会、小選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることが出来る。

第四十五条第二項中「及び」を「又は」に、「命令」を「自治省令」に改める。

第四十六条の見出し中「投函」を「投函」に改め、同条第一項を次のように改める。

衆議院(小選挙区選出)議員の選挙の投票については、選挙人は、自ら、投票所において、投票用紙に氏名が印刷された候補者のうちその投票しようとするもの一人に対して、投票用紙の記号を記載する欄に○の記号を記載して、これを投票箱に入れなければならない。ただし、第四十七条(点字投票)の規定による投票をする選挙人又は自ら○の記号を記載することができない選挙人のうち政令で定めるものは、投票所において、投票用紙に候補者一人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない。

第四十六条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「の選挙」を「の選挙の投票」に、「名簿届出政党等」を「参議院名簿届出政党等」に、「第八十六条の二第一項(名簿による立候補の届出)」を「第八十六条の三(名簿による立候補の届出等)」第一項に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 衆議院議員又は参議院(比例代表選出)議員の

選挙以外の選挙の投票については、選挙人は、投票所において、投票用紙に当該選挙の公職の候補者一人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない。

第四十六条第一項の次に次の一項を加える。

2 衆議院(比例代表選出)議員の選挙の投票については、選挙人は、自ら、投票所において、投票用紙に名称(政令で定める場合にあつては、略称。以下この条において「名称等」という。)が印刷された衆議院名簿届出政党等(第八十六条の二(名簿による立候補の届出等)第一項の規定により届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。)のうちその投票しようとするもの一人に対して、投票用紙の記号を記載する欄に○の記号を記載して、これを投票箱に入れなければならない。ただし、第四十七条の規定による投票をする選挙人又は自ら○の記号を記載することができない選挙人のうち政令で定めるものは、投票所において、投票用紙に一の衆議院名簿届出政党等の第八十六条の二第一項の届出に係る名称又は略称を自書して、これを投票箱に入れなければならない。

6 第一項本文の投票用紙に印刷する候補者の氏名の順序は選挙区ごとに都道府県の選挙管理委員会が、第二項本文の投票用紙に印刷する衆議院名簿届出政党等の名称等の順序は中央選挙管理会がくじで定める。

7 候補者(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、衆議院名簿届出政党等の第八十六条(公職の候補者の立候補の届出等)第四項に規定する代表者)又はその代理人は、前項のくじに立ち会ふことができる。

8 前二項に規定するもののほか、第一項本文又は第二項本文の規定による投票における○の記号の記載方法、候補者が死亡し、候補者の届出が取り下げられたものとみなされ、又は候補者が候補者たることを辞したものとみなされた場合における投票用紙における候補者の表示方

法、衆議院名簿届出政党等の名簿の届出が却下された場合における投票用紙における衆議院名簿届出政党等の名称等の表示方法その他これらの規定による投票に關し必要な事項は、政令で定める。

9 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙の投票については、第五十六条(繰上投票)の規定により投票の期日を定めた場合又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情により候補者の氏名が印刷された投票用紙を調製することができない場合においては、第一項本文の規定にかかわらず、都道府県の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、選挙人が、投票所において、投票用紙に候補者一人の氏名を自書して、これを投票箱に入れる方法により行わせることができる。この場合において、第四十八条(代理投票)第一項中「○の記号」とあるのは「候補者の氏名」と、「第四十六条(投票の記載事項及び投函)第一項から第四項まで」とあるのは「第四十六条第一項ただし書及び第九項(自書式投票)」と、同条第二項中「候補者一人に対して○の記号」とあるのは「候補者一人の氏名」とし、第六十八条(無効投票)第一項の規定は適用せず、同条第三項の規定を適用する。

10 衆議院(比例代表選出)議員の選挙の投票については、第五十六条の規定により投票の期日を定めた場合又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情により衆議院名簿届出政党等の名称等が印刷された投票用紙を調製することができない場合においては、第二項本文の規定にかかわらず、都道府県の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、選挙人が、投票所において、投票用紙に一の衆議院名簿届出政党等の第八十六条の二第一項の届出に係る名称又は略称を自書して、これを投票箱に入れる方法により行わせることができる。この場合においては、第四十八条第一項中「○の記号」とあるのは「衆議院名簿届出政党等の名称及び略称」と

と、「第四十六条(投票の記載事項及び投函)第一項から第四項まで」とあるのは「第四十六条第二項ただし書及び第十項(自書式投票)」と、同条第二項中「衆議院名簿届出政党等」に対して○の記号」とあるのは「衆議院名簿届出政党等の名称又は略称」とし、第六十八条第二項の規定は適用せず、同条第四項の規定を適用する。

第四十六条の二の見出しを「(任意制記号式投票)」に改め、同条第一項中「前条第一項を、前条第四項に改め、同条第二項中「第四十六条(投票の記載事項及び投函)第一項を、第四十六条(投票の記載事項及び投函)第一項から第四項まで」に、「第四十六条の二(記号式投票)第一項を、第四十六条の二(任意制記号式投票)第一項及び第二項に、候補者一人を、公職の候補者一人に、第六十八条第一項を、第六十八条第三項に、成規を、所定に、同項第三号及び第四号を、同項第四号及び第五号に、同項第五号を、同項第六号に、同項第六号を、同項第七号に、同項第七号を、同項第八号に、何人にを、いづれに、第八十六条(公職の候補者の立候補の届出等)第五項を、第八十六条の四(公職の候補者の立候補の届出等)第五項に、第四項までの例に、第四項までの規定の例に、及び市長を、又は市長に改め、又は推薦届出を削り、当るを、当たるに、第六十八条の二を、第六十八条第三項第三号及び第六十八条の二に改める。

第四十八条第一項中「当該選挙の公職の候補者の氏名(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、名簿届出政党等の名称及び略称)を、衆議院議員の選挙の投票にあつては○の記号を、参議院(比例代表選出)議員の選挙の投票にあつては参議院名簿届出政党等の名称及び略称を、衆議院議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙の投票にあつては当該選挙の公職の候補者の氏名」に改め、「選挙人」の下に「(衆議院議員の選挙の投票にあつては、前条の規定による投票をする者が除く。)」を加え、「第四十六条

〔投票の記載事項及び投函〕第一項及び第二項を第四十六條（投票の記載事項及び投函）第一項から第四項まで「に改め、同条第二項中「投票用紙に」を「投票用紙に、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙の投票にあつては当該選挙人が指示する候補者一人に対して○の記号を、衆議院（比例代表選出）議員の選挙の投票にあつては当該選挙人が指示する一の衆議院名簿届出政党等に対して○の記号を、参議院（比例代表選出）議員の選挙の投票にあつては当該選挙人が指示する一の参議院名簿届出政党等の名称又は略称を、衆議院議員の選挙又は参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙の投票にあつては」に、「候補者」を「公職の候補者」に改め、「又は一の名簿届出政党等の名称若しくは略称」を削る。

第四十九條第一項中「の一に掲げる事由」を「に掲げる事由のいずれかに」に、「政令の」を「政令で」に、「第四十六條第一項及び第二項（投票の記載事項及び投函）、次条並びに前条」を「第四十六條（投票の記載事項及び投函）（第五項を除く）、前条及び次条」に改め、「場所において」の下に、「投票用紙に公職の候補者一人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の衆議院名簿届出政党等の第八十六條の二（名簿）による立候補の届出等）第一項の届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の参議院名簿届出政党等の第八十六條の三（名簿）による立候補の届出等）第一項の届出に係る名称又は略称。次項において同じ。」を記載する方法により」を加え、同項第三号中「産褥」を「産褥」に改め、同項第四号中「命令」を「自治省令」に改め、同条第二項中「ものを」を「ものに」に、「第四十六條第一項及び第二項、次条並びに前条」を「第四十六條（第五項を除く）、前条及び次条」に、「投票用紙に投票の記載をしを、投票用紙に公職の候補者一人の氏名を記載し」に改める。

第五十六條中「状況」を「状況」に、「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に、「都道府県」を「都道府県」に改める。

府県に改める。

第五十七條第一項中「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に、「都道府県」を「都道府県」に改め、同条第二項中「並びに」を「又は」に、「及び」を「若しくは」に、「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に、「選挙分会長」を「選挙分会長」に改める。第六十一條第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会、小選挙区選出議員についての開票管理者を同時に比例代表選出議員についての開票管理者とすることが出来る。

第六十二條第一項中「参議院比例代表選出議員」を「衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党（第八十六條（公職の候補者の立候補の届出等）第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。）及び公職の候補者（候補者届出政党の届出に係るものを除く）、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員」に、「名簿届出政党等」を「参議院名簿届出政党等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により届出のあつた者（次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。）が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。

一 公職の候補者（候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。）が死亡したとき、第八十六條第九項若しくは第八十六條の四（公職の候補者の立候補の届出等）第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六條第十二項若しくは第八十六條の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき（第九十一條（公務員となつた候補者の取扱い）第二項又は第百三条（当選人が兼職禁止の職にある場合の特例）第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む）。当該公職の候補者

補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等又は「若しくは名簿届出政党等」を、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等に、「かかる」を「係る」に改める。

条(選挙事務関係者の立候補制限)を「第八十六条の八第一項、第八十七条第一項若しくは第二項、第八十八条若しくは第二百五十一条の二」に改め、同項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加え、同項を同条第三項とする。

三 第八十六条第一項若しくは第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体で同条第一項各号のいずれにも該当していなかったものの当該届出に係る候補者、同条第九項後段の規定による届出に係る候補者又は第八十七条第三項の規定に違反してされた届出に係る候補者の氏名を記載したものを

第六十八条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

衆議院(小選挙区選出)議員の選挙の投票(第四十六条第一項ただし書(自書式投票)又は第四十九条(不在者投票)の規定による投票を除く)については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの
- 二 所定の〇の記号の記載方法によらないもの
- 三 候補者でない者又は第八十六条の八第一項(被選挙権のない者の立候補の禁止)、第八十七条(重複立候補等の禁止)第二項若しくは第二項、第八十八条(選挙事務関係者の立候補制限)若しくは第二百五十一条の二(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の立候補の禁止)の規定により候補者となることができない者に対して〇の記号を記載したもの

四 第八十六条(公職の候補者の立候補の届出等)第一項若しくは第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体で同条第一項各号のいずれにも該当していなかったものの当該届出に係る候補者、同条第九項後段の規定による届出に係る候補者又は第八十七条第三項の規定に違反してされた届出に係る候補者に対して〇の記号を記載したもの

五 一 投票中に二人以上の候補者に対して〇の記号を記載したもの

六 被選挙権のない候補者に対して〇の記号を記載したもの

七 〇の記号以外の事項を記載したもの

八 〇の記号を自ら記載しないもの

九 候補者のいずれに対して〇の記号を記載したかを確認し難いもの

2 衆議院(比例代表選出)議員の選挙の投票(第四十六条第二項ただし書(自書式投票)又は第四十九条の規定による投票を除く)については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの
- 二 所定の〇の記号の記載方法によらないもの
- 三 衆議院名簿届出政党等以外の政党その他の政治団体(第八十六条の二(名簿による立候補の届出等)第十項の規定による届出をした政党その他の政治団体を含む)に対して〇の記号を記載したもの

四 第八十六条の二第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体で同項各号のいずれにも該当していなかったもの又は第八十七条第五項の規定に違反して第八十六条の二第一項の衆議院名簿を重ねて届け出ている政党その他の政治団体に対して〇の記号を記載したもの

五 第八十六条の二第二項の衆議院名簿登載者の全員につき、同条第七項各号に規定する事由が生じており又は同項後段の規定による届出がされている場合の当該衆議院名簿に係る政党その他の政治団体に対して〇の記号を記載したもの

六 一 投票中に二以上の衆議院名簿届出政党等に対して〇の記号を記載したもの

七 〇の記号以外の事項を記載したもの

八 〇の記号を自ら記載しないもの

九 衆議院名簿届出政党等のいずれに対して〇の記号を記載したかを確認し難いもの

第六十八条に次の一項を加える。

5 前項の規定は、参議院(比例代表選出)議員の選挙の投票について準用する。この場合において、同項中「衆議院名簿届出政党等」とあるのは「参議院名簿届出政党等」と、「第八十六条の二第十項」とあるのは「第八十六条の三(名簿による立候補の届出等)第二項において準用する第八十六条の二第十項」と、「第八十六条の二第一項」とあるのは「第八十六条の三第一項」と、「第八十七条第五項」とあるのは「第八十七条第六項において準用する同条第五項」と、「衆議院名簿」とあるのは「参議院名簿」と、「衆議院名簿登載者」とあるのは「参議院名簿登載者」と、同条第七項各号」とあるのは「第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第七項各号」と読み替えるものとする。

第六十八条の二第一項中「前条第一項第七号」を「前条第三項第八号」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「又は当該名簿届出政党等」を「当該衆議院名簿届出政党等又は当該参議院名簿届出政党等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第八十六条の二(名簿による立候補の届出等)第一項」を「第八十六条の三(名簿による立候補の届出等)第一項」に、「第八十六条の二(名簿による立候補の届出等)第一項の規定による」に、「名簿届出政党等」を「参議院名簿届出政党等」に、「前条第二項第八号」を「前条第五項において準用する同条第四項第八号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第八十六条の二(名簿による立候補の届出等)第一項の規定による届出に係る名称又は略称が同一である衆議院名簿届出政党等が二以上ある場合において、その名称又は略称のみを記載した投票は、前条第四項第八号の規定にかかわらず、有効とする。

第七十五条第二項中「参議院(比例代表選出)議員」を「衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員」に改め、同条第三項中「参議院(比例代表選出)議員」を「衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員」に、「中央選挙管理

会」を、「中央選挙管理会」に改める。

第七十六条中「第四項、第五項、第六項」を「第四項から第六項まで」に、「参議院(比例代表選出)議員」を「衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員」に改める。

第七十七条第一項及び第七十八条中「参議院(比例代表選出)議員」を「衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員」に、「中央選挙管理会」を「中央選挙管理会」に改める。

第七十九条第一項中「地方公共団体の議会の議員及び長」を「衆議院(小選挙区選出)議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長」に、「第六十七条(開票の場合の投票の効力の決定)後段、第六十八条第一項(無効投票)」を「第六十七条(開票の場合の投票の効力の決定)、第六十八条(無効投票)第一項及び第三項」に、「第三項」を「第四項」に、「合せて」を「併せて」に改め、同条第二項中「合せて」を「併せて」に改める。

第八十条第一項中「参議院(比例代表選出)議員」を「衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員」に、「又は各名簿届出政党等」を「各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等」に改め、同条第三項中「第一項の例」を「第一項の規定の例」に、「又は各名簿届出政党等」を「各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等」に改める。

第八十一条の見出し中「参議院(比例代表選出)議員」を「衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員」に改め、同条第一項中「参議院(比例代表選出)議員」を「衆議院(比例代表選出)議員」に改め、同条第二項中「前項の報告」を「同項の規定による報告」に改め、「受けた日」の下に「若しくは中央選挙管理会から第百一条第四項(当選人決定の通知)の規定による通知を受けた日のいずれか遅い日(当該選挙が衆議院小選挙区選出議員の選挙と同時に行われぬ場合にあつては、すべての選挙分会長から前項の規定による報告を受けた日)」を加え、「名簿届出政党等」を「衆議院名簿届出政党等」に改め、同条第三項中「第一項」を「第

一項の規定によるに、「前項の例に」を「前項の規定の例に」に、「名簿届出政等」を「衆議院名簿届出政等」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前三項の規定は、参議院(比例代表選出)議員の選挙について準用する。この場合において、

第二項中「同項の規定による報告を受けた日若しくは中央選挙管理会から第百一条第四項(当選人決定の通知)の規定による通知を受けた日のいずれか遅い日(当該選挙が衆議院小選挙区選出議員の選挙と同時に行われぬ場合にあつては、すべての選挙分会長から前項の規定による報告を受けた日)」とあるのは「同項の規定による報告を受けた日」と、「衆議院名簿届出政等」とあるのは「参議院名簿届出政等」と、前項中「衆議院名簿届出政等」とあるのは「参議院名簿届出政等」と読み替へるものとする。

第八十三條第二項中「参議院比例代表選出議員の選挙にあつては第八十一條第一項(選挙分会長の選挙長への報告)を「衆議院比例代表選出議員の選挙」に改め、同条に次の一項を加える。

第八十四條後段中「同条同項本文」を「同項本文」に、「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に、「ついでにはを」を「ついでには、」とあるのは「とあるのは、」に改める。

第八十六條の四の見出し中「者の」を「者等の」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第八十六條の八とする。

2 第二百五十一條の二(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の立候補の禁止)第一項各号に掲げる者の選挙に關する犯罪により公職の候補者となり、又は公職の候補者であることができない者について

ては、同条の定めるところによる。

第八十六條の三の見出し中「政党」を「参議院比例代表選出議員の選挙における政党に改め、同条第一項中「前条第一項」を「第八十六條の三(名簿による立候補の届出等)第一項」に、「文書で」を「文書で」に、「名簿登載者」を「参議院名簿登載者」に改め、同条第三項中「前条第一項第一号」を「第八十六條の三第一項第一号」に改め、同条を第八十六條の七とし、同条の前に次の二条を加える。

(候補者の選定の手続の届出等)
第八十六條の五 第八十六條(公職の候補者の立候補の届出等)第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体は、当該政党その他の政治団体の衆議院(小選挙区選出)議員の候補者となるべき者の選定及び衆議院名簿登載者の選定(以下この条において「候補者の選定」という。)の手続を定めるときは、その日から七日以内、郵便によることなく、文書でその旨を自治大臣に届け出なければならない。

2 前項の文書には、当該政党その他の政治団体の名称、本部の所在地及び代表者の氏名並びに候補者の選定を行う機関の名称、その構成員の選出方法及び候補者の選定の手続を記載するものとする。

3 第一項の文書には、当該政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書及び第八十六條第一項各号のいずれかに該当することを証する政令で定める文書を添えなければならない。

4 第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体は、同項の規定により届け出た事項に異動があつたときは、その異動の日から七日以内に、郵便によることなく、文書でその異動に係る事項を自治大臣に届け出なければならない。

5 自治大臣は、第一項の規定による届出があつたときは、速やかに、当該届出に係る政党その他の政治団体の名称、本部の所在地及び代表者

の氏名並びに候補者の選定を行う機関の名称、その構成員の選出方法及び候補者の選定の手続を告示しなければならない。これらの事項につき前項の規定による届出があつた場合も、同様とする。

6 第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体は、第三項の文書の内容に異動があつたときは、その異動の日から七日以内に、文書でその異動に係る事項を自治大臣に届け出なければならない。

7 第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体が解散し、又は第八十六條第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなつたときは、その代表者は、その事実が生じた日から七日以内に、文書でその旨を自治大臣に届け出なければならない。この場合においては、自治大臣は、その旨の告示をしなければならない。

(衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称の届出等)
第八十六條の六 第八十六條の二(名簿による立候補の届出等)第一項に規定する政党その他の政治団体のうち同項第一号又は第二号に該当する政党その他の政治団体は、衆議院議員の総選挙の期日から三十日以内(当該期間が衆議院の解散の日にかかる場合にあつては、当該解散の日までの間)に、郵便によることなく、文書で、当該政党その他の政治団体の名称及び一の略称を中央選挙管理会に届け出るものとする。この場合において、当該名称及び略称は、その代表者若しくは衆議院名簿登載者としてする者の氏名が表示され、又はそれらの者の氏名が類推されるような名称及び略称であつてはならない。

2 第八十六條の二第一項に規定する政党その他の政治団体のうち同項第一号又は第二号に該当する政党その他の政治団体は、衆議院議員の総選挙の期日後二十四日を経過する日から当該衆議院議員の任期満了の日前九十日に当たる日又は

は衆議院の解散の日のいずれか早い日までの間に同項第一号又は第二号に該当することとなつたときは、前項前段の規定にかかわらず、その該当することとなつた日から七日以内(当該期間が衆議院の解散の日にかかる場合にあつては、当該解散の日までの間)に、郵便によることなく、文書で、当該政党その他の政治団体の名称及び一の略称を中央選挙管理会に届け出るものとする。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

3 前二項の文書には、当該政党その他の政治団体の名称及び一の略称、本部の所在地、代表者の氏名その他政令で定める事項を記載しなければならない。

4 第一項及び第二項の文書には、当該政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書及び当該政党その他の政治団体が第八十六條の二第一項第一号又は第二号に該当することを証する政令で定める文書を添えなければならない。

5 第一項又は第二項の規定による届出をした政党その他の政治団体は、これらの規定による届出をした日後衆議院議員の任期満了の日前九十日に当たる日又は衆議院の解散の日のいずれか早い日までの間に、これらの規定により届け出た事項に異動があつたときは、その異動の日から七日以内(当該期間が衆議院の解散の日にかかる場合にあつては、当該解散の日までの間)に、郵便によることなく、文書でその異動に係る事項を中央選挙管理会に届け出なければならない。

6 中央選挙管理会は、第一項又は第二項の規定による届出があつたときは、速やかに、これらの規定による届出に係る政党その他の政治団体の名称及び略称、本部の所在地並びに代表者の氏名を告示しなければならない。これらの事項につき前項の規定による届出があつたときも、同様とする。

7 第一項又は第二項の規定による届出をした政

党その他の政治団体は、第四項の文書の内容に異動があつたときは、その異動の日から七日以内に、文書でその異動に係る事項を中央選挙管理会に届け出なければならない。

8 第二項又は第二項の規定による届出をした政党その他の政治団体が、これらの規定による届出をした日後衆議院議員の任期満了の日前九十日に当たる日又は衆議院の解散の日のいずれか早い日までの間に、解散し又は第八十六条の二第一項第一号若しくは第二号に該当する政党その他の政治団体でなくなつたときは、その代表者は、その事実が生じた日から七日以内に、文書でその旨を中央選挙管理会に届け出なければならない。この場合においては、中央選挙管理会はその旨の告示をしなければならない。

9 第一項又は第二項の規定による届出をした政党その他の政治団体は、衆議院議員の任期満了の日前九十日に当たる日又は衆議院の解散の日のいずれか早い日後においても、郵便によることなく、文書で、中央選挙管理会に当該届出を撤回する旨の届出をすることができ、この場合においては、中央選挙管理会は、その旨の告示をしなければならない。

10 衆議院(比例代表選出)議員の再選挙及び補充選挙における第一項、第二項、第五項又は第七項から前項までの規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第八十六条の二を削る。

第八十六条の見出し中「参議院比例代表選出議員」を「衆議院議員又は参議院比例代表選出議員」に改め、同条第一項中「参議院比例代表選出議員」を「衆議院議員又は参議院比例代表選出議員」に改め、同条第三項中「並びに」を「その他」に改め、同条第四項中「第八十六条の四」を「第八十六条の八第一項」に、「又は第八十七条第一項」を「第八十七条第一項」に、「の規定により」を「又は第二百五十一条の二(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の立候補の禁止)」の規定により当該選挙において」に改め、「衆議院議員及び」を削り、「本部の総裁、会長、委員長その他これらに準ずる地位にある者(次条、第八十六条の三(政党その他の政治団体の名称の届出等)、第六百六十九条(選挙公報の発行手続)第五項及び第六百七十五条(投票記載所の氏名等の揭示)第三項において「代表者」という。を「代表者」に、「並びに」を「その他」に改め、同条第五項中「衆議院議員」を削り、「及び地方公共団体を「又は地方公共団体を」に改め、「及び第二項」を削り、「当該候補者」を「当該候補者」に、「又は候補者」を「又は公職の候補者」に、「前四項の例に」を「前各項の規定の例に」に、「並びに都道府県及び」を「又は都道府県若しくは」に、「候補者の届出又は推薦届出」を「公職の候補者の届出」に改め、同条第六項中「第一項及び第二項の公示又は」を「第一項」に、「当該候補者」を「当該候補者」に、「第四項までの例に」を「第四項までの規定の例に」に、「及び市長」を「又は市長に改め、「又は推薦届出」を削り、同条第七項中「及び」を「又は」に、「当該候補者」を「当該候補者」に、「当る」を「当たる」に改め、同条第八項中「及び」を「又は」に、「第四項までの例に」を「第四項までの規定の例に」に改め、「又は推薦届出」を削り、同条第九項中「及び」を「又は」に、「第八十六条の四又は第八十七条第一項」を「第八十六条の八第一項、第八十七条第一項又は第二百五十一条の二」に改め、「規定により」の下に「当該選挙において」を加え、同条第十一項中「及び前項の」を「若しくは前項の規定による」に、「第九十一条第一項」を「第九十一条第二項」に改め、同条を第八十六条の四とし、第九章中同条の前に次の三条を加える。

参議院議員及び」を削り、「本部の総裁、会長、委員長その他これらに準ずる地位にある者(次条、第八十六条の三(政党その他の政治団体の名称の届出等)、第六百六十九条(選挙公報の発行手続)第五項及び第六百七十五条(投票記載所の氏名等の揭示)第三項において「代表者」という。を「代表者」に、「並びに」を「その他」に改め、同条第五項中「衆議院議員」を削り、「及び地方公共団体を「又は地方公共団体を」に改め、「及び第二項」を削り、「当該候補者」を「当該候補者」に、「又は候補者」を「又は公職の候補者」に、「前四項の例に」を「前各項の規定の例に」に、「並びに都道府県及び」を「又は都道府県若しくは」に、「候補者の届出又は推薦届出」を「公職の候補者の届出」に改め、同条第六項中「第一項及び第二項の公示又は」を「第一項」に、「当該候補者」を「当該候補者」に、「第四項までの例に」を「第四項までの規定の例に」に、「及び市長」を「又は市長に改め、「又は推薦届出」を削り、同条第七項中「及び」を「又は」に、「当該候補者」を「当該候補者」に、「当る」を「当たる」に改め、同条第八項中「及び」を「又は」に、「第四項までの例に」を「第四項までの規定の例に」に改め、「又は推薦届出」を削り、同条第九項中「及び」を「又は」に、「第八十六条の四又は第八十七条第一項」を「第八十六条の八第一項、第八十七条第一項又は第二百五十一条の二」に改め、「規定により」の下に「当該選挙において」を加え、同条第十一項中「及び前項の」を「若しくは前項の規定による」に、「第九十一条第一項」を「第九十一条第二項」に改め、同条を第八十六条の四とし、第九章中同条の前に次の三条を加える。

(衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の立候補の届出等)

第八十六条 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙において、次の各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体は、当該政党その他の政治団体に所属する者を候補者としてしようとするときは、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日に、郵便によることなく、文書でその旨を当該選挙

長に届け出なければならない。
一 当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有すること。

二 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票数が当該選挙における有効投票の総数の百分の三以上であること。

2 衆議院(小選挙区選出)議員の候補者となろうとする者は、前項の公示又は告示があつた日に、郵便によることなく、文書でその旨を当該選挙長に届け出なければならない。

3 選挙人名簿に登録された者が他人を衆議院(小選挙区選出)議員の候補者としてしようとするときは、本人の承諾を得て、第一項の公示又は告示があつた日に、郵便によることなく、文書で当該選挙長にその推薦の届出をすることができ

4 第一項の文書には、当該政党その他の政治団体の名称、本部の所在地及び代表者(総裁、会長、委員長その他これらに準ずる地位にある者)をいう。以下この条から第八十六条の七(政党その他の政治団体の名称の届出等)まで、第六百六十九条(選挙公報の発行手続)第六項、第七百七十五条(投票記載所の氏名等の揭示)第三項及び第八十八条(出納責任者の選任及び届出)第二項において同じ。の氏名並びに候補者となるべき者の氏名、本籍、住所、生年月日及び職業その他政令で定める事項を記載しなければならない。

5 第一項の文書には、次に掲げる文書を添えなければならない。
一 政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書
二 第一項各号のいずれかに該当することを証

する政令で定める文書
三 当該届出が第八十七条(重複立候補等の禁止)第三項の規定に違反するものでないことを代表者が誓う旨の宣誓書

四 候補者となるべき者の候補者となることに同意する旨の同意書及び第八十六条の八第一項(被選挙権のない者の立候補の禁止)、第八十七条第一項若しくは第二項又は第二百五十一条の二(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の立候補の禁止)の規定により公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書

五 候補者となるべき者の選定を当該政党その他の政治団体において行う機関の名称、その構成員の選出方法及び候補者となるべき者の選定の手続を記載した文書並びに当該候補者となるべき者の選定を適正に行つたことを当該機関を代表する者が誓う旨の宣誓書

6 第二項及び第三項の文書には、候補者となるべき者の氏名、本籍、住所、生年月日及び職業その他政令で定める事項を記載しなければならない。

7 第二項及び第三項の文書には、第八十六条の八第一項、第八十七条第一項若しくは第二項又は第二百五十一条の二の規定により公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書、当該候補者となるべき者の所属する政党その他の政治団体の名称(一以上の政党その他の政治団体に所属するときは、いずれか一の政党その他の政治団体の名称)を記載した文書及び当該記載に関する政党その他の政治団体の代表者の証明書その他政令で定める文書を添えなければならない。
8 第一項の公示又は告示があつた日に届出のあつた候補者が二人以上ある場合において、その日後、当該候補者が死亡し、当該届出が取り下

げられたものとみなされ、当該候補者が候補者たることを辞したものとみなされ、又は次項後段の規定により当該届出が却下されたときは、前各項の規定の例により、当該選挙の期日前七日までに、候補者の届出をすることができ

9 次の各号のいずれかに該当する事由があることを知ったときは、選挙長は、第一項から第三項まで又は前項の規定による届出を却下しなければならぬ。第一項又は前項の規定により届出のあつた者につき除名、離党その他の事由により当該候補者届出政党に所属する者でなくなつた旨の届出が当該選挙の期日の前日までに当該候補者届出政党から文書でされたときも、また同様とする。

一 第一項又は前項の規定による政党その他の政治団体の届出が第一項各号のいずれにも該当しない政党その他の政治団体によつてされたものであること。

二 第一項又は前項の規定による政党その他の政治団体の届出が第八十七条第三項の規定に違反してされたものであること。

三 第一項から第三項まで又は前項の規定により届出のあつた者が第八十六条の八第一項、第八十七条第一項若しくは第二項又は第二百五十一条の二の規定により公職の候補者となり、又は公職の候補者であることができない者であること。

10 前項後段の文書には、当該届出に係る事由が、除名である場合にあつては当該除名の手続を記載した文書及び当該除名が適正に行われたことを代表者が誓う旨の宣誓書を、離党である場合にあつては当該候補者が候補者届出政党に提出した離党届の写しを、その他の事由である場合にあつては当該事由を証する文書を、それぞれ、添えなければならない。

11 候補者届出政党は、第一項の規定により候補者の届出をした場合には同項の公示又は告示があつた日に、第八項の規定により候補者の届出

をした場合には当該選挙の期日前七日までに選挙長に届出をしなければ、その候補者の届出を取り下げることをできない。

12 候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この項において同じ。)は、第二項又は第三項の規定により届出のあつた候補者にあつては第一項の公示又は告示があつた日に、第八項の規定により届出のあつた候補者にあつては当該選挙の期日前七日までに選挙長に届出をしなければ、その候補者たることを辞することができない。

13 第一項から第三項まで、第八項、第十一項若しくは前項の規定による届出があつたとき、第九項の規定により届出を却下したとき又は候補者が死亡し若しくは第九十一条(公務員となつた候補者の取扱い)第一項若しくは第二項若しくは第三百三条(当選人が兼職禁止の職にある場合の特例)第四項の規定に該当するに至つたことを知つたときは、選挙長は、直ちにその旨を告示するとともに、当該都道府県の選挙管理委員会に報告しなければならない。

14 第一項第一号に規定する衆議院議員又は参議院議員の数の算定、同項第二号に規定する政党その他の政治団体の得票総数(第七項の文書にその名称を記載された政党その他の政治団体の得票総数を含む。次条第十四項において同じ。)の算定その他第一項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

(衆議院比例代表選出議員の選挙における名簿による立候補の届出等)

第八十六条の二 衆議院(比例代表選出)議員の選挙においては、次の各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体は、当該政党その他の政治団体の名称(一の略称を含む。)並びにその所属する者の氏名及びそれらの者の間における当選人となるべき順位を記載した文書(以下「衆議院名簿」という。)を選挙長に届出することにより、その衆議院名簿に記載されている者以下「衆議院名簿登載者」という。)を当該選挙にお

ける候補者となることができる。

一 当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有すること。

二 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の三以上であること。

三 当該選挙において、この項の規定による届出をすることにより候補者となる衆議院名簿登載者を三十人以上有すること。

2 前項の規定による届出は、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日に、郵便によることなく、当該衆議院名簿に次に掲げる文書を添えて、しなければならない。

一 政党その他の政治団体の名称、本部の所在地及び代表者の氏名並びに衆議院名簿登載者の氏名、本籍、住所、生年月日及び職業その他政令で定める事項を記載し、代表者が署名押印した文書

二 政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書

三 前項各号のいずれかに該当することを証する政令で定める文書

四 当該届出が第八十七条(重複立候補等の禁止)第五項の規定に違反するものでないことを代表者が誓う旨の宣誓書

五 衆議院名簿登載者の候補者となることについての同意書及び第八十六条の八第一項(被選挙権のない者の立候補の禁止)又は第八十七条第一項若しくは第四項の規定により公職の候補者となることができない者でないことを当該衆議院名簿登載者が誓う旨の宣誓書

六 衆議院名簿登載者の選定及びそれらの者の間における当選人となるべき順位の決定(以下

下単に「衆議院名簿登載者の選定」という。)を当該政党その他の政治団体において行う機関の名称、その構成員の選出方法並びに衆議院名簿登載者の選定の手続を記載した文書並びに当該衆議院名簿登載者の選定を適正に行つたことを当該機関を代表する者が誓う旨の宣誓書

七 その他政令で定める文書

3 衆議院名簿に記載する政党その他の政治団体の名称及び略称は、第八十六条の六(政党その他の政治団体の名称の届出等)第六項の規定による告示に係る政党その他の政治団体にあつては当該告示に係る名称及び略称でなければならぬものとし、同項の告示に係る政党その他の政治団体以外の政党その他の政治団体にあつては同項の規定により告示された名称及び略称並びにこれらに類似する名称及び略称並びにその代表者若しくは衆議院名簿登載者の氏名が表示され又はそれらの者の氏名が類推されるような名称及び略称以外の名称及び略称でなければならない。この場合において、同項の告示に係る政党その他の政治団体の当該告示に係る名称又は略称がその代表者若しくは衆議院名簿登載者の氏名が表示され又はそれらの者の氏名が類推されるような名称又は略称となつているときは、当該政党その他の政治団体は、この項前段の規定の適用については、同条第六項の規定による告示に係る政党その他の政治団体でないものとみなす。

4 第一項第一号又は第二号に該当する政党その他の政治団体は、第八十七条第一項の規定にかかわらず、当該選挙と同時に行われる衆議院(小選挙区選出)議員の選挙における当該政党その他の政治団体の届出に係る候補者(候補者となるべき者を含む。次項及び第六項において同じ。)を当該政党その他の政治団体の届出に係る衆議院名簿の衆議院名簿登載者としてすることができ

5 各衆議院名簿の衆議院名簿登載者(当該選挙

と同時に、行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者であつて、前項の規定により、当該衆議院名簿の衆議院名簿登録者とされたものを除く。の数は、当該衆議院(比例代表選出)議員の選挙において選挙すべき議員の数を超えることができない。

6 第一項第一号又は第二号に該当する政党その他の政治団体が、第四項の規定により、当該選挙と同時に、行われる衆議院(小選挙区選出)議員の選挙における候補者を二人以上当該政党その他の政治団体の届出に係る衆議院名簿の衆議院名簿登録者とする場合には、第一項の規定にかかわらず、それらの者の全部又は一部について当選人となるべき順位を同一のものとすることができる。

7 当該選挙の期日までに、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたことを知つたときは、選挙長は、第一項の規定による届出に係る衆議院名簿における当該衆議院名簿登録者に係る記載を抹消するとともに、直ちにその旨を当該衆議院名簿届出政党等に通知しなければならない。衆議院名簿登録者につき除名、離党その他の事由により当該衆議院名簿届出政党等に所属する者でなくなつた旨の届出が当該選挙の期日の前日までに当該衆議院名簿届出政党等から文書でされたときも、また同様とする。

一 衆議院名簿登録者が死亡したこと。
二 衆議院名簿登録者が第八十六条の八第一項又は第八十七条第一項若しくは第四項の規定により公職の候補者となり、又は公職の候補者であることができない者であること。

三 衆議院名簿登録者が第九十一条(公務員となつた候補者の取扱い)第三項又は第三百三条(当選人が兼職禁止の職にある場合等の特例)第四項の規定に該当するに至つたこと。

四 第一項第一号又は第二号に該当する政党その他の政治団体が、第四項の規定により、当該選挙と同時に、行われる衆議院(小選挙区選出)議員の選挙における候補者(候補者となる

べき者を含む。)を当該政党その他の政治団体の届出に係る衆議院名簿の衆議院名簿登録者とした場合において、当該衆議院名簿登録者が衆議院(小選挙区選出)議員の候補者でなくなり、又は第一項若しくは第九項の規定による届出のあつた日において衆議院(小選挙区選出)議員の候補者とならなかつたこと。

8 前項後段の文書には、当該届出に係る事由が、除名である場合にあつては当該除名の手続を記載した文書及び当該除名が適正に行われたことを代表者が誓う旨の宣誓書を、離党である場合にあつては当該衆議院名簿登録者が衆議院名簿届出政党等に提出した離党届の写しを、その他の事由である場合にあつては当該事由を証する文書を、それぞれ、添えなければならない。

9 第一項の規定による届出の後(この項の規定による届出があつたときは、当該届出の後)衆議院名簿登録者でなくなつた者の数が第一項の規定による届出の時に係る衆議院名簿登録者の数の四分の一に相当する数を超えるに至つたときは、衆議院名簿届出政党等は、当該選挙の期日前十日までの間に、同項及び第二項(第二号から第四号までを除く。)の規定の例により、当該衆議院名簿登録者でなくなつた者の数を超えない範囲内において、衆議院名簿登録者の補充の届出をすることができ、この場合においては、当該届出の際現に衆議院名簿登録者である者の当選人となるべき順位をも変更することができる。

10 衆議院名簿届出政党等は、前項に規定する日までに、郵便によることなく、文書で選挙長に届け出ることにより、衆議院名簿を取り下げるることができる。この場合においては、取下げの事由を証する文書を添えなければならない。

11 第一項の規定による届出が同項各号のいずれにも該当しない政党その他の政治団体によつてされたものであること若しくは第三項若しくは第五項若しくは第八十七条第五項の規定に違反

してされたものであることを知つたとき又は第一項の規定による届出に係る衆議院名簿につき第九項に規定する期限経過後において衆議院名簿登録者の全員が第七項の規定により当該衆議院名簿における記載を抹消すべき者であることを知つたときは、選挙長は、当該届出を却下しなければならない。

12 第九項の規定による届出が同項の規定に違反してされたものであること又は当該届出の結果当該衆議院名簿登録者の数が第五項の規定に違反することとなつたことを知つたときは、選挙長は、当該届出を却下しなければならない。

13 第一項、第九項若しくは第十項の規定による届出があつたとき、第七項の規定により衆議院名簿における衆議院名簿登録者に係る記載を抹消したとき又は第十一項若しくは前項の規定により届出を却下したときは、選挙長は、直ちにその旨を告示するとともに、中央選挙管理会に報告しなければならない。

14 第一項第一号に規定する衆議院議員又は参議院議員の数の算定、同項第二号に規定する政党その他の政治団体の得票総数の算定その他同項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

(参議院比例代表選出議員の選挙における名簿による立候補の届出等)
第八十六条の三 参議院(比例代表選出)議員の選挙においては、次の各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体は、当該政党その他の政治団体の名称(一の略称を含む。)並びにその所属する者(当該政党その他の政治団体が推薦する者を含む。第九十八条(被選挙権の喪失と当選人の決定等)第三項において同じ。)の氏名及びそれらの者の間における当選人となるべき順位を記載した文書(以下「参議院名簿」という。)を選挙長に届出ることにより、その参議院名簿に記載されている者(以下「参議院名簿登録者」という。)を当該選挙における候補者とするることができる。

一 当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有すること。

二 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の四以上であること。

三 当該参議院議員の選挙において候補者(この項の規定による届出をすることにより候補者となる参議院名簿登録者を含む。)を十人以上有すること。

2 前条第二項、第三項、第五項、第七項(第四号を除く。)及び第八項から第十四項までの規定は、参議院(比例代表選出)議員の選挙について準用する。この場合において、同条第二項中「第八十七条(重複立候補等の禁止)第五項」とあるのは「第八十七条(重複立候補等の禁止)第六項において準用する同条第五項」と、「第八十七条第一項若しくは第四項」とあるのは「第八十七条第一項若しくは同条第六項において準用する同条第四項」と、「衆議院名簿登録者の選定」とあるのは「参議院名簿登録者の選定」と、同条第三項中「第八十六条の六(政党その他の政治団体の名称の届出等)第六項」とあるのは「第八十六条の七(政党その他の政治団体の名称の届出等)第四項」と、「同条第六項」とあるのは「同条第四項」と、同条第五項中「各衆議院名簿の衆議院名簿登録者(当該選挙と同時に、行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者であつて、前項の規定により、当該衆議院名簿の衆議院名簿登録者とされたものを除く。）」とあるのは「各参議院名簿の参議院名簿登録者」と、同条第七項中「衆議院名簿届出政党等」とあるのは「参議院名簿届出政党等」と、「所属する者」とあるのは「所属する者(当該政党そ

他の政治団体が推薦する者を含む。」と、「第八十七條第一項若しくは第四項」とあるのは「第八十七條第一項若しくは同条第六項において準用する同条第四項」と、同条第八項から第十項までの規定中「衆議院名簿届出政党等」とあるのは「参議院名簿届出政党等」と、同条第十一項中「第八十七條第五項」とあるのは「第八十七條第六項において準用する同条第五項」と、同条第十二項中「違反してされたものであること又は当該届出の結果当該衆議院名簿登載者の数が第五項の規定に違反することとなつたこと」とあるのは「違反してされたものであること」と読み替へるものとする。

第八十七條第三項中「参議院(比例代表選出議員)を衆議院(比例代表選出議員)に、名簿届出政党等を衆議院名簿届出政党等に、名簿を衆議院名簿を」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「名簿の」を「衆議院名簿の」に、「名簿登載者」を「衆議院名簿登載者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加へる。

2 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙において、一の政党その他の政治団体の届出に係る候補者は、当該選挙において、同時に、他の政党その他の政治団体の届出に係る候補者であることができない。

3 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙において、候補者届出政党は、一の選挙区においては、重ねて候補者の届出をすることができない。

6 前二項の規定は、参議院(比例代表選出)議員の選挙について準用する。この場合において、第四項中「衆議院名簿」とあるのは「参議院名簿」と、「衆議院名簿登載者」とあるのは「参議院名簿登載者」と、前項中「衆議院名簿届出政党等」とあるのは「参議院名簿届出政党等」と、「衆議院名簿」とあるのは「参議院名簿」と読み替へるものとする。

第八十九條第二項中「因る」を「よる」に、「在職

中」を「在職中」に、「候補者」を「公職の候補者」に改める。

第九十條中「第八十六條(公職の候補者の立候補の届出等)第一項、第二項、第五項、第六項及び第八項の規定により公職の候補者として届出をし若しくは推薦届出をされたとき又は第八十六條の二(名簿による立候補の届出等)第一項及び第七項を、第八十六條(公職の候補者の立候補の届出等)第一項から第三項まで若しくは第八項、第八十六條の二(名簿による立候補の届出等)第一項若しくは第九項、第八十六條の三(名簿による立候補の届出等)第一項若しくは同条第二項において準用する第八十六條の二第九項又は第八十六條の四(公職の候補者の立候補の届出等)第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項」に改める。

第九十一條第二項中「参議院(比例代表選出)議員」を「衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員」に、「名簿登載者」を「衆議院名簿登載者又は参議院名簿登載者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第八十六條(公職の候補者の立候補の届出等)第一項を、第八十六條第二項、第三項若しくは第八項又は第八十六條の四(公職の候補者の立候補の届出等)第一項に、及び」を若しくはに、「又は推薦届出のあつた者が、第八十八條(選挙事務関係者の立候補制限)又は第八十九條(公務員の立候補制限)を、のあつた者(候補者届出政党の届出に係るものを除く)が、第八十八條又は第八十九條に、その公職の候補者」を「その候補者」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加へる。

第八十六條(公職の候補者の立候補の届出等)第一項又は第八項の規定により候補者として届出のあつた者(候補者届出政党の届出に係るものに限り、が、第八十八條(選挙事務関係者の立候補制限)又は第八十九條(公務員の立候補制限)の規定により公職の候補者となることのできない者となつたときは、当該届出は、

取り下げられたものとみなす。

第九十二條第一項中「第八十六條(公職の候補者の立候補の届出等)第一項、第二項、第五項、第六項及び第八項を、第八十六條(公職の候補者の立候補の届出等)第一項から第三項まで若しくは第八項又は第八十六條の四(公職の候補者の立候補の届出等)第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項」に、「届出又は推薦届出をしようとする者」を「届出をしようとするもの」に改め、同項第一号中「衆議院議員」を「衆議院(小選挙区選出)議員」に改め、同条第二項中「第八十六條の二(名簿による立候補の届出等)第一項を、第八十六條の三(名簿による立候補の届出等)第一項に、六百万円に当該名簿の名簿登載者の数を乗じて得た金額を、当該参議院名簿の参議院名簿登載者一人につき、六百万円に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加へる。

2 第八十六條の二(名簿による立候補の届出等)第一項の規定により届出をしようとする政党その他の政治団体は、当該衆議院名簿の衆議院名簿登載者一人につき、六百万円(当該衆議院名簿登載者が当該衆議院(比例代表選出)議員の選挙と同時に行為する衆議院(小選挙区選出)議員の選挙における候補者(候補者となるべき者を含む)である場合にあっては、三百万円)又はこれに相当する額の国債証書を供託しなければならない。

第九十三條第一項中「第八十六條(公職の候補者の立候補の届出等)第一項、第二項、第五項、第六項及び第八項を、第八十六條(公職の候補者の立候補の届出等)第一項から第三項まで若しくは第八項又は第八十六條の四(公職の候補者の立候補の届出等)第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項」に改め、「又は推薦届出を削り、衆議院議員及び」を「衆議院(小選挙区選出)議員又は」に、「及び長」を「又は長」に改め、同項第一号中「衆議院議員」を「衆議院(小選挙区選出)議員」に、「当該選挙区内の議員の定数をもつて有効投票

票の総数を除して得た数の五分の一」を「有効投票の総数の十分の一」に改め、同条第三号中「及び」を「又は」に、「ときは」を「ときは」に改め、同条第二項中「公職の候補者が」を「公職の候補者の届出が取り下げられ、又は公職の候補者が」に、「第九十一條第一項(公務員となつたため立候補の辞退となされる場合)」を「第九十一條(公務員となつた候補者の取扱い)」第一項又は第一項に、「第八十六條第九項を、第八十六條第九項又は第八十六條の四第九項」に改める。

第九十四條第二項中「第八十六條の二第八項を、第八十六條の三第二項において準用する第八十六條の二第十項に、名簿を、参議院名簿に、同条第九項を、第八十六條の三第二項において準用する第八十六條の三第二項に、同条第一項の」を「第八十六條の三第二項の規定による、第九十二條第二項を、第九十二條第三項に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項各号列記以外の部分中「名簿届出政党等」を「参議院名簿届出政党等」に、「第九十二條(供託)第二項を、第九十二條第三項に改め、同条第一号中「名簿届出政党等」を「参議院名簿届出政党等」に改め、同項第二号中「第八十六條の二(名簿による立候補の届出等)第一項を、第八十六條の三(名簿による立候補の届出等)第一項に、名簿登載者」を「参議院名簿登載者」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加へる。

衆議院(比例代表選出)議員の選挙において、衆議院名簿届出政党等につき、三百万円に第一号に掲げる数を乗じて得た金額と六百万円に第二号に掲げる数を乗じて得た金額を合算して得た額が当該衆議院名簿届出政党等に係る第九十二條(供託)第二項の供託物の額に達しないときは、当該供託物のうち、当該供託物の額から当該合算して得た額を減じて得た額に相当する額の供託物は、国庫に帰属する。

一 当該衆議院名簿届出政党等の届出に係る衆議院名簿の衆議院名簿登載者のうち、当該選

が衆議院小選挙区選出議員の選挙と同時に進行される場合を除く。又は次に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 前項に規定する場合を除くほか、衆議院(比例代表選出)議員の選挙において、第八十六条の二第一項又は第九項の規定による届出に係る衆議院名簿登載者の総数がその選挙において選挙すべき議員の数を超えないとき又は超えなくなったときは、選挙長は、次条第四項の規定による通知があつた日又はその翌日に選挙会を開き、当該衆議院名簿登載者をもつて当選人と定めなければならない。この場合においては、第九十五条の二(衆議院比例代表選出議員の選挙における当選人)第五項の規定を準用する。

8 前二項に規定する場合を除くほか、衆議院(比例代表選出)議員の選挙において、第八十六条の二第一項の規定による届出をした衆議院名簿届出政党等が一であるとき又は一となつたときは、選挙長は、次条第四項の規定による通知があつた日又はその翌日に選挙会を開き、当該衆議院名簿届出政党等の届出に係る衆議院名簿登載者のうち、その衆議院名簿における当選人となるべき順位の低い、その選挙において選挙すべき議員の数に相当する数の衆議院名簿登載者をもつて当選人と定めなければならない。この場合においては、第九十五条の二第三項及び第五項の規定を準用する。

第九百条第二項中「前項及び」を「前各項又は」に、「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に、「中央選挙管理会」を「中央選挙管理会」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 衆議院(比例代表選出)議員の選挙において、第八十六条の二(名簿による立候補の届出等)第一項若しくは第九項の規定による届出に係る衆議院名簿登載者の総数がその選挙において選挙すべき議員の数を超えないとき若しくは超えなくなつたとき又は同条第一項の規定による届

出をした衆議院名簿届出政党等が一であるとき若しくは一となつたときは、投票は、行われない。

3 参議院(比例代表選出)議員の選挙において、第八十六条の三(名簿による立候補の届出等)第一項又は同条第二項において準用する第八十六条の二第九項の規定による届出に係る参議院名簿登載者の総数がその選挙において選挙すべき議員の数を超えないとき又は超えなくなつたときは、投票は、行われない。

4 参議院(選挙区選出)議員若しくは地方公共団体の議会の議員の選挙において第八十六条の四(公職の候補者の立候補の届出等)第一項、第二項若しくは第五項の規定による届出のあつた候補者の総数がその選挙において選挙すべき議員の数を超えないとき若しくは超えなくなつたとき又は地方公共団体の長の選挙において同条第一項、第二項、第六項若しくは第八項の規定による届出のあつた候補者が一人であるとき若しくは一人となつたときは、投票は、行われない。

第九百一条を次のように改める。
(衆議院小選挙区選出議員の選挙における当選人決定の場合の報告、告知及び告示)
第九百一条 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙において、当選人が定まつたときは、選挙長は、直ちに当選人の住所、氏名及び得票数並びに当該当選人に係る候補者届出政党の名称、その選挙における各候補者の得票総数その他選挙の次第を、当該都道府県の選挙管理委員会に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告があつたときは、都道府県の選挙管理委員会は、直ちに当選人には当選の旨を、候補者届出政党には当選人の住所及び氏名を告知し、かつ、当選人の住所及び氏名並びに当該当選人に係る候補者届出政党の名称を告示しなければならない。

3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行

つた場合においては、第一項の報告を受けた都道府県の選挙管理委員会は、直ちに当該当選人の住所、氏名及び得票数並びに当該当選人に係る候補者届出政党の名称、その選挙における各候補者の得票総数その他選挙の次第を、中央選挙管理会に報告しなければならない。

4 前項の規定による報告があつたときは、中央選挙管理会は、直ちに当該当選人の住所、氏名及び得票数並びに当該当選人に係る候補者届出政党の名称、その選挙における各候補者の得票総数その他選挙の次第を、衆議院(比例代表選出)議員の選挙の選挙長に通知しなければならない。

第九百一条の二の見出し中「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に改め、同条第一項中「参議院(比例代表選出)議員」を「衆議院(比例代表選出)議員」に改め、同条第二項中「前項の規定に改め、同条第二項中「前項の」を「前項の規定に改め、同条第二項中「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員」に改め、同条第三項中「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員」に改め、同条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。又は第九百一条の二第二項(当選人決定の告知)」に改め、同条第二項中「かかる」を「係る」に、「在る」を「ある」に、「又は第九百一条の二第二項」を「第九百一条の二第二項又は第九百一条の二第三項」に、「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に、「中央選挙管理会」を「中央選挙管理会」に改め、同条第四項中「第八十六条(公職の候補者の立候補の届出等)第一項、第二項、第五項、第六項及び第八項」を「第八十六条(公職の候補者の立候補の届出等)第一項から第三項まで若しくは第八項」に改め、「若しくは推薦届出」を削り、「あるとき又は」を「あるとき」に、「及び第七項」を「若しくは第九項の規定による届出に係る衆議院名簿登載者であるとき、第八十六条の三(名簿による立候補の届出等)第一項若しくは同条第二項において準用する第八十六条の二第九項」に

あるのは「参議院名簿届出政党等」と、第三項中「第九百一条第二項」とあるのは「第九百一条第四項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

第九百一条の二の次に次の一条を加える。
(衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における当選人決定の場合の報告、告知及び告示)
第九百一条の三 衆議院議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙において、当選人が定まつたときは、選挙長は、直ちに当選人の住所、氏名及び得票数、その選挙における各公

職の候補者の得票総数その他選挙の次第を、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告があつたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちに当選人に当選の旨を告知し、かつ、当選人の住所及び氏名を告示しなければならない。市町村の議会の議員又は長の選挙にあつては、併せて都道府県の選挙管理委員会にも報告しなければならない。

第九百二条中「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に改め、「(当選人の告示)」の下に、「第九百一条の二第二項(名簿届出政党等に係る当選人の数及び当選人の告示)」(同条第四項において準用する場合を含む)を加える。

第九百三条第一項中「かかる」を「係る」に、「在る」を「ある」に、「又は第九百一条の二第二項(名簿届出政党等に係る当選人の数及び当選人の決定の告知)」を「第九百一条の二第二項(名簿届出政党等に係る当選人の数及び当選人の決定の告知)」(同条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。又は第九百一条の二第三項(当選人決定の告知)」に改め、同条第二項中「かかる」を「係る」に、「在る」を「ある」に、「又は第九百一条の二第二項」を「第九百一条の二第二項又は第九百一条の二第三項」に、「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に、「中央選挙管理会」を「中央選挙管理会」に改め、同条第四項中「第八十六条(公職の候補者の立候補の届出等)第一項、第二項、第五項、第六項及び第八項」を「第八十六条(公職の候補者の立候補の届出等)第一項から第三項まで若しくは第八項」に改め、「若しくは推薦届出」を削り、「あるとき又は」を「あるとき」に、「及び第七項」を「若しくは第九項の規定による届出に係る衆議院名簿登載者であるとき、第八十六条の三(名簿による立候補の届出等)第一項若しくは同条第二項において準用する第八十六条の二第九項」に

あるのは「参議院名簿届出政党等」と、第三項中「第九百一条第二項」とあるのは「第九百一条第四項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

第九百一条の二の次に次の一条を加える。
(衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における当選人決定の場合の報告、告知及び告示)
第九百一条の三 衆議院議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙において、当選人が定まつたときは、選挙長は、直ちに当選人の住所、氏名及び得票数、その選挙における各公

「名簿登載者であるとき」を「参議院名簿登載者であるとき又は第八十六条の四（公職の候補者の立候補の届出等）第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出のあつたものであるとき」に、「又は第一百一条の第二項を」、第一百一条の第二項又は第一百一条の第三項に、「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に、「中央選挙管理会」を「中央選挙管理会」に改め、「他の選挙について」の下に、「その公職の候補者に係る候補者の届出が取り下げられ若しくは」を加え、「候補者たる名簿登載者」を「候補者たる衆議院名簿登載者若しくは参議院名簿登載者」に改める。

第四百四条中「第一百一条第二項」を「第一百一条の三第二項」に、「同法同条」を「同法第九十二条の二又は第四百十二条」に改める。

第百五條中「參議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は參議院比例代表選出議員」に、「中央選挙管理会」を、「中央選挙管理会」に改める。

第百六条第一項中「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に、「中央選挙管理会」を、「中央選挙管理会」に改め、同条第二項中「前項の」を「前項の規定による」に、「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に、「中央選挙管理会」を、「中央選挙管理会」に改める。

第百七条中「第二百十条」を「第二百十条第一項」に、「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に、「中央選挙管理会」を、「中央選挙管理会」に改める。

第百八条第一項中「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に、「中央選挙管理会」を、「中央選挙管理会」に改め、同項第一号中「及び」を「又は」に改める。

第百九条の見出し中「衆議院議員」を「衆議院小選挙区選出議員」に、「及び」を「又は」に改め、同

条中「衆議院議員を」を「衆議院小選挙区選出議員」に、「一がを」を「いづれかが」に、「及び第九十八条」を「又は第九十八条」に、「当選人の決定を」を「当選を」に改め、同条第三号中「及びを」を「若しくは」に改め、同条第五号中「関する訴訟を」を「関する訴訟等」に、「第二百十条の」を「第二百十条第一項の」に改める。

第百一条の見出し中「参議院比例代表選出議員及び」を「衆議院比例代表選出議員、参議院比例代表選出議員又は」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「参議院比例代表選出議員」を「衆議院(比例代表選出議員、参議院比例代表選出議員)に、「が」を「いずれかが」に、「及び」を「又」は「に」、「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に、「中央選挙管理会」を「中央選挙管理会」に、「前条の例に」を「前条の規定の例に」に改め、同項第三号中「ときはを」ときは、「に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号を同項第三号とし、同項第一号中「(補欠選挙)」を削り、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加へる。

一 衆議院(比例代表選出)議員の場合には、第一百十三条第一項(補欠選挙)にいうその議員の欠員の数と通じて総選挙における議員の定数の四分の一を超えるに至つたとき。

第百十條第二項中「參議院（比例代表選出）議員」を「衆議院（比例代表選出）議員又は參議院（比例代表選出）議員」に、「前條の例に」を「前條の規定の例に」に改め、同條第三項中「前條の例に」を「前條の規定の例に」に改める。

第百二条第一項第一号中「衆議院議員」を「衆議院（小選挙区選出）議員」に改め、「国会法」の下に「昭和二十二年法律第七十九号」を加え、同項第二号中「参議院（比例代表選出）議員」を「衆議院（比例代表選出）議員及び参議院（比例代表選出）議員」に改める。

第百十二條第五項を同條第八項とし、同條第四項中「前三項」を「前各項」に、「準用する」を「つ

いて準用する」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項を削り、同条第一項中「衆議院議員」を削り、「ならなかつた者」を「ならなかつたもの」に改め、「(同点者の場合)」を削り、同項を同条第五項とし、同条に第一項から第四項までとして次の四項を加へる。

衆議院（小選挙区選出議員の欠員が生じた場合）において、第九十五条第二項（同点者の場合）の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるときは、選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

2 衆議院(比例代表選出)議員の欠員が生じた場合において、当該議員に係る衆議院名簿の衆議院名簿登載者で当選人とならなかったものがあるときは、選挙会を開き、その者の中から、その衆議院名簿における当選人となるべき順位に従い、当選人を定めなければならない。

3 第九十五条の二（衆議院比例代表選出議員の選挙における当選人）第五項の規定は、前項の場合について準用する。

4 第二項の規定は、参議院(比例代表選出議員の欠員が生じた場合について準用する。この場合において、同項中「衆議院名簿」とあるのは「参議院名簿」と、「衆議院名簿登載者」とあるのは「参議院名簿登載者」と読み替えるものとする。

第百十三條第一項中「前條第一項、第二項、第四項及び第五項」を「前條第一項から第五項まで、第七項又は第八項」に、「參議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は參議院比例代表選出議員」に、「中央選舉管理會」を「中央選舉管理會」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 衆議院(小選挙区選出)議員の場合には、一人に達したとき。

第百十三条第一項第五号中「ときは」を「ときは、」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号

から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 衆議院(比例代表選出)議員の場合には、第一百十條第一項にいうその当選人の不足数と通じて総選挙における議員の定数の四分の一を超えらるに至つたとき。

中央選挙管理会」を、「中央選挙管理会」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項第四号中「その区域」を、「その区域」に改め、同号を同項第三号とし、同条第五項中「〔再選挙〕」を削り、「第三項第四号」を「第三項第三号」に改める。

第百十四条中「第百十二条（長が欠けた場合等の繰上補充）第三項から第五項まで」を「第百十二条（長が欠けた場合等の繰上補充）第六項から第八項まで」に改める。

第百十五條第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第二項中「各名簿届出政党等」を「各参議院名簿届出政党等」

に、「第九十五条の二（名簿届出政党等に係る当選人の数及び当選人）第一項」を「第九十五条の二（名簿届出政党等に係る当選人の数及び当選人）第六項において準用する同条第一項」に、「あるのは」を「とあるのは」に改め、同条第三項中「第一百条（無投票当選）第一項」を「第一百条（無投票当選）第三項」に、「名簿届出政党等」を「参議院名簿届出政党等」に改め、同条第四項中「名簿届出政党等」を「参議院名簿届出政党等」に、「名簿登載者」を「参議院名簿登載者」に改め、同条第五項中「議員の」の下に「選挙の」を加え、同条第六項中「第一百条第一項」を「第一百条第四項」に改め、同条第七項中「第一百条第四項」を「第一百条第九項」に改め、同条第八項中「長い議員の」の下に「選挙の」を加え、「若しくは第九十七条の二」を「第九十七条の二」に、「名簿の名簿登載者」を「参議院名簿の参議院名簿登載者」に、「その名簿」を「その参議院名簿」に改める。

第百二十五条第一項中「同条同項の例に」を「同

項の規定の例に改める。

第二百二十六条第一項中「第八十六条第七項を」「第八十六条の四第七項に改め、同条第二項中「選挙について第八十六条第七項を」「選挙について第八十六条の四第七項に、且つをかつに、報告により第八十六条第七項を報告により同条第七項に、最後のを、最後のに、少くともを、少なくともに改め、同条第三項中「第八十六条第七項を」「第八十六条の四第七項に、除く外を、除くほか」に改める。

第二百二十七条中「第百条第一項（無投票当選）の場合を」を「第百条（無投票当選）第四項に規定する事由が」に、「かかる」を「係る」に改める。

第二百二十九条中「第八十六条（公職の候補者の立候補の届出）第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による公職の候補者の届出又は第八十六条の二（名簿による立候補の届出）第一項の規定による名簿の届出を」を「第八十六条（公職の候補者の立候補の届出等）第一項から第三項まで若しくは第八項の規定による候補者の届出、第八十六条の二（名簿による立候補の届出等）第一項の規定による衆議院名簿の届出、第八十六条の三（名簿による立候補の届出等）第一項の規定による参議院名簿の届出又は第八十六条の四（公職の候補者の立候補の届出等）第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による公職の候補者の届出」に改める。

第百三十条第一項を次のように改める。
選挙事務所は、次に掲げるものでなければ、設置することができない。

一 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙にあつては、公職の候補者又はその推薦届出者（推薦届出者が数人あるときは、その代表者。以下この条、次条及び第百三十九条（飲食物の提供の禁止）において同じ。）及び候補者届出政党

二 衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては、衆議院名簿届出政党等

三 参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては、参議院名簿届出政党等

は、参議院名簿届出政党等

四 前三号に掲げる選挙以外の選挙にあつては、公職の候補者又はその推薦届出者
第百三十条第二項を削り、同条第三項中「前二項の」を「前項各号に掲げるものは」に改め、「当該設置者（前項の選挙事務所にあつては、当該名簿届出政党等）は」を削り、「参議院比例代表選出議員を」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員に、中央選挙管理会を、中央選挙管理会」に改め、同項を同条第二項とする。

第百三十一条第一項を次のように改める。
前条第一項各号に掲げるものが設置する選挙事務所は、次の区分による数を超えることができない。ただし、政令で定めるところにより、交通困難等の状況のある区域においては、第一号の選挙事務所にあつては三箇所まで、第四号の選挙事務所にあつては五箇所まで、それぞれ設置することができ。

一 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における選挙事務所は、候補者又はその推薦届出者が設置するものにあつてはその候補者一人につき一箇所、候補者届出政党が設置するものにあつてはその候補者届出政党が届け出た候補者に係る選挙区ごとに一箇所
二 衆議院（比例代表選出）議員の選挙における衆議院名簿届出政党等の選挙事務所は、都道府県ごとに、一箇所
三 参議院（比例代表選出）議員の選挙における参議院名簿届出政党等の選挙事務所は、都道府県ごとに、一箇所
四 参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙における選挙事務所は、その公職の候補者一人につき、一箇所
五 地方公共団体の議会の議員又は市町村長の選挙における選挙事務所は、その公職の候補者一人につき、一箇所

第百三十一条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項から前項までの規定により設置する」を「前項各号の」に、「の設置者（第二項の選挙事務所にあつては、名簿届出政党等。次項において同じ。）を」を「設置したもの」に改め、「超えて」の下に「これを」を加え、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第一項及び第二項の規定により設置する」を「第一項第一号から第四号までの」に、「の設置者」を「設置したもの」に、「参議院比例代表選出議員を」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員に、中央選挙管理会を、中央選挙管理会」に改め、同項を同条第三項とする。

第百三十四条第一項中「若しくは第二項、第百三十一条第五項を、第百三十一条第三項に、参議院比例代表選出議員を」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員に、中央選挙管理会を、中央選挙管理会」に改め、同条第二項中「第百三十一条を、第百三十一条第一項に改める。

第百三十八条の見出しを「（夜間の戸別訪問の禁止等）」に改め、同条第一項中「何人も」の下に「午後八時から翌日午前八時までの間は」を加え、「得しめ又は得しめない」を「得させ又は得させない」に改め、同条第二項中「問はずの下に、午後八時から翌日午前八時までの間は」を加え、「行」を「する」に、「言いあるく」を「言い歩く」に改める。

第百三十八条の三中「参議院比例代表選出議員を」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員に」に改める。
第百三十九条ただし書中「参議院（比例代表選出）議員を」を「衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員に」に改め、「選挙において、選挙運動の下に（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が行うものを除く。以下この条において同じ。）」を加え、「第百三十一条を、第百三十一条第一項に改め、規定により」の下に「公職の候補者又はその推薦届出者が」を加える。
第百四十条の二第一項ただし書中「個人演説会の会場を、演説会場」に改める。

第百四十一条の見出し中「拡声機及び船舶」を「船舶及び拡声機」に改め、同条第一項中「参議院（比例代表選出）議員を」を「衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員に、拡声機及び船舶を」又は「船舶及び拡声機」に改め、同条第六項中「及び」を「又は」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「衆議院議員及び」を「衆議院（小選挙区選出）議員又は」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「及び」を「又は」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「の自動車、拡声機又は船舶を使用する者は、その使用する自動車、拡声機又は船舶に」を、第二項本文又は第三項本文の規定により選挙運動のために使用される自動車、船舶又は拡声機には」に改め、「選挙管理委員会」の下に「（衆議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）」を加え、「両者」を、両者に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「拡声機及び船舶を」を「船舶及び拡声機」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙においては、候補者届出政党は、その届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県ごとに、自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろいを、当該都道府県における当該候補者届出政党の届出候補者の数（当該都道府県内の選挙区において当該候補者届出政党が届け出た候補者をいう。以下同じ。）を超える場合においては、その超える数が五人を増すことにこれらに加えて自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろいを、主として選挙運動のために使用することができる。ただし、拡声機については、政党演説会（演説を含む）の開催中、その会場において別に一そろいを使用することを妨げるものではない。

3 衆議院（比例代表選出）議員の選挙においては、衆議院名簿届出政党等は、自動車六台又は船舶六隻（両者を使用する場合にあつては、通じて六）及び拡声機六そろいを、衆議院名簿登載者の数が三十人を超える場合においては、そ

の超える数が十人を増すごとにこれらに加え自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろいを、主として選挙運動のために使用することができ。ただし、拡声機については、政党等演説会(演説を含む)の開催中、その会場において別に一そろいを使用することを妨げるものではない。

4 衆議院(比例代表選出)議員の選挙においては、主として選挙運動のために使用される自動車、船舶及び拡声機は、前項の規定により衆議院名簿届出政党等が使用するもののはかは、使用することができない。

第四百四十一條の二第一項中「前条」を「前条第一項」に、「参議院比例代表選出議員の」を「衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に行為る衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のもの及び参議院比例代表選出議員の選挙における」に改め、同条第二項中「前条」を「前条第一項」に改める。

第四百四十一條の三「拡声機及び船舶」を「船舶及び拡声機」に、「但し」を「ただし」に改める。

第四百四十二條第一項中「参議院(比例代表選出)議員を」を「衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員」に改め、同項第一号中「衆議院議員」を「衆議院(小選挙区選出)議員」に、「公職の候補者」を「候補者」に、「二万枚に当該選挙区内の議員の定数を乗じて得た数」を「^{七万五千}八万枚」に改め、同項第二号中「公職の候補者」を「候補者」に、「衆議院議員」を「衆議院(小選挙区選出)議員」に、「五万枚」を「三万枚」に、「三万枚」を「一万八千枚」に改め、同項第三号中「公職の候補者」を「候補者」に、「衆議院議員」を「衆議院(小選挙区選出)議員」に、「五万枚」を「三万枚」に改め、同項第四号から第七号までの規定中「公職の候補者」を「候補者」に改め、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項中「第一項又は第二項」を「第一項から第五項まで」に、「参議院比例代表選出議員の」を「衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に行為る衆議院小選挙区

選出議員の選挙における候補者である者以外のもの及び参議院比例代表選出議員の選挙における」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「衆議院議員及び」を「衆議院(小選挙区選出)議員又は」に、「第四百四十一條(自動車、拡声機及び船舶の使用)第五項ただし書」を「第四百四十一條(自動車、船舶及び拡声機の使用)第八項ただし書」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第二号」の下に、「第二項並びに第三項を加え、同項に後段として次のように加え、同項を同条第十項とする。

この場合において、第二項のピラにあつては当該候補者届出政党の名称を、第三項のピラにあつては当該衆議院名簿届出政党等の名称及び同項のピラである旨を表示する記号を、併せて記載しなければならない。

第四百四十二條第六項を同条第九項とし、同条第五項中「第二号」の下に「並びに第二項」を加え、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第二号」の下に、「第二項並びに第三項を加え、同項を同条第七項とし、同条第三項中、無料とし」を「無料とし、第二項の通常乗車は有料とし、政令で定めるところにより」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙においては、候補者届出政党は、その届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県ごとに、三万五千枚に当該都道府県における当該候補者届出政党の届出候補者の数を乗じて得た数以内の通常乗車及び^{七万五千}八万枚に当該都道府県における当該候補者届出政党の届出候補者の数を乗じて得た数以内のピラを、選挙運動のために頒布(散布を除く)することができる。

3 衆議院(比例代表選出)議員の選挙においては、衆議院名簿届出政党等は、中央選挙管理会に届け出た三種類以内のピラを、選挙運動のために頒布(散布を除く)することができる。

4 衆議院(比例代表選出)議員の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、前項の規定により衆議院名簿届出政党等が頒布することができるピラのほかは、頒布することができない。

第四百四十三條第一項中「二」を「いずれかに」に改め、「該当するもの」の下に「(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第一号、第二号、第四号及び第五号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの)」を加え、同項第二号中「拡声機及び船舶」を「船舶及び拡声機」に改め、同項第四号中「個人演説会の会場」を「演説会場」に改め、同項第四号の二「衆議院議員」を「衆議院小選挙区選出議員」に、「及び」を「又は」に改め、同条第三項中「衆議院議員」を「衆議院小選挙区選出議員」に、「及び都道府県知事」を「又は都道府県知事」に改め、「使用するポスター」の下に「(衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く)」を加え、同条第八項中「個人演説会の会場」を「演説会場」に改め、同条第十四項中「衆議院議員及び」を「衆議院(小選挙区選出)議員又は」に、「第四百四十一條第五項ただし書」を「第四百四十一條第八項ただし書」に改め、同条第十六項第二号中「衆議院議員及び」を「衆議院(小選挙区選出)議員及び」に改め、同条第十七項中「参議院比例代表選出議員」を「衆議院(小選挙区選出)議員又は参議院比例代表選出議員」に改め、同条に次の一項を加える。

19 第十六項において「一定期間」とは、次の各号に定める期間とする。

一 衆議院議員の総選挙にあつては、衆議院議員の任期満了の日の六月前日から当該総選挙の期日までの間又は衆議院の解散の日の日から当該総選挙の期日までの間

二 参議院議員の通常選挙にあつては、参議院議員の任期満了の日の六月前日から当該通常選挙の期日までの間

三 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙(再選挙及び補欠選挙を除く)にあつては、その任期満了による選挙についてはその任期満了の日の六月前日から当該選挙の期日までの間、任期満了による選挙以外の選挙については当該選挙を行ふべき事由が生じたときその旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間

四 衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の再選挙又は補欠選挙にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたときその旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間

第四百四十三條の二「第四百四十一條(自動車、拡声機及び船舶の使用)第一項」を「第四百四十一條(自動車、船舶及び拡声機の使用)第一項から第三項まで」に、「個人演説会」を「演説会」に改める。

第四百四十四條第一項中「次の各号の」を「次の」に改め、同項第二号中「及び」を「又は」に改め、同項を同項第四号とし、同項第一号中「及び」を「又は」に、「二千二百枚」を「千二百枚」に改め、同号ただし書中「公職の候補者」を「候補者」に改め、同項を同項第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものにあつては、その届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県ごとに、千五百枚に当該都道府県における当該候補者届出政党の届出候補者の数を乗じて得た数

二 衆議院比例代表選出議員の選挙において衆議院名簿届出政党等が使用するものにあつては、七万枚、当該衆議院名簿届出政党等に係る衆議院名簿掲載者の数が三十人を超える場合においてはその超える数が十人を増すごとに五千枚を七万枚に加えた数

第四百四十四條第二項中「選挙管理委員会の定める」を「選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会。以下この項において同じ)の定める」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第四百四十三條第一項第五号のポスターは、衆

議院(小選挙区選出)議員の選挙において候補者
届出政党が使用するもの及び衆議院比例代表
選出議員の選挙において衆議院名簿届出政党
等が使用するものにあつては長さ八十五センチ
メートル、幅六十センチメートル、それ以外の
ものにあつては長さ四十二センチメートル、幅
三十センチメートルを超えてはならない。

第百四十四条第五項中「名称」を「名称」に改
め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、候補者届出政党又は衆議
院名簿届出政党等が使用するものには、当該候
補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等の名称
を併せて記載しなければならない。

第百四十四条の二第一項中「衆議院議員」を「衆
議院(小選挙区選出)議員」に、「及び」を「又は」に
改め、「ポスター」の下に「衆議院小選挙区選出議
員の選挙において候補者届出政党が使用するもの
を除く。」を加える。

第百四十五条第一項中「何人も」の下に「衆議
院議員」を加え、「並びに」を「又は」に、「及び長」
を「若しくは長」に改め、同項ただし書中「命令」を
「自治省令」に改め、「定めるもの」の下に「並びに
第百四十四条の二」を加える。

第百四十七条を次のように改める。
(文書図面の撤去)

第百四十七条 都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、次の各
号のいずれかに該当する文書図面があると認めるときは、撤去
させることができる。この場合において、都道府県又は市町村
の選挙管理委員会は、あらかじめ、その旨を当該警察署長に通
報するものとする。

一 第百四十三条(文書図面の掲示)、第百四十四条(ポスター
の掲示又は第百四十四条の二(個人演説会場の掲示の特例)第
二項若しくは第四項の規定に違反して掲示したもの

二 第百四十三条第十六項に規定する公職の候補者等若しくは
後援団体が当該公職の候補者等若しくは後援団体となる前に
掲示された文書図面と同項の規定に該当するもの又は同項の
公職の候補者等若しくは後援団体に係る同条第十九項各号の
区分による当該選挙ごとに当該各号に定める期間前若しくは
期間中に掲示したポスターで当該期間中において同条第十六

項の規定に該当するもの
三 第百四十三条の二(文書図面の撤去義務)の規定に違反し
て撤去しないもの

四 第百四十五条(ポスターの掲示箇所等)第一項又は第二項
(第百四十四条の二第五項において準用する場合を含む)の
規定に違反して掲示したもの

五 選挙運動の期間前又は期間中に掲示した文書図面であつて
規定に該当するもの

第百四十七条の二中「含む」を「含む」を含む。以下
この条において同じ。又は慶弔、激励、感謝その
他これらに類するものためのあいさつ状を」に
改める。

第百四十九条第一項を次のように改める。

衆議院(小選挙区選出)議員の選挙について
は、候補者は、自治省令で定めるところによ
り、同一寸法で、いずれか一の新聞に、選挙運
動の期間中、五回を限り、選挙に関して広告を
し、候補者届出政党は、自治省令で定めるとこ
ろにより、当該都道府県における当該候補者届
出政党の届出候補者の数(十三人を超える場合
においては、十三人とする。以下この章におい
て同じ)に応じて自治省令で定める寸法で、い
ずれか一の新聞に、選挙運動の期間中、自治省
令で定める回数を限り、選挙に関して広告をす
ることができる。

第百四十九条第四項中「及び都道府県知事」を
「又は都道府県知事」に、「第一項及び第二項」を
「第一項から第四項まで」に改め、同項に次のた
し書を加え、同項を同条第六項とする。

ただし、衆議院(比例代表選出)議員の選挙に
あつては、当該衆議院名簿届出政党等の得票総
数が当該選挙における有効投票の総数の千分の
四以上である場合に限る。

第百四十九条第三項中「前二項」を「前各項」に改
め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「名簿
届出政党等」を「参議院名簿届出政党等」に、「命
令」を「自治省令」に、「名簿登載者」を「参議院名簿
登載者」に、「いずれかの」を「いずれか」に改め、

同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加
える。
4 衆議院議員又は参議院(比例代表選出)議員の
選挙以外の選挙については、公職の候補者は、
自治省令で定めるところにより、同一寸法で、
いずれか一の新聞に、選挙運動の期間中、二回
(参議院選挙区選出議員の選挙にあつては五回、
都道府県知事の選挙にあつては四回)を限り、
選挙に関して広告をすることができる。

第百四十九条第一項の次に次の一項を加える。
2 衆議院(比例代表選出)議員の選挙について
は、衆議院名簿届出政党等は、自治省令で定め
るところにより、衆議院名簿登載者の数(二百
四十人を超える場合においては、二百四十人
とする。以下この章において同じ)に応じて
自治省令で定める寸法で、いずれか一の新聞
に、選挙運動の期間中、自治省令で定める回数
を限り、選挙に関して広告をすることができる。

第百五十条第三項中「前二項」を「前各項」に、
「参議院(比例代表選出)議員」を「衆議院(比例代表
選出)議員の選挙における衆議院名簿届出政党等
又は参議院(比例代表選出)議員」に、「名簿届出政
党等」を「参議院名簿届出政党等」に改め、同項を
同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「第三項」
に、「その区域」を「その区域」に、「参議院比例
代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員の選挙
にあつては衆議院名簿登載者の数、参議院比例代
表選出議員」に、「名簿登載者」を「参議院名簿登
載者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一
項中「衆議院議員」を「衆議院(比例代表選出)議員」
に、「及び都道府県知事」を「又は都道府県知事」
に、「参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、
名簿届出政党等。次項及び次条において同じ」を
「衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議
院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選
挙にあつては参議院名簿届出政党等。第五項にお
いて同じ」に、「政令の」を「政令で」に、「テレビジ

ョン放送(放送法(昭和二十五年法律第百三十二
号)第二条第一号の三に規定する中波放送又は同
条第二号の五に規定するテレビジョン放送をい
う。以下同じ)」を「テレビジョン放送」に、「参議
院比例代表選出議員の選挙にあつては、名簿登載
者」を「衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては
衆議院名簿登載者、参議院比例代表選出議員の選
挙にあつては参議院名簿登載者」に改め、同項
を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加え
る。

4 第一項の放送に関しては、当該都道府県にお
ける届出候補者を有するすべての候補者届出政
党に対して、同一放送設備を使用し、当該都道
府県における当該候補者届出政党の届出候補者
の数に応じて政令で定める時間数を与える等
等の利便を提供しなければならない。

第百五十条に第一項及び第二項として次の二項
を加える。
衆議院(小選挙区選出)議員の選挙において
は、候補者届出政党は、政令で定めるところに
より、選挙運動の期間中日本放送協会及び一般
放送事業者のラジオ放送又はテレビジョン放送
(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二
条第二号の三に規定する中波放送又は同条第二
号の五に規定するテレビジョン放送をいう。以
下同じ)の放送設備により、公益のため、その
政見(当該候補者届出政党が届け出た候補者の
紹介を含む。以下この項において同じ)を無料
で放送することができる。この場合において、
日本放送協会及び一般放送事業者は、その録音
し若しくは録画した政見又は候補者届出政党が
録音し若しくは録画した政見をそのまま放送し
なければならない。

2 候補者届出政党は、政令で定めるところによ
り、政令で定める額の範囲内で、前項の政見の
放送のための録音又は録画を無料することが
できる。

第百五十条の二中「公職の候補者」の下に「候
補者届出政党、衆議院名簿届出政党等及び参議院

名簿届出政党等」を、「前条第一項」の下に「又は第三項」を加える。

第五百五十一條第一項中「衆議院議員」を「衆議院（小選挙区選出）議員」に、「及び」を「又は」に改め、「党派別」の下に「（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該候補者に係る候補者届出政党の名称）」を加え、同条第二項中「衆議院議員」を「衆議院小選挙区選出議員」に、「テレビジョン放送」を「テレビジョン放送」に改め、同条第三項中「衆議院議員」を削り、「及び」を「又は」に、「又は」を「及び」に、「テレビジョン放送」を「テレビジョン放送」に改める。

第百五十一條の第二項中「第百條第一項（無投票當選）」を「第百條（無投票當選）第一項から第四項まで」に改め、「政見放送」の下に「（衆議院小選挙区選出議員の選挙において行われるものを除く）」を加え、同条第二項中「因り」を「より」とし、「代る」を「代わる」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 一の都道府県において行われるすべての衆議院（小選挙区選出）議員の選挙において、第百条第一項の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなつたときは、当該都道府県において行われる衆議院（小選挙区選出）議員の選挙に係る政見放送の手続は、中止する。

第百六十一条の見出し中「個人演説会」を、個人演説会等に改め、同条第一項中「参議院比例代表選出議員の」を「衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のもの及び参議院比例代表選出議員の選挙における」に、「は、次に掲げる施設を」、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等は、次に掲げる施設（候補者届出政党にあつては、その届け出た区域内にあるものに限る。）に改め、「個人演説会」の下に、「政党演説会又は政党等演説会」を加える。

第百六十一条の二の見出し中「個人演説会」を

下に、「候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等」を加え、「含む」を「含むものとし、候補者届出政党にあつては、その届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県の区域内にあるものに限るもの」に改め、「個人演説会」の下に、「政党演説会又は政党等演説会」を加える。

第百六十二条の見出し中「個人演説会」を「個人演説会等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 候補者届出政党が開催する政党演説会においては、演説者は、当該候補者届出政党が届け出た候補者の選挙運動のための演説をすることができる。

4 衆議院名簿届出政党等が開催する政党等演説会においては、演説者は、当該衆議院名簿届出政党等の選挙運動のための演説をすることができ

第百六十三条の見出し中「個人演説会を」「個人演説会等の」に改め、同条中の「個人演説会を」「の」に改め、「公職の候補者は」を「公職の候補者、政党演説会を開催しようとする候補者届出政党又は政党等演説会を開催しようとする衆議院議員名簿届出政党等は」に改め、「氏名」の下に「(候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等にあつては、その名称)」を加へる。

第百六十四条の二第二項中「衆議院議員」を「衆議院小選挙区選出議員」に改め、同条第六項中「衆議院議員及び」を「衆議院（小選挙区選出）議員又は」に、「第百四十一条（自動車、拡声機及び船舶の使用）第五項ただし書」を「第百四十一条（自動車、船舶及び拡声機の使用）第八項ただし書」に改める。

第百六十四条の第三一項中「個人演説会」の下に「政党演説会及び政党等演説会」を加え、同条第二項中「開催すること」の下に「候補者届出政党以外の者が二以上の候補者届出政党の合同演説会を開催すること及び衆議院名簿届出政党等以外の者が二以上の衆議院名簿届出政党等の合同演説会を開催すること」を加える。

「個人演説会等」に改め、同条中「及び」を、「政党演説会及び政党等演説会並びに」に改める。

第百六十四条の五第一項中「向つて」を「向かつて」に、「演説者がその場所にとどまり、第三項に規定する標旗を」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。

一 演説者がその場所にとどまり、第三項に規定する標旗を掲げて行う場合

二 候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等が第四百四十一条(自動車、船舶及び拡声機の使用)第二項又は第三項の規定により選挙運動のために使用する自動車又は船舶で停止しているものの車上又は船上及びその周囲で行う場合

第百六十四条の五第三項中「選挙運動のために」の下に「第一項第一号の規定による」を加え、同条第五項中「第一項」を「第一項第一号」に、「呈示し」を「提示し」に改める。

第百六十四条の七第 一項中「第百六十四条の五
第一項『街頭演説』」を「第百六十四条の五第一項
『街頭演説』第一号」に、「拡声機及び船舶」を「船
舶及び拡声機」に改める。

第百六十五條の二（見出しを含む。）中「個人演説会」を「演説会」に改める。

第百六十六條中「の個人演説會を」の個人演説會等に改め、「規定による個人演説會の下に」、政党演説會又は政党等演説會を加え、同條第二号中「第百四十一條第一項を」第百四十一條第一項から第三項までに改める。

第百六十七條第一項中「衆議院議員」を「衆議院（小選挙区選出）議員」に、「及び」を「又は」に、「場合において」を「場合において、」に改め、同条第二項中「参議院（比例代表選出）議員」を「衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員」に、「名簿届出政党等」を「衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等」に、「名簿登載者」を「衆議院名簿登載者又は参議院名簿登載者」に改める。

（小選挙区選出）議員、に、「及び都道府県知事」を「又は都道府県知事」に、「衆議院議員及び」を「衆

議院名簿届出政党等に、「名簿登載者」を「衆議院名簿登載者若しくは参議院名簿登載者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 衆議院議員の選挙においては、小選挙区選出議員の選挙に係る選挙公報と比例代表選出議員の選挙に係る選挙公報は、別の用紙をもつて発行しなければならない。

第百七十一條中「第百条第一項」を「第百条第一項から第四項まで」に改める。

第百七十二條中「前五條」を「第百六十七條から前条まで（選挙公報の発行手続）」に、「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に、「中央選挙管理会」を「中央選挙管理会」に改める。

第百七十五條第一項中「参議院（比例代表選出）議員」を「衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員」に、「名簿届出政党等」を「衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等」に、「名簿登載者」を「衆議院名簿登載者又は参議院名簿登載者」に改め、「党派別」の下に「（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該候補者に係る候補者届出政党の名称）」を加え、「記号式投票」を「任意記号式投票」に改め、同条第二項中「順序は」の下に「（衆議院（小選挙区選出）議員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会が第四十六條第六項（投票用紙に印刷する候補者の氏名等の順序）の規定により選挙区ごとに定める順序に、衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては中央選挙管理会が同項の規定により定める順序に）を加え、いすれの」を「いすれの」に、「都道府県の」を「都道府県の」に改め、同条第三項中「名簿届出政党等」を「参議院名簿届出政党等」に、「代人」を「代理人」に改める。

第百七十六條中「衆議院議員」を「衆議院（小選挙区選出）議員」に、「及び」を「又は」に改める。

第百七十七條第一項中「第三項」を「第六項」に、「同条第五項」を「同条第八項」に改め、「証紙の交付を受けた者」の下に「若しくは衆議院名簿届出政

党等」を加え、「第八十六條第九項（立候補の届出の却下）の規定により届出を却下され、又は公職の候補者たることを辞したとき」を「次に掲げるとき」に改め、同項に次の各号を加える。

一 公職の候補者（候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。）にあつては、第八十六條（公職の候補者の立候補の届出等）第九項若しくは第八十六條の四（公職の候補者の立候補の届出等）第九項の規定により公職の候補者の届出を却下されたとき又は第八十六條第十二項若しくは第八十六條の四第十項の規定により公職の候補者たることを辞したとき（第九十一條（公務員となつた候補者の取扱い）第二項又は第百三條（当選人が兼職禁止の職にある場合等の特例）第四項の規定により公職の候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。）。

二 候補者届出政党の届出に係る候補者にあつては、第八十六條第九項の規定により候補者の届出を却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が当該候補者に係る候補者の届出を取り下げたとき（第九十一條第一項又は第百三條第四項の規定により候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。）。

三 衆議院名簿届出政党等にあつては、第八十六條の二（名簿による立候補の届出等）第十項の規定により届出を取り下げたとき又は同条第十一項の規定により届出を却下されたとき。

第百七十七條第二項中「及び第三項」を「第二項及び第六項（通常業書）」に、「同条第五項」を「若しくは候補者届出政党、同条第八項に改め、「証紙の交付を受けた者」の下に「候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等」を加える。

第百七十八條の見出し中「挨拶行為」を「あいさつ行為」に改め、同条中「第百条（無投票当選）第一項」を「第百条（無投票当選）第一項から第四項

まで」に、「行なわない」を「行わない」に、「同条第二項」を「同条第五項」に、「挨拶する」を「あいさつする」に、「左の各号」を「次に」に改め、同条第二号中「除く外」を「除くほか」に改め、同条第六号中「隊を」を「隊を」に改め、同条第七号中「言いある」を「言い歩く」に改める。

第百七十八條の二中「第百条（無投票当選）第一項」を「第百条（無投票当選）第一項から第四項まで」に、「同条第二項」を「同条第五項」に改める。

第百七十八條の三の見出し中「参議院議員」を「衆議院議員又は参議院議員」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

衆議院議員の選挙においては、比例代表選出議員の選挙に係る選挙運動の制限に関するこの章の規定は、小選挙区選出議員の選挙に係る選挙運動が、この法律において許される態様において比例代表選出議員の選挙に係る選挙運動にわたることを妨げるものではない。

2 衆議院議員の選挙においては、小選挙区選出議員の選挙に係る選挙運動の制限に関するこの章の規定は、候補者届出政党である衆議院名簿届出政党等が行う比例代表選出議員の選挙に係る選挙運動が、この法律において許される態様において小選挙区選出議員の選挙に係る選挙運動にわたることを妨げるものではない。

第百七十九條の二中「第百九十七條の二」を「第百九十七條」に、「参議院（比例代表選出）議員」を「衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員」に、「適用がないものとする」を「適用しない」に改める。

第百八十條第一項中「出納責任者」という。以下同じを、以下「出納責任者」というに改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「又は」の下に「候補者届出政党若しくは」を加え、「その代表者」を「、その代表者。以下この項において同じ。」に改め、「若しくは」の下に「推薦届出者が当該候補者の承諾を得て」を加え、同条第二項中「の選任

者」を「選任したもの（選任したものが候補者届出政党である場合にあつては、その代表者）」に、「署名捺印し」を「署名押印し」に改め、同条第三項中の「選任者」を「選任したものに」改め、同条第四項中「推薦届出者が出納責任者」を「候補者届出政党又は推薦届出者が出納責任者に改め、「前項の」の下に「規定による」を加え、「推薦届出者が数人あるときは」を「推薦届出者が出納責任者を選任した場合において、推薦届出者が数人あるときは」に改める。

第百八十一條第一項中「推薦届出者」を「候補者届出政党又は推薦届出者」に改め、同条第二項中「選任者」を「当該出納責任者を選任したもの」に改める。

第百八十二條第一項中「の選任者」を「選任したものに」、「第四項の例に」を「第四項の規定の例に」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「規定による」を加え、「推薦届出者」を「候補者届出政党又は推薦届出者」に改める。

第百八十三條第三項中「前項の」の下に「規定による」を加え、「併せて」を「併せて」に、「代つて」を「代わつて」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「代つて」を「代わつて」に、「第四項の例に」を「第四項の規定の例に」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「出納責任者」を「推薦届出者が出納責任者を選任した場合において、出納責任者に」、「選任者が代つて」を「当該推薦届出者が代わつて」に、「推薦届出者たる選任者（自ら出納責任者となつた者を含む）」を「当該推薦届出者」に、「公職の候補者が代つて」を「公職の候補者が代わつて」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

公職の候補者又は候補者届出政党が出納責任者を選任した場合及び推薦届出者が自ら出納責任者となつた場合において、出納責任者に事故があるとき又は出納責任者が欠けたときは、公職の候補者が代わつて出納責任者の職務を行う。

第百八十三條の二中「前条第二項及び第三項を「前条第三項及び第四項」に、「取扱」を「取扱い」に、「托したとき」を「托した時」に改める。

「なされたを」を「された」に改める。

第百八十五条第二項中「命令」を「自治省令」に改める。

第百八十六條第二項中「立候補の届出前」を「候補者の届出がされる前」に、「立候補の届出後」を「候補者の届出がされた後」に改める。

第百八十九条第二項中「命令」を「自治省令」に改める。

第百九十条第一項中「引継を」を「引継ぎを」に、「前条の例に」を「前条の規定の例に」に、「引継の」を「引継ぎの」に、「署名捺印し」を「署名押印し」に改める。

第九十二条第一項中「命令」を「自治省令」に改める。

第百九十四条第一項中「參議院 比例代表選出議員の選挙以外の」を、「次に掲げる」に改め、同項第一号中「衆議院議員を」を「衆議院（小選挙区選出議員）」に改め、「当該選挙区内の議員の定数をもつて」及び「を除いて得た数」を削り、同項第三号中「ときは」を、「ときは」に改める。

第百九十五条中「第八十六条第七項」を「第八十六条の四第七項」に、「第八十六条第六項」を「第八十六条の四第六項」に、「記号式投票」を「任意制記号式投票」に、「こえる」を「超える」に改める。

第百九十七條第一項中「左の各号にを、次に」に
改め、同項第一号中「公職の候補者又はを、公
職の候補者若しくはに改め、同項第二号中「第八
十六條（公職の候補者の立候補の届出）第一項、
第二項、第五項、第六項及び第八項の」を「第八十
六條（公職の候補者の立候補の届出等）第一項か

項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による」に改め、同項第六号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 候補者届出政党が行う選挙運動のために要した支出

第百九十七條の二第一項中「選挙運動に」を「衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動(衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者

届出政党が行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。」に改め、同条第二項中「選挙運動」を「衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動」に、「拔舌機及び船舶を、船舶及び

び拡声機」に、「第八十六条(公職の候補者の立候補の届出)第一項、第二項、第五項、第六項又は第七項の規定による公職の候補者の」を「第八十六条(公職の候補者の立候補の届出等)第一項から

第三項まで若しくは第八項又は第八十六條の四
《公職の候補者の立候補の届出等》第一項、第二

項、第五項、第六項若しくは第八項の規定によ
るに改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改

め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙において、候補者届出政党は、当該候補者届出政党が

行へ選挙運動に従事する者(当該候補者届出政党が行へ選挙運動のために使用する事務員及び専ら第百四十一条第二項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上におけ

選挙運動のために使用する者に限る。）に対し、当該選挙につき第八十六条第一項又は第八項の規定による届出のあつた日からその選挙の期日の前日までの間に限り、一人一日につき政令で定める額の報酬を支給することができ

届出政党等が行う選挙運動に従事する者(当該衆議院名簿届出政党等が行う選挙運動のために使用する事務員及び専ら第百四十一条第三項の規定により選挙運動のために使用される自動車

又は船舶の上における選挙運動のために使用する者に限る。に對し、当該選挙につき第八十六

条の二（名簿による立候補の届出等）第一項の規定による届出のあつた日からその選挙の期日の前日までの間に限り、一人一日につき政令で定める額の報酬を支給することができる。

第百九十九条の五第四項第三号中「及び長」を「又は長」に改め、同項第四号中「並びに」を「又は」に、「及び」を「若しくは」に、「参議院比例代表選

出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に、「中央選挙管理会」を、「中央

選舉管理会」に改める。

第十四章の二の章名中「衆議院議員及び」を削る。

第二百一条の二中「衆議院議員及び」を削る。

第二百一条の四第一項中「衆議院議員又は」を削り、「第八十六条第三項」を「第八十六条の四第三

項に、「公職の候補者」を「候補者」に、「次条第三項」を「第二百一条の六（通常選挙における政治活

動の規制」第三項に、「第二百一条の六（通常選挙における政治活動の規制）第二項及び第二百一条の七を「第二百一条の七第二項に改め、「衆議院議員及び」を削り、「及び補欠選挙」を「又は補欠

選挙」に改め、「又は推薦届出」を削り、「次条に
を「第二百一条の六」に改め、同条第三項中「次
条第三項」を「第二百一条の六第三項」に、「第二百
一条の六第二項及び第二百一条の七」を「第二百一

条の七第二項に改め、同条第九項中、個人演説会の会場を「演説会場」に、「第百四十四条第五項中「**「揭示責任者」**」を「第百四十四条第五項後段中」、「候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等」に、「第二百一条の四第二項」を、「第二百一条の四第二項」に改め、「の名称並びに**「揭示責任者」**を削り、

団体」とに、「命令を自治省令に、及び第百四十四条の四を並びに第百四十四条の二及び第百四十四条の四に改める。

第二百一条の五第一項中「団体は」の下に、「別

段の定めがある場合を除き」を加え、「及びピラ」を「並びにピラ」に、「自動車及び」を「自動車、船

第二十一条の六第一項中「及びピラ」を「並びにピラ」に改め、同項ただし書中「名簿届出政党等及びピラ」に改め、同項ただし書及び同項各号を削り、同条第二項から第五項までを削る。

を「参議院名簿届出政党等」に改め、同項第一号中「衆議院議員」を「衆議院（小選挙区選出）議員」に、「二回」を「一回」に改め、同項第三号中「普及宣伝

の下に「(政党その他の政治団体の発行する新聞紙及び雑誌の普及宣伝を含む。以下同じ。)」を加え、

2 前項第四号のポスター及び同項第六号のピラ

は、第百四十二条《文書図画の頒布》及び第百四十三条《文書図画の掲示》の規定にかかわらず

ず、当該参議院名簿届出政党等又は所属候補者の選挙運動のために使用することができる。

だし、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載したものを使用することはできない。

3 第一項ただし書の規定の適用を受けようとする政党その他の政治団体は、政令で定めるところにより、所属候補者の氏名その他必要な事項

を記載し、自治大臣に申請して、その確認書の交付を受けなければならない。

4 自治大臣は、前項の確認書を交付したときは、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。

5 第一項の規定の適用については、第三項の確

第二百一条の九の見出し中「及び」を「又は」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「及びビラ」を「並びにビラ」に、「行なわれる」を「行われる」に、「第八十六条（公職の候補者の立候補の届出）第三項」を「第八十六条の四（公職の候補者の立候補の届出等）第三項」に改め、同条第一号中「及び第二百一条の十二（政治活動の態様）」を加え、

第二百一条の十五中「衆議院議員の総選挙及び
を削り、「第二百一条の五（総選挙における政治
活動の規制）第三項（第二百一条の六（通常選挙

示の日」を「規定による告示の日」に改め、同項に次のただし書を加える。

百五十四条の二第一項の規定による通知を受けた日から三十日を経過する日までの間に、当該公職の候補者であつた者が当該選挙において当

選人と定められ、当該選人に係る第百一条第二項（当該選人決定の告示）又は第百一条の第三項（当該選人決定の告示）の規定による告示があつたときは、当該選人の当選が無効とならないことの確認を求める訴訟の訴訟期間は、当該告示の日から三十日以内とする。

第二百十條に次の一項を加える。

第二百五十一條の二第一項第一号から第三号までに掲げる者が第二百二十一条第三項、第二百二十二条第三項、第二百二十三條第三項若しくは第二百二十三條の二第二項の規定により刑に処せられた場合又は出納責任者が第二百四十七條の規定により刑に処せられた場合において、これらの者に係る公職の候補者であつた者が第二百五十四條の二第一項の規定による通知を受けた日から三十日を経過した日後に、当該公職の候補者であつた者が当該選挙において当選人と定められ、当該当選人に係る第一百一条第二項又は第一百一条の三第二項の規定による告示があつたときは、第二百五十一條の二第一項又は第三項の規定により当該当選人の当選を無効であるとする検察官は、当選人を被告とし、当該告示の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起しなければならない。

第二百十一條の見出し中「当選無効」を「公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止」に改め、同条第一項中「当選無効」を「公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止」に、「当該当選人の当選を無効である」として「当該公職の候補者又は公職の候補者とならうとする者の訴訟法規の適用）第一項において「公職の候補者等であつた者が当該選挙に係る選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）において行われることのできる公職の候補者であることができない）」に、「当選人を」を「当該公職の候補者等であつた者の

た者を」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該裁判確定の日後に、当該公職の候補者等であつた者が当該選挙において当選人と定められ、当該当選人に係る第百一条第二項（当選人決定の告示）又は第百一条の三第二項（当選人決定の告示）の規定による告示があつたときは、当該当選人の当選に係る当選無効の訴訟の出訴期間は、当該告示の日から三十日以内とする。

第二百十一条第二項中「第二百十一条、第二百二十二条、第二百二十三条、第二百二十三條の二」を「第二百一条から第二百二十三條の二まで」に改め、「戸別訪問」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第二百十六條第一項及び第二項中「及び長の当選」を「又は長の当選」に改める。

第二百七十七条中「選挙犯罪による当選の効力に
関する訴訟」を「選挙犯罪による公職の候補者であ
つた者の当選の効力及び立候補の資格に関する訴
訟等」に、「当選無効」を「公職の候補者等であつた
者の当選無効及び立候補の禁止」に、「参議院比例
代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参
議院比例代表選出議員」に、「東京高等裁判所」を
「東京高等裁判所」に改める。

第二百十九條第一項中「第二百十條（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選の効力に關する訴訟）」を、「第二百十條（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者であつた者の当選の効力及び立候補の資格に關する訴訟（第一項に、「第二百十一條（総括主宰者等の選挙犯罪の場合）」の規定により当選の効力）」を、「第二百十條第二項の規定により公職の候補者であつた者の当選の効力を争う数個の請求、第二百十一條（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止の訴訟）」の規定により公職の候補者等であつた者の当選の効力若しくは立候補の資格」に改

め、同条第二項中「第二百十條」を「第二百十條第一項」に、「當選の無効」を「公職の候補者であつた者の當選の無効又は立候補の禁止」に改める。

第二百十條第一項中「參議院（比例代表選出）議員」を「衆議院（比例代表選出）議員又は參議院（比例代表選出）議員」に改め、同条第二項中「當選の効力に関する訴訟」を「公職の候補者であつた者の當選の効力及び立候補の資格に関する訴訟等」に、「當選無効を」「公職の候補者等であつた者の」に、「當選無効及び立候補の禁止」に改め、同条第三項中「參議院（比例代表選出）議員」を「衆議院（比例代表選出）議員又は參議院（比例代表選出）議員」に改める。

第二百一十一条第一項中「二十万円」を「五十万

円」に〇、同項第一号中「申込」を「申込み」に、
 「響應」を「供応」に改め、同項第三号中「止めた」を
 「やめた」に改め、同項第四号中「響應」を「供応」
 に、「申込」を「申込み」に改め、同項第五号中「申
 込」を「申込み」に改め、同条第二項中「三十万円」
 を「百万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を
 「百万円」に改め、同項第四号中「三箇」を「三」に改
 める。

第二百二十三条第一項中「三十万円」を「百万円」に改め、同項第一号中「止めさせる」を「やめさせる」に改め、同項第二号中「止めた」を「やめた」に改め、同項第三号中「賛応」を「供応」に、「申込み」に改め、同条第二項及び第三項中「三十万円」を「百万円」に改める。

第二、二十四条の二第一項中、「当選無効」を「公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止」に、「第二項」を「第三項」に、「公職の候補者の当選を失わせる」を「公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（以下この条において「公職の候補者等」という。）の当選を失わせ又は立候補の資格を失わせる」に、「公職の候補者以外の公職の候補者」を「公職の候補者等以外の公職の候補者等」に、「その候補者」を「その公職の候補者等」に、「公職の候補者に」を「公職の候補者等に」に改め、

同条第二項中、第二項を、第三項に、「公職の候補者」を「公職の候補者等」に、「失わせるを」失わせ又は立候補の資格を失わせるに、「その候補者」を「その公職の候補者等」に、「第二百二十三条の二」を「第二百二十一条から第二百二十三条の二」を「第二百二十一条から第二百二十三条の二」に改める。

第二百二十四条の三の見出し中「名簿登載者」を「候補者」に改め、同条第一項中「名簿登載者」を「衆議院小選挙区選出」議員の候補者となるべき者の選定、衆議院名簿登載者の選定又は参議院名簿登載者」に改め、同条第二項中「三十万円」を「百万円」に改める。

第二百二十五条中「三十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「拐引した」を「かどわかした」に改める。

第二百二十六條第二項中「參議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は參議院比例代表選出議員」に、「十萬圓」を「三十萬圓」に改める。

第二百二十七条中「又は選挙事務」を、「選挙事務」に、「参议院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に、「十万円」を「三十万円」に改める。

第二百二十八条第一項中、「參議院比例代表選出議員」を、「衆議院比例代表選出議員又は參議院比例代表選出議員」に、「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第二百三十条第一項第一号中「首魁を首謀者」に改め、同項第三号中「附和隨行したる」を「付和隨行したるに」、「五万円」を「二十万円」に改め、同条第二項中「首魁」を「首謀者」に、「五万円」を「二十万円」に改める。

第二百三十一条の見出し中「兇器」を「凶器」に改め、同条第一項中「棍棒」を「こん棒」に、「十万円」を「三十万円」に改める。

第二百三十二条の見出し中「兇器」を「凶器」に改め、同条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

の部分中「及び」を「又は」に改め、同条第五号の二
中「第百三十一條第五項」を「第百三十一條第三項」
に改め、同条第五号の三中「第百四十一條第三項」
を「第百四十一條第六項」に改め、同条第五号の四中「第
百四十一條第五項」を「第百四十一條第八項」に改め、
同条第六号中「同条第八項」を「同条第十一項」
に改める。

第百六十四條の見出し及び同条第一項各号列
記以外の部分中「及び」を「又は」に改め、同条第三
項中「第百四十一條第六項」を「第百四十一條第九
項」に改める。

第百七十一條第一項中「第四項」を「第五項」
に、「とあるは」を「とあるのは」に改める。

第百七十一條の三の見出し中「参議院比例代
表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議
院比例代表選出議員」に改め、同条中「参議院比
例代表選出議員」を「衆議院(比例代表選出)議員
又は参議院(比例代表選出)議員」に改める。

第百七十一條の四中「なつた者」の下に「並び
に候補者届出政党的の届出に係る候補者であつた者
で、当該候補者届出政党的が当該届出を取り下げた
(当該届出が取り下げられたものとみなされる場合
を含む)後再び当該選挙の候補者となつたもの
及び当該届出が却下された(第八十六條(衆議院
小選挙区選出議員の選挙における立候補の届出
等)第九項第三号に掲げる事由により却下された
場合を除く)後再び当該選挙の候補者となつたもの
を加え、「の定」を「の定め」に改める。

附則中第二項を削り、第三項を第二項とし、第
四項から第六項までを一項ずつ繰り上げ、第七項
から第二十一項までを削る。

別表第一を削る。
別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十四条関
係)」に改め、同表を別表とする。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、この法律による改正後の公
職選挙法第十三条第一項に規定する法律の施行

の日から施行する。ただし、目次の改正規定
(「第百三十一條」(「投票所、開票所、選挙会
場等における凶器携帯罪」)を「第百三十一條
(「凶器携帯罪」)に、「第百三十四條(選挙犯罪のせ
ん動罪)」を「第百三十四條(選挙犯罪の煽動
罪)」に、「第百三十八條(立会人の義務懈怠
罪)」を「第百三十八條(立会人の義務を怠る
罪)」に、「第百四十五條(選挙期日後の挨拶
行為の制限違反)」を「第百四十五條(選挙期
日後のあいさつ行為の制限違反)」に改める部分
に限る。)、第百四十七條及び第百四十八條
の改正規定、同条に一項を加える改正規定、第百四十
七條、第百四十九條、第百五十條の三、第百五十二
條及び第百五十五條の改正規定、第百五十二
條第六項の改正規定(「十萬元」を「三十萬元」
に改める部分に限る。)、第百五十七條の改正
規定(「十萬元」を「三十萬元」に改める部分に限
る。)、第百五十八條第一項の改正規定(「十萬
円」を「三十萬元」に改める部分に限る。及び同
条第二項の改正規定、第百六十條から第百六十
二條までの改正規定、第百六十四條の改正規
定、第百六十五條第一項の改正規定(「十
萬元」を「三十萬元」に改める部分に限る。及び
同条第二項の改正規定、第百六十五條の二から
第百六十七條までの改正規定、第百六十七條
七条の二の改正規定(「十萬元」を「三十萬元」に
改める部分に限る。)、第百六十八條の改正規
定、第百六十九條の二第一項の改正規定(「十
萬元」を「三十萬元」に改める部分に限る。、第
二百三十九條第一項の改正規定(「十萬元」を「三
十萬元」に改める部分に限る。及び同条第二項
の改正規定(「十萬元」を「三十萬元」に改める部
分に限る。)、第百三十九條の二の改正規定、

第百四十條第一項の改正規定(「十萬元」を「三
十萬元」に改める部分に限る。及び同条第二項
の改正規定(「十萬元」を「三十萬元」に改める部
分に限る。)、第百四十一條の改正規定(「十萬
円」を「三十萬元」に改める部分に限る。、第
百四十二條第一項の改正規定(「五萬元」を「二
十萬元」に改める部分に限る。及び同条第二項の
改正規定(「五萬元」を「二十萬元」に改める部
分に限る。)、第百四十二條の二の改正規定、第
二百四十三條第一項の改正規定(「二十萬元」を
「五十萬元」に改める部分に限る。及び同条第
二項の改正規定(「二十萬元」を「五十萬元」に
改める部分に限る。)、第百四十四條の改正
規定(「十萬元」を「三十萬元」に改める部分
に限る。、第百四十五條から第百四十九
條の五まで及び第百五十一條の改正規定、第
二百五十二條の二第一項の改正規定(「三十萬
円」を「百萬元」に改める部分に限る。及び同条
第二項の改正規定並びに第百五十二條の三第
一項の改正規定(「三十萬元」を「百萬元」に改め
る部分に限る。及び同条第二項の改正規定並び
に附則第九條中最高裁判所裁判官国民審査法
(昭和二十二年法律第百三十六號)第四十四條及
び第四十六條から第四十八條までの改正規定
は、公布の日から起算して三月を経過した日か
ら施行する。

第二条 この法律による改正後の公職選挙法(以
下「新法」という。)(第百一十五條第五
項、第百一十八條(都道府県の議会の議員の選挙に
係る部分に限る。、第百一十六條の五。、第百四
十三條第六項第二号及び第九項、第百四十七條
十七條の二。、第百四十八條(罰金の額に係る部分
並びに第百四十三條第一項第五号の二及び第百四十四條第
一項の改正規定(「十萬元」を「三十萬元」に改める部
分に限る。及び第百七十一條第一項の規定を除
く)並びにこの法律による改正後の国会議員の
選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二
十五年法律第百七十九號)及び市町村の合併の
特例に関する法律(昭和四十年法律第六號)第十
一條の規定は、衆議院議員の選挙についてはこ
の法律の施行の日(以下「施行日」という。))以後
初めてその期日を公示される総選挙から、衆議
院議員の選挙以外の選挙については施行日以後
その期日を公示され又は告示される選挙につ
いて適用し、施行日の前日までにその期日を公示
された衆議院議員の総選挙、施行日以後初めて
その期日を公示される衆議院議員の総選挙の期
日の公示の日の前日までにその期日を告示され
る衆議院議員の選挙及び施行日の前日までにそ
の期日を公示され又は告示された選挙(衆議院
議員の選挙を除く。))については、なお従前の例
による。

2 新法第十五條第五項、第十八條(都道府県の
議会の議員の選挙に係る部分に限る。及び第
百七十一條第一項並びにこの法律による改正後
の市町村の合併の特例に関する法律(昭和二十
二年法律第百三十六號)第十條の規定は、施行
日以後初めてその期日を告示される選挙につ
いて適用し、施行日以後初めてその
期日を告示される一般選挙の告示の日の前日ま
でにその期日を告示される選挙については、な
お従前の例による。

3 この法律による改正後の最高裁判所裁判官
国民審査法(第四十四條及び第四十六條から第
四十八條までを除く。)、漁業法(昭和二十四年
法律第百六十七號)及び農業委員会等に関する
法律(昭和二十六年法律第八十八號)の規定は、
施行日以後その期日を告示される審査又は選挙
について適用し、施行日の前日までにその期日
を告示された審査又は選挙については、なお従
前の例による。

に処せられた者については、なお従前の例による。

(政党の要件に関する経過措置)

第三條 施行日以後初めてその選挙の期日を公示される衆議院議員の総選挙及び当該総選挙のすべての当選人について新法第一條第二項又は第一條の二第二項の規定による告示がされる日の前日までにその選挙の期日を公示され又は告示される参議院議員の選挙について新法の規定を適用する場合には、新法第八十六條第一項第二号、第八十六條の二第二項第二号及び第八十六條の三第一項第二号中「衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙」とあるのは、「衆議院議員の総選挙」とする。

(候補者の選定の手続の届出等に関する経過措置)

第四條 施行日以後初めてその選挙の期日を公示される衆議院議員の総選挙のすべての当選人について新法第一條第二項又は第一條の二第二項の規定による告示がされる日の前日までに、新法第八十六條の五第一項に規定する候補者の選定の手続を定めた政党その他の政治団体について同条の規定を適用する場合においては、同項中「第八十六條(公職の候補者の立候補の届出等)第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体」とあるのは、「政党その他の政治団体であつて、当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員若しくは参議院議員を五人以上有するもの又は直近において行われた衆議院議員の総選挙若しくは参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の三以上であるもの」とする。

(政党等の名称の届出等に関する経過措置)

第五條 この法律の施行の際現に存する政党その他の政治団体で新法第八十六條第一項各号のいずれかに該当するものについて、新法第八十六條の六の規定を適用する場合には、同条第一項中「衆議院議員の総選挙の期日から三十日以内」とあるのは、「公職選挙法の一部を改正する法律(平成五年法律第 号)の施行の日から七日以内」とする。

2 この法律の施行の際施行日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙についてこの法律による改正前の公職選挙法(以下「旧法」という)第八十六條の三第四項の規定による告示がされている場合には、新法第八十六條の三第二項において準用する新法第八十六條の二第三項の規定の適用については、当該告示は、新法第八十六條の七第四項の規定による告示とみなす。

(文書図面の掲示に関する経過措置)

第六條 附則第一條ただし書に規定する改正規定の施行の日前に掲示された文書図面で当該改正規定の施行の際現に又は当該改正規定の施行後に新法第二百四十三條第十六項の規定に該当するものがある場合には、当該文書図面は、新法第二百四十七條第二号の文書図面に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

2 新法第二百四十三條第一項第五号の二の規定は、新法第二百四十七條の規定による撤去の処分に従わなかった者について適用し、旧法第二百四十七條の規定による撤去の処分に従わなかった者については、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六條 附則第二條の規定により新法の規定により行われる選挙に係るこの法律の施行前に行われた犯罪による当選の効力に関する訴訟及び当選無効の訴訟については、同条の規定にかかわらず、なお旧法第二百十條及び第二百十一條(他の法律において準用する場合を含む。)の規定の例による。

(罰則に関する経過措置)

第七條 この法律の施行前にした行為及び附則第二條の規定によりなお従前の例により行われる選挙又は審査に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第八條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第八十四條ただし書中「第百條第三項」を「第百條第六項」に改める。

第百十八條第一項中「第四十六條第一項及び第三項」を「第四十六條第四項及び第五項」に、「第六十八條第一項」を「第六十八條第三項」に改める。

第百二十八條及び第百四十四條中「同法第二百十條」を「同法第二百十條第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第九條 最高裁判所裁判官国民審査法の一部を次のように改正する。

第五條中「十四日」を「十二日」に改める。

第七條及び第十二條中「衆議院議員」を「衆議院小選挙区選出議員」に改める。

第十三條中「衆議院議員総選挙」を「衆議院小選挙区選出議員の選挙」に改める。

第十九條中「衆議院議員」を「衆議院小選挙区選出議員」に改める。

第二十條中「衆議院議員総選挙」を「衆議院小選挙区選出議員の選挙」に改める。

第二十五條第一項中「第百條」を「第百條第一項」に、「衆議院議員」を「衆議院小選挙区選出議員」に改め、同条第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

第二十六條中「基いて」を「基づいて」に、「の

外」を「のほか」に、「衆議院議員」を「衆議院小選挙区選出議員」に改める。

第二十七條第一項中「審査分会長」を「都道府県の選挙管理委員会」に改める。

第三十條第一項中「審査長」を「中央選挙管理会」に改める。

第三十六條及び第三十八條中「委員長」を削り、「訴を」を「訴えを」に改める。

第四十三條第二項中「十四日」を「十二日」に改める。

第四十四條第一項中「左の」を「次の」に、「禁錮」を「禁錮」に、「五万円」を「五十万円」に改め、同項第一号中「申込み」を「申込み」に、「賛応」を「供応」に改め、同項第三号中「止めた」を「やめた」に改め、同項第四号中「賛応を」を「供応」に、「申込み」を「申込み」に改め、同項第五号中「第一号乃至第三号」を「第一号から第三号まで」に、「申込み」を「申込み」に改め、同条第二項前段中「及び審査長並びに」を「若しくは審査長又は」に、「官吏及び吏員」を「国若しくは地方公共団体の公務員」に、「禁錮」を「禁錮」に、「七万五千元」を「百万円」に改め、同項後段中「前項」を「同項」に改める。

第四十六條中「左の」を「次の」に、「禁錮」を「禁錮」に、「七万五千元」を「百万円」に改め、同条第一号中「拐引した」を「かどわかしした」に改める。

第四十七條第一項中「官吏、吏員」を「国若しくは地方公共団体の公務員」に、「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第二項中「官吏、吏員」を「国若しくは地方公共団体の公務員」に、「禁錮」を「禁錮」に、「七千五百円」を「三十万円」に改める。

第四十八條中「引札、張札」を「ビラ、ポスター」に、「如何なる」を「いかなる」に、「左の」を「次の」に、「禁錮」を「禁錮」に、「二万五千元」を「三十万円」に改める。

第四十九条の表中欄中「又は選挙事務」を「選挙事務」に、「官吏若しくは吏員」を「国若しくは地方公共団体の公務員」に、「候補者の氏名若しくは名簿届出政党等の名称若しくは略称又は候補者に対して〇の記号」を「公職の候補者若しくは衆議院名簿届出政党等に対して〇の記号又は公職の候補者の氏名」若しくは「参議院名簿届出政党等」の名称若しくは略称に改める。

(漁業法の一部改正)

第十〇条 漁業法の一部を次のように改正する。

第九十一条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「成規」を「所定」に改め、同条第二号中「第三項」の下に「若しくは第九十四条において準用する公職選挙法第二百五十一条の第二項及び第四項を加え、同条第五号中「但し」を「ただし」に改める。

第九十二条第一項中「左に」を「次に」に、「第九十五条第一項但書」を「第九十五条第一項ただし書」に、「但し」を「ただし」に改め、「有し」を「なす」に改め、又は第九十四条において準用する同法第二百五十一条の第二項及び第四項の規定により当該選挙に係る同条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる者の選挙に関する犯罪によつて当該選挙に係る選挙の行われる区域において行われる海区漁業調整委員会の委員の選挙において海区漁業調整委員会の委員の候補者となり若しくは海区漁業調整委員会の委員の候補者であることができない者となつたときを加える。

第九十四条第一項の表以外の部分中「第三十三条」を「第三十三条第一項、第二項、第四項及び第五項に」、「第三項から」を「及び第三項から」に改め、「第三十六条」の下に、「第三十七條第三項及び第四項を加え、及び第四十六條の二」を「並びに第四十六條の二に」、「第六十二條第三項から第五項まで」を「第六十一條第三項及び第四項、第六十二條第三項から第五項まで」

及び、「及び第六十八條の二第二項」を「並びに第六十八條の二第二項及び第三項」に、「第八十一條」を「第七十五條第二項、第七十七條第二項及び第八十一條」に、「第八十六條第一項」を「第八十六條の四第一項」に、「第九項から」を「及び第九項から」に、「第八十六條の四」を「第八十六條の八」に、「第九十一條第一項」を「第九十一條第二項」に、「及び第九十一條の二」を「第九十一條第一項から第三項まで、第七項及び第八項、第九十一條、第九十一條の二並びに第九十八條第二項に」、「第九十一條」を「第九十一條第一項及び第二項」に、「第九十三條第一項、第三項、第三百三十一條第三項、第四項」を「第三百三十一條第一項及び第二項」に、「第四項、第三百三十一條第一項及び第二項」に、「第四項、第三百六十四條の六」を「及び第四項、第三百六十四條の六に改め、第二百八十八條の下に、第二百八十八條第二項を加え、第二百八十八條、第二百三十五條の三、第二百三十五條の六及び第二百三十九條の二、第二百三十九條の二第一項、第二百三十九條の二第二項、第二百三十九條の二第三項、第二百三十九條の二第四項及び第二百三十九條の二第五項まで、第七項、第八項」を「及び第九項から第九項まで並びに第二項、第二百四十四條第一項第一号から第五号の二まで、第七号、第八号」を「及び第九項から第九項まで並びに第二項、第二百四十四條第一項第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項に」、「第二百五十一條の三第二項、第二百五十一條の二及び」を「及び第五項、第二百五十一條の三、第二百五十一條の二並びに」、「及び第二百五十一條の二」を「附則第五項及び第六項」を「附則第四項及び第五項」に改め、同項の表第二十三條第一項の項中「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に改め、同表第二十五條第四項の項中「抹消」を「抹消」に改め、同表第四十八條第一項の項中「及び第二項」を「から第四項まで」

に改め、同表中
第四十九条
第四十六條第一項及び第二項、次条並びに前条
次条、前条及び漁業法第九十條第三項
を

第四十九條第一項	第四十六條第五項を除く、前条及び次条	前条、次条及び漁業法第九十條第三項
第四十九條第二項	第四十六條第五項を除く、前条及び次条	前条、次条及び漁業法第九十條第三項

条の二第一項の項中「前条第一項第七号」を「前条第三項第八号」に改め、同表第七十六條の項中「から第八項まで、第九項本文」を「第七項、第八項本文、第九項」に改め、同項の次に次のように加える。

第八十六條の八第一項	第十一條第一項及び第二百五十一條	漁業法第八十七條第一項第二号及び同法第九十四條において準用する第二百五十二條及び第四号
第八十六條の八第二項	第二百五十一條の二第一項各号	第二百五十一條の二第二項第一号、第三号及び第四号

第九十四條第一項の表第九十一條第一項の項中「第九十一條第一項」を「第九十一條第二項」に改め、同表第三百三十五條の項中「第三百三十五條」を「第三百三十五條第一項」に改め、同表中

第二百十條	第二百五十一條の二第一項第一号から第三号まで	第二百五十一條の二第二項第一号又は第三号
	若しくは第二百二十三條の二第二項	又は第二百二十三條の二第二項
	場合又はは出納責任者が第二百四十七條の規定により刑に処せられた場合	場合
	掲げる者又はは出納責任者	掲げる者

第二百十條第二項	第二百五十一條の二第一項第一号から第三号までに掲げる者が若しくは第二百二十三條の二第二項	第二百五十一條の二第二項第一号又は第三号に掲げる者が又は第二百二十三條の二第二項
	場合又はは出納責任者が第二百四十七條の規定により刑に処せられた場合	場合
	は出納責任者	若しくは第二百五十一條の二第二項第一号又は第三号に掲げる者

第二百十條第二項	
第二百五十一條の二第一項第一号から第三号までに掲げる者	第二百五十一條の二第一項第一号又は第三号に掲げる者
若しくは第二百二十三條の二第二項	又は第二百二十三條の二第二項
場合又は出納責任者が第二百四十條の規定により刑に処せられた場合	場合

改め、同表第二百二十二條第一項の項中「(争訟)(第二百二條第二項、第二百四條、第二百五條第五項、第二百六條第二項、第二百八條及び第二百十六條の規定を除く。)」を削り、同表第二百五十一條の二第一項の項を次のように改める。

第二百五十一條の二第一項	次の各号	第一号、第三号及び第四号
	第四号及び第五号	第四号

第九十四條第一項の表第二百七十條の二の項を次のように改める。

第二百七十條の二第十五章	漁業法第九十四條において準用する第十五章
--------------	----------------------

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)
第十二条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。

第四條中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、第六項の表を次のように改め、同項を第八項とする。

選挙 投票区 の選 挙人数	衆議院議員選挙		参議院議員選挙	
	区	市	区	市
五百人以上 未滿	二、八五二円	一、〇五二円	二、四五二円	一、六五二円
五百人以上 未滿	三、六五二	一、四五二	二、八五二	二、〇五二
二千人以上 未滿	三、六五二	一、四五二	三、二五二	二、〇五二
二千人以上 未滿	四、〇五二	一、八五二	三、六五二	二、四五二
三千人以上 未滿	四、八五二	三、二五二	四、〇五二	二、八五二

五千人以上 未滿	五、二五二	三、六五二	四、八五二	三、二五二
一万人以上 未滿	七、二五二	四、八五二	六、〇五二	四、〇五二
一万五千人以上 未滿	一〇、八五二	七、二五二	八、八五二	六、〇五二
二万人以上	一四、四五二	九、六五二	一二、〇五二	八、〇五二

第四條中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中「政令で定める地域の投票所」を「前項の投票所で政令で定める地域にあるもの」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「投票所経費」を「参議院議員選挙における投票所経費」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

衆議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票区 の選 挙人数	区		市		町		村	
	平日	土曜日又は休日	平日	土曜日又は休日	平日	土曜日又は休日	平日	土曜日又は休日
五百人以上 未滿	二八、三三三円	一六、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円
五百人以上 未滿	二八、三三三円	一六、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円
五百人以上 未滿	二八、三三三円	一六、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円
一千人以上 未滿	二八、三三三円	一六、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円
一千人以上 未滿	二八、三三三円	一六、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円
一千人以上 未滿	二八、三三三円	一六、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円
二千人以上 未滿	二八、三三三円	一六、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円
二千人以上 未滿	二八、三三三円	一六、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円
二千人以上 未滿	二八、三三三円	一六、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円
三千人以上 未滿	二八、三三三円	一六、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円
三千人以上 未滿	二八、三三三円	一六、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円
五千人以上 未滿	二八、三三三円	一六、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円
五千人以上 未滿	二八、三三三円	一六、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円
一万人以上 未滿	二八、三三三円	一六、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円
一万人以上 未滿	二八、三三三円	一六、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円
一万人以上 未滿	二八、三三三円	一六、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円
二万人以上 未滿	二八、三三三円	一六、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円	二七、三三三円

二万人以上	六七、四〇二	九七、四三三、一五五	一四三、三五二	九五、四三一、三三二九	五〇四、八四九	七〇、二七	八九二、七七一
-------	--------	------------	---------	-------------	---------	-------	---------

投票区 の選 挙人数		投票 票日		区市町村			
区		市		町		村	
五百人未満	平 日	土 曜 日	又 は 休 日	平 日	土 曜 日	又 は 休 日	又 は 休 日
七、〇七 円	二六、九二六 円	一九、一五六 円	五、〇九九 円	九、八八四 円	一三、九四 円	一六、五五六 円	二六、五五六 円
千五百人以上	七、九五	一七、九四八	二四、四〇二	六、五五六	二七、九〇〇	一六、五五六	二六、五五六
九、八七	一七、八五〇	二四、五〇四	六、四四〇	二九、八〇二	一六、四四八	二六、四四八	二六、四四八
二千人未満	二〇、二九六	一五、八六六	二七、九六六	七、九九	一八、八八	一五、八〇六	二二、〇六〇
三千人以上	一三、三四	二五、八八九	三五、七〇	八、三六	一七、八三四	二五、八三四	二八、六三二
五千人未満	一四、五五	二五、八六六	三五、六九四	一〇、七九	一七、七五二	二七、二〇六	二七、二〇六
一万人未満	一五、八七	三四、八九六	四六、八四	一三、一六	二五、八〇〇	三七、〇七二	三七、〇七二
一万五千人未満	二五、〇〇	五二、〇四〇	七六、四三	一五、八七	三四、八九六	四六、八〇四	四六、八〇四
二万人未満	二九、〇〇	六五、一八四	九六、〇〇	二五、八六	四三、九九二	六五、五五六	六五、五五六
二万人以上	三六、一三	六五、一八四	九六、〇〇	二五、八六	四三、九九二	六五、五五六	六五、五五六

衆議院議員選挙において、投票の当日において開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

四九

開票区 の選挙人数		区市町村					
千人未満	千人以上 二千人未満	二千人以上 三千人未満	三千人以上 五千人未満	五千人以上 一万人未満	一万人以上 一万五千人未満	一万五千人以上 二万人未満	二万人以上 三万人以上
区	二五二、一八七円	二八二、五三三	三八四、五九七	五一〇、七五一	六六一、〇四〇	八六〇、四九七	一、三四六、三八〇
市	二五一、六七七円	二八一、五二三	三八三、〇六七	五〇六、六七一	六五三、九〇〇	八四九、七八七	一、三二六、二九〇
町	一八六、六七六円	二〇三、三九九	二七八、八六九	三六二、八五七	四七〇、三二九	六一三、三四八	九七〇、七五三
村							

開票 区 選挙 人数	開票 日	区	市	町	村
一万人以上	土曜日	七二一、二〇五			四七八、四四七
一万五千人以上	日曜日又は休日				
二万人以上	土曜日	七七五、八六〇			五一七、二四〇
二万人未満	日曜日又は休日				
三万人以上	土曜日	八九二、一三九			五九四、八二六
三万人未満	日曜日又は休日				
三万人以上	土曜日	一、〇二一、五四九			六八五、三四三

3 衆議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票 区 選挙 人数	開票 日	区	市	町	村
千人未満	土曜日	四、二九二	四、二九二	四、二九二	四、二九二
千人以上	土曜日	二八、三三九	二八、三三九	二八、三三九	二八、三三九
二千人未満	土曜日	二八、三三九	二八、三三九	二八、三三九	二八、三三九
二千人以上	土曜日	二八、三三九	二八、三三九	二八、三三九	二八、三三九
三千人未満	土曜日	六、三三三	六、三三三	六、三三三	六、三三三
三千人以上	土曜日	六、三三三	六、三三三	六、三三三	六、三三三
五千人未満	土曜日	六、三三三	六、三三三	六、三三三	六、三三三
五千人以上	土曜日	六、三三三	六、三三三	六、三三三	六、三三三
一万人未満	土曜日	二七、六六六	二七、六六六	二七、六六六	二七、六六六
一万人以上	土曜日	二七、六六六	二七、六六六	二七、六六六	二七、六六六
二万人未満	土曜日	二七、六六六	二七、六六六	二七、六六六	二七、六六六
二万人以上	土曜日	二七、六六六	二七、六六六	二七、六六六	二七、六六六
三万人未満	土曜日	二七、六六六	二七、六六六	二七、六六六	二七、六六六
三万人以上	土曜日	二七、六六六	二七、六六六	二七、六六六	二七、六六六

4 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票 区 選挙 人数	開票 日	区	市	町	村
千人未満	土曜日	六〇、八四八	一八二、五四四	四一、八三三	一二五、四九九
千人以上	土曜日	六〇、八四八	一八二、五四四	四一、八三三	一二五、四九九
二千人未満	土曜日	六八、四五四	二〇五、三六二	四五、六三六	一三六、九〇八
二千人以上	土曜日	六八、四五四	二〇五、三六二	四五、六三六	一三六、九〇八
三千人未満	土曜日	九五、〇七五	二八五、二二五	六四、六五一	一九三、九五三
三千人以上	土曜日	九五、〇七五	二八五、二二五	六四、六五一	一九三、九五三
五千人未満	土曜日	一二五、四九九	三七六、四九七	八三、六六六	二五〇、九九八
五千人以上	土曜日	一二五、四九九	三七六、四九七	八三、六六六	二五〇、九九八
一万人未満	土曜日	一五九、七二六	四七九、一七八	一〇六、四八四	三一九、四五二
一万人以上	土曜日	一五九、七二六	四七九、一七八	一〇六、四八四	三一九、四五二
二万人未満	土曜日	二〇九、一六五	六二七、四九五	一四〇、七一	四二二、一三三
二万人以上	土曜日	二〇九、一六五	六二七、四九五	一四〇、七一	四二二、一三三
三万人未満	土曜日	二二八、一八〇	六八四、五四〇	一五二、一一〇	四五六、三六〇
三万人以上	土曜日	二二八、一八〇	六八四、五四〇	一五二、一一〇	四五六、三六〇
五千人未満	土曜日	二六二、四〇七	七八七、二二	一七四、九三八	五二四、八一四
五千人以上	土曜日	二六二、四〇七	七八七、二二	一七四、九三八	五二四、八一四
三万人以上	土曜日	三〇〇、四三七	九〇一、三一一	二〇一、五五九	六〇四、六七七

第六条第一項の表中

衆議院議員選挙会	七四〇、九三四円	七三八、三八四円
----------	----------	----------

衆議院小選挙区選出議員選挙会

五三三、一四六円	五二八、五九六円
----------	----------

衆議院比例代表選出議員選挙分会

一一、二〇七、一七四円	一一、〇九六、一六四円
-------------	-------------

二項中「衆議院議員選挙会」を「衆議院小選挙区選出議員選挙会」に改め、「三十四万八千六百八十六円」を「三十三万二千八百三十六円」に改め、「五十万八千七百七十二円」を加える。

第七條第一項の表中「衆議院議員選挙」を「衆議院小選挙区選出議員選挙」に、「参議院比例代表選出議員選挙」を「衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙」に改める。

第八條第一項中「衆議院議員及び」を「衆議院小選挙区選出議員又は」に改め、同条第二項中「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に改める。

第八條の二及び第十一條中「衆議院議員及び」を「衆議院小選挙区選出議員又は」に改める。

二、八〇一、七三六	二、九七六、二九八	一七一、一三九	一七一、一三九	二八九、〇三五	五二〇、二六三	八二二、七二一	九八三、八六〇	一、一五四、九九九
-----------	-----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	-----------

三六五〇	二八四一	二二三	二二三	二二三	二二三
三七九八	二八四一	二二三	二二三	二二三	二二三
五三三	二八四一	二二三	二二三	二二三	二二三
三九一七	二八四一	二二三	二二三	二二三	二二三
七七三八	二八四一	二二三	二二三	二二三	二二三
四〇七三	二八四一	二二三	二二三	二二三	二二三
三〇四	二八四一	二二三	二二三	二二三	二二三
三七六五	二八四一	二二三	二二三	二二三	二二三
三九九	二八四一	二二三	二二三	二二三	二二三
七〇〇五	二八四一	二二三	二二三	二二三	二二三
七三四七	二八四一	二二三	二二三	二二三	二二三
七五九	二八四一	二二三	二二三	二二三	二二三
〇六五二	二八四一	二二三	二二三	二二三	二二三
二二五〇	二八四一	二二三	二二三	二二三	二二三
二八九七	二八四一	二二三	二二三	二二三	二二三
三五六一	二八四一	二二三	二二三	二二三	二二三
一八六	二八四一	二二三	二二三	二二三	二二三
一五〇二	二八四一	二二三	二二三	二二三	二二三
五四〇〇	二八四一	二二三	二二三	二二三	二二三
七七七	二八四一	二二三	二二三	二二三	二二三

金	額
六三三、九六〇	円
七二三、二〇五	
七九二、四五〇	
七九二、四五〇	
七九二、四五〇	
八七一、六九五	
八七一、六九五	
八七一、六九五	
一、四二六、四一〇	
三一六、九八〇	
一五八、四九〇	
八三六、六六〇	
二二二、九六八	
四五、六三六	
七六、〇六〇	
一三六、九〇八	

衆議院議員選舉	參議院議員選舉
八三九、九九七 円	六三三、九六〇 円
九五〇、九四〇	七二三、二〇五
一、〇六一、八八三	七九二、四五〇
一、〇六一、八八三	七九二、四五〇
一、〇六一、八八三	七九二、四五〇
一、一五六、九七七	八七一、六九五
一、一五六、九七七	八七一、六九五
一、一五六、九七七	八七一、六九五
一、九〇一、八八〇	一、四二六、四一〇
四二七、九二三	三二六、九八〇
二〇六、〇三七	一五八、四九〇
一、一一〇、四七六	八三六、六六〇
二八九、〇二八	二二二、九六八
六〇、八四八	四五、六三六
一〇六、四八四	七六、〇六〇
一八二、五四四	一三六、九〇八

三項の表中

を

に改める。

第十四条第一項中「参議院比例代表選出議員選挙」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙」に改める。

三 (農業委員会等に関する法律の一部改正)

第十二条 農業委員会等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一條の表以外の部分中、「第四十六條第二項及び第四十六條の二」を、「第三十七條第三項及び第四項、第四十四條第二項、第四十六條第一項から第三項まで及び第六項から第十項まで、第四十六條の二並びに第五十七條第二項」に、「第六十八條第二項及び第六十八條の二第二項」を、「第六十一條第三項及び第四項、第六十八條第一項、第二項、第四項及び第五項並びに第六十八條の二第二項及び第三項」に改め、「第八章」の下に「(第七十五條第二項、第七十七條第二項及び第八十一條の規定を除く。)」を加え、「第八十六條第一項から」を「第八十六條の四第一項から」に、「第八十六條の四(被選挙権のない者等)」を「第八十六條の八(被選挙権のない者等)」に、「第九十一條第一項」を「第九十一條第二項」に改め、「第九十五條の二」の下に、「第九十七條第三項」を加え、「及び第三項並びに第一百一条の二」を「から第四項まで、第一百一条から第

一九七、七五六	一二二、九六八				三〇、四二四	四五、六三六	四五、六三六
---------	---------	--	--	--	--------	--------	--------

二五八、六〇四	一九七、七五六
二八九、〇二八	二二一、九六八
—	—
—	—
—	—
四五、六三六	三〇、四二四
六〇、八四八	四五、六三六
六〇、八四八	四五、六三六
六〇、八四八	四五、六三六

三項まで、第七項及び第八項、第一百一条、第一百一条の二並びに第百八条第二項」に、「第百二十二条第一項、第四項及び第五項」を、「第百二十二条第五項、第七項及び第八項」に、「第百三十条第一項及び第三項」を、「第百三十条」に、「第百三十一条第三項及び第四項」を、「第百三十一条第一項及び第二項」に、「戸別訪問を、夜間の戸別訪問の禁止等」に、「から第百六十三条まで」を、「第百六十一條の二、第百六十二条第一項及び第二項、第百六十三條」に、「及び第百二十八條」を、「第百八十六条及び第二百一一条第二項」に改め、「第二百三十五條の三」の下に、「第二百三十五條の四」を、「第二百三十九條第二項第四項及び第二項」の下に、「第二百三十九條の第二項」を加え、「第二百四十四條第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号」を、「第二百四十四條第一項第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項」に、「第二百五十一條の第二項及び第三項、第二百五十一條の三第二項」を、「第二百五十一條の二第二項、第三項及び第五項、第二百五十一條の三」に、「附則第五項及び第六項」を、「附則第四項及び第五項」に改め、同条の表第十八條の項中、「第十八條」を、「第十八條第一項」に、「第十五條第五項」を、「第十五條第六項」に改め、同項の次に次のように加える。

家

に改め、同表第九十

を

に改め、同表第百四

第十一條の表第一百十條第一項第三號の項中「第一百十條第一項第三號」を「第一百十條第一項第四號」に改め、同表第一百十二條第一項の項中「第一百十二條第一項」を「第一百十二條第五項」に、「ならなかつた者」を「ならなかつたもの」に改め、「（同点者の場合）」を削り、同表第十二條を「第一百三十五條第一項」に改め、同表第十三條第一項第五號の項中「第一百十三條第一項第六號」に改め、「第一百十三條第一項第三號の項中」「第一百十五條第一項第三號」を「第一百十五條第一項第二號」に改め、同表第一百三十五條の項中「第一百三十五條第一項」に改め、同表中

第二百十條	
第二百五十一條の二(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無効)第一項第一号から第二号まで	第二百五十一條の二(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無効)第一項第一号又は第三号
若しくは第二百二十三條の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)第二項	又は第二百二十三條の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)第二項
場合又は出納責任者が第二百四十七條(選挙費用の法定額違反)の規定により刑に処せられた場合	場合
第二百五十一條の二第一項第一号から第三号までに掲げる者又は出納責任者	第二百五十一條の二第一項第一号又は第三号に掲げる者

第二百十條第一項	
第二百五十一條の二(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止)第一項第一号から第三号まで	第二百五十一條の二(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止)第一項第一号又は第三号
若しくは第二百二十三條の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)第二項	又は第二百二十三條の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)第二項
場合又は出納責任者が第二百四十七條(選挙費用の法定額違反)の規定により刑に処せられた場合	場合
第二百五十一條の二第一項第一号から第三号までに掲げる者若しくは出納責任者	第二百五十一條の二第一項第一号若しくは第三号に掲げる者
公職に係る選挙	農業委員会の選挙による委員の選挙
第二百五十一條の二第一項第一号から第三号まで	第二百五十一條の二第一項第一号又は第三号
若しくは第二百二十三條の二第二項	又は第二百二十三條の二第二項
場合又は出納責任者が第二百四十七條の規定により刑に処せられた場合	場合

第二百十一條第一項	
第二百五十一條の二(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止)第一項各号	第二百五十一條の二(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止)第一項第一号、第二号及び第四号
公職に係る選挙	農業委員会の選挙による委員の選挙

第十一條の表第二百十二條第一項の項中「(第二百四條、第二百五條第五項及び第二百八條の規定を除く。を)を削り、同表第二百五十一條の項中「挨拶行為を、あいさつ行為」に、「政治団

第二百五十一條の二	
第四号及び第五号	第一号、第三号及び第四号
公職に係る選挙	農業委員会の選挙による委員の選挙

「政治団体」を「政治活動を行う団体」に、「制限違反」及び第二百四十二條(選挙事務所設置の届出違反)を、「休憩所等の制限違反」、第二百四十二條(選挙事務所設置の届出違反)及び第二百五十三條(選挙人等の偽証罪)に改め、同表第二百五十二條第二項の項中「第十六章に掲げる罪」の下に「第二百五十三條の罪を除く。を)を加え、同表第二百五十三條の二第一項の項中「挨拶行為を、あいさつ行為」に、「政治団体」を「政治活動を行う団体」に、「準用するこの章に掲げる罪」を「準用する第十六章に掲げる罪(第二百五十三條(選挙人等の偽証罪)の罪を除く。を)に改め、「選挙犯罪による」の下に「公職の候補者等であつた者の」を、「当選無効」の下に「及び立候補の禁止」を加え、同表第二百五十四條の項中「挨拶行為を、あいさつ行為」に改め、「政治団体」を「政治活動を行う団体」に改め、「第十六章に掲げる罪」の下に「第二百五十三條(選挙人等の偽証罪)の罪を除く。を)を、「選挙犯罪による」の下に「公職の候補者等であつた者の」を、「当選無効」の下に「及び立候補の禁止」を加え、同表第二百五十四條の二第一項の項中「選挙犯罪による」の下に「公職の候補者等であつた者の」を、「当選無効」の下に「及び立候補の禁止」を加え、同表第二百五十條の二の項中「(第二百五四條、第二百五五條第五項及び第二

百八條の規定を除く。を)を削る。
第十四條第四項中「但し」を「ただし」に、「第百條第四項」を「第百條第六項」に改める。
(租税特別措置法の一部改正)
第十三條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六號)の一部を次のように改正する。
第四十一條の十七中「第八十六條又は第八十六條の二」を「第八十六條から第八十六條の四まで」に、「届出をし若しくは推薦届出をされ、又は届出をされた」を「届出のあつた」に、「第八十六條の規定により届出をし、又は推薦届出をされた」を「第八十六條又は第八十六條の四の規定により届出のあつた」に改め、同表第四号ロ中「第八十六條の規定により公職の候補者として届出をし若しくは推薦届出をされた者又は同法第八十六條の二」を「第八十六條から第八十六條の四まで」に改める。
(国会議員互助年金法の一部改正)
第十四條 国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十號)の一部を次のように改正する。
第二條第六号中「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に改める。
(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)
第十五條 市町村の合併の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

体」を「政治活動を行う団体」に改め、「第十六章に掲げる罪」の下に「第二百五十三條(選挙人等の偽証罪)の罪を除く。を)を加え、同表第二百五十一條の二第一項の項を次のように改める。

第三項第三項中「第十五条第五項及び第七項」を「第十五条第六項及び第八項」に改める。

第十條第二項中「第十五条第七項」を「第十五条第八項」に改める。

第十一條を次のように改める。

第十一條 削除

(自治省設置法の一部改正)

第十六條 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 政党その他の政治団体の候補者の選定の手続の届出を受理し、及びその届出事項を告示すること。

第五條第十二号中「参議院比例代表選出議員」を「衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員」に、「名簿届出政党等」を「参議院名簿届出政党等」に改める。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法案

衆議院議員選挙区画定審議会設置法

(設置)

第一條 総理府に、衆議院議員選挙区画定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二條 審議会は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとする。

(改定案の作成の基準)

第三條 前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口(官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。)のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

2 前項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、一に、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四條第一項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とする。

(勧告の期限等)

第四條 第二條の規定による勧告は、国勢調査(統計法(昭和二十二年法律第十八号)第四條第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。)の結果による人口が最初に官報で公示された日から一年以内に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、審議会は、各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるときは、第二條の規定による勧告を行うことができる。

(勧告の尊重)

第五條 内閣総理大臣は、審議会から第二條の規定による勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

2 内閣総理大臣は、審議会から第二條の規定による勧告を受けたときは、これを国会に報告するものとする。

(組織)

第六條 審議会は、委員七人をもって組織する。

2 委員は、国会議員以外の者であつて、識見が高く、かつ、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し公正な判断をすることができると認めるときは、内閣総理大臣の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

3 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

4 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

5 委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができなると認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

7 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 委員は、非常勤とする。

(会長)

第七條 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料提出その他の協力)

第八條 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

第九條 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営その他この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

(所掌事務等の特例)

第二條 審議会は、第二條に規定する事務をつかさどるほか、公職選挙法の一部を改正する法律(平成五年法律第 号)による改正後の公職

選挙法の規定の施行の準備のため衆議院小選挙区選出議員の選挙区の画定に関し、調査審議し、その画定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとする。

2 前項の規定による勧告は、委員が任命された日から六月以内に行うものとする。

3 第三條の規定は第一項の規定による画定案の作成について、第五條の規定は同項の規定による勧告があつた場合について準用する。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第三條 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第十九号の七の次に次の一号を加える。

十九の八 衆議院議員選挙区画定審議会委員

(選挙制度審議会設置法の一部改正)

第四條 選挙制度審議会設置法(昭和三十六年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「事項」の下に「衆議院議員選挙区画定審議会の所掌に属するものを除く。」を加える。

政治資金規正法の一部を改正する法律案
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

政治資金規正法目次中「特定公職の候補者に係る指定団体」を「公職の候補者に係る資金管理団体」に改める。

第一條中「並びに政治団体及び公職の候補者を」を「政治団体」、「及び授受」を「並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受」に改める。

第二條の見出しを「(基本理念)」に改め、同條第二項中「及び公職の候補者」を削り、同條第三項を

(小字及び一は衆議院修正)

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

政治資金規正法目次中「特定公職の候補者に係る指定団体」を「公職の候補者に係る資金管理団体」に改める。

第一條中「並びに政治団体及び公職の候補者を」を「政治団体」、「及び授受」を「並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受」に改める。

第二條の見出しを「(基本理念)」に改め、同條第二項中「及び公職の候補者」を削り、同條第三項を

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

政治資金規正法目次中「特定公職の候補者に係る指定団体」を「公職の候補者に係る資金管理団体」に改める。

第一條中「並びに政治団体及び公職の候補者を」を「政治団体」、「及び授受」を「並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受」に改める。

第二條の見出しを「(基本理念)」に改め、同條第二項中「及び公職の候補者」を削り、同條第三項を

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

政治資金規正法目次中「特定公職の候補者に係る指定団体」を「公職の候補者に係る資金管理団体」に改める。

第一條中「並びに政治団体及び公職の候補者を」を「政治団体」、「及び授受」を「並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受」に改める。

第二條の見出しを「(基本理念)」に改め、同條第二項中「及び公職の候補者」を削り、同條第三項を

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

削る。

第三条第二項中「一」を「いずれかに」に改め、同項各号を次のように改める。

一 当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有するもの

二 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の三以上であるもの

第三条第三項中「前項第三号」を「前項各号」に改め、「政党」の下に「(第六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により政党である旨の届出をしたものに限る。)」を加え、同条第四項中「公職選挙法」の下に「(昭和二十五年法律第百号)」を加え、「届出をし若しくは推薦届出をされた者又は」を「届出があつた者」に改め、「第八十六条の二」の下に「若しくは第八十六条の三」を「候補者となつた者」の下に「又は同法第八十六条の四の規定により候補者として届出があつた者」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第二項第一号に規定する衆議院議員又は参議院議員の数の算定、同項第二号に規定する政治団体の得票総数の算定その他同項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第六条第二項中「第七号」を「第七条第一項」に改め、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定による届出をする場合には、当該届出に係る政治団体の名称は、第七条の二第一項の規定により告示された政党又は政治資金団体の名称及びこれらに類似する名称以外の名称でなければならない。

第六条の二の次に次の一条を加える。

第六条の三 政治団体は、その主たる事務所の所在地又は主として活動を行う区域の異動により、第六条第一項各号の区分に応じ、同項の規

定による届出を受けるべき都道府県の選挙管理委員会又は自治大臣に異動が生じたときは、その異動の日から七日以内に、当該異動が生じたことにより同項の規定による届出を受けるべき都道府県の選挙管理委員会又は自治大臣に対し、同項及び同条第二項の規定の例により届け出なければならない。

第七条中「同条第四項」を「同条第五項」に、「を含む。」及び前条の規定によりその例によることとされる場合を含む。」に、「第六条第四項」を「第六条第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第六条第三項の規定は、政治団体が前項前段の規定による届出をする場合について準用する。

第七条の二第一項後段中「前条前段」を「前条第一項前段」に改める。

第八条の三「中」を受けた「を」を「政党から受けた」に改める。

第九条第一項各号列記以外の部分中「会計責任者」の下に「(会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあっては、その職務を行うべき者。第十五条を除き、以下同じ。)(会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。)」を加え、同項第一号口中「氏名。以下第十九条の七まで」を「氏名。次条第一項及び第二項並びに第十二条第一項第一号ロに、金額。以下第十九条の七を金額。以下同条」に改め、同条ハ中「以下第十九条の七まで」を「同項及び第十二条第一項第一号ハ」に改め、同項第二号中「以下第十九条の七まで」を「次条第一項及び第十二条第一項第二号」に改める。

第十条第一項中「又は」を「若しくは」に、「支出をした者」を「寄附を受け、又は支出をした者」に、「その支出」を「寄附を受け又は支出に、当該支出を」を「寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日又は支出を」に改める。

第十一条第一項中「第十九条の六を除き」を削る。

第十二条第一項中「会計責任者」の下に「(報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。)」を加え、同項第一号ロ及びハ中「政党又は政治資金団体に對するものにあつては年間一百万円、その他の政治団体に對するものにあつては年間百万円」を「年間五百万円」に改め、同条ト及びチ中「百万円」を「五百万円」に改め、同条第三項中「会計責任者」の下に「(会計責任者の職務を補佐する者を含む。第十九条の四及び第十九条の五において同じ。)」を加える。

第十四条第一項中「第十九条の六を除き」を削る。

第十六条中「会計責任者」の下に「(政治団体が次条第一項の規定に該当する場合にあっては、当該政治団体の会計責任者であつた者)」を加える。

第十七条第一項中「会計責任者」を「会計責任者であつた者」に改める。

第十八条中「第六条第四項」を「第六条第五項」に改める。

第十八条の二第一項中「第六条第四項」を「第六条第五項」に改め、同条第二項中「同条第三項」を「同条第四項」に、「前二項」と、第七号を「第一項及び第二項」と、第六条の三「中」主として活動を行う区域」とあるのは「政治資金パーティーの開催場所」と、第七号第一項に「百万円」を「五百万円」に改め、「除く」についてと「の下に」、第十六条中「次条第一項」とあるのは「第十八条の二第四項」とを、「中止したとき」との下に「(会計責任者であつた者」とあるのは「(会計責任者報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。)」とを加える。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 公職の候補者に係る資金管理団体の届出等

治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定することができる。

第十九条第二項中「特定公職の候補者」を「公職の候補者」に、「この章において指定団体」を「政治資金管理団体」に改め、同条第三項中「この章において指定団体」を「政治資金管理団体」に改める。

第十九条の二の見出し及び同条第一項中「指定団体」を「資金管理団体」に改める。

第十九条の三の見出し中「指定団体」を「資金管理団体」に改め、同条第一項中「指定団体の」を「資金管理団体の」に、「者は」を「公職の候補者は」に、「特定公職の候補者である」を「公職の候補者である」に、「受けた」を「政党から受けた」に改め、「(金銭等による政治活動に関する寄附に限るもの」とし、選挙運動に関するものを除く。以下この章において「特定公職の候補者に対する寄附」という。を削り、「指定団体に取り扱わせるため当該指定団体」を「資金管理団体に取り扱わせるため当該指定団体」に、「当該指定団体」に「寄附する金銭等に相当する金銭等に係る当該特定公職の候補者に対する寄附をした者」とに、その指定団体に「寄附する金銭等」に「次に掲げる事項を」を「その旨を」に改め、同項各号及び同条第二項を削り、同条第三項中「指定団体」を「資金管理団体」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十九条の四の見出し中「指定団体」を「資金管理団体」に改め、同条中「指定団体の」を「資金管理団体の」に、「指定団体に対する寄附」を「特定寄附」に、「者が」を「公職の候補者が」に、「当該指定団体」を「当該資金管理団体」に改め、「に規定する特定公職の候補者に対する寄附をした者」との金額並びに同項及び同条第二項を削る。

第十九条の五の見出し中「指定団体」を「資金管理団体」に改め、同条中「指定団体」を「資金管理団体」に、「指定団体であつた」を「資金管理団体であつた」に、「指定団体に対する寄附」を「特定寄附」に改め、「及び次に掲げる事項」を削り、同条各号を削る。

第十九条の六から第十九条の八までを削り、第十九条の九を第十九条の六とする。

第二十條第一項中、「第十七條第一項又は第十九條の七第一項若しくは第二項を」と又は第十七條第一項に改める。

第二十一條を第二十條の二とする。

第五章中第二十二條の前に次の二條を加える。

(公社等の寄附の制限)

第二十一條 会社、労働組合(労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条に規定する労働組合をいう。第三項並びに第二十一條の第三項及び第二項において同じ。)、職員団体(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八條の二又は地方公務員法(昭和二十五年法律第六十一号)第五十二條に規定する職員団体をいう。第三項並びに第二十一條の第三項及び第二項において同じ。)、その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2 前項の規定は、政治団体がする寄附については、適用しない。

3 何人も、会社、労働組合、職員団体その他の団体(政治団体を除く)に対して、政治活動に関する寄附(政党及び政治資金団体に對するものを除く)をすることを勧誘し、又は要求してはならない。

4 第一項及び前項の規定の適用については、政党の支部で、一以上の市町村(特別区を含む)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市に於ては、その区の区域)又は公職選挙法第十二條に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部以外のものは、政党及び政治資金団体以外のそれぞれ一の政治団体とみなす。

(公職の候補者の政治活動に関する寄附の禁止)
第二十一條の二 何人も、公職の候補者の政治活動(選挙運動を除く)に関して寄附(金銭等によるものに限るものとし、政治団体に對するものを除く)をしてはならない。

2 前項の規定は、政党がする寄附については、適用しない。

第二十二條の前の見出しを削り、同条に見出しとして、「(寄附の総額の制限)」を付する。

第二十二條第一項中「政治活動に関する寄附」と「政党及び政治資金団体に對してされる政治活動に関する寄附」に改め、同項第三号中「(労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条に規定する労働組合をいう。以下この条において同じ。)」及び「(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八條の二又は地方公務員法(昭和二十五年法律第六十一号)第五十二條に規定する職員団体をいう。以下この条において同じ。)」を削り、同項第四号中「以外の団体」の下に「(政治団体を除く)」を加え、同条第四項を削り、同条第三項中「前二項を」と第一項及び前項に、「政治団体がする寄附、指定団体に對する寄附及び個人が」と「特定寄附及び」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 個人のする政治活動に関する寄附で政党及び政治資金団体以外の者に対してされるものは、各年中において、千万円を超えることができない。

第二十二條を第二十一條の三とする。

第二十二條の二に見出しとして、「同一の者に対する寄附の制限」を付し、同条第一項中「何人も」を「個人とする政治活動に関する寄附は」に、「超えて政治活動に関する寄附をしてはならない」を「超えることができない」に改め、同条第二項中「政治団体がする寄附、指定団体に對する寄附及び個人が」と「資金管理団体の届出をした公職の候補者が当該資金管理団体に對してする寄附及び」に改め、同条第三項を削り、同条を第二十二條とし、同条の次に次の一項を加える。

(量の制限等に違反する寄附の受領の禁止)
第二十二條の二 何人も、第二十一條第一項、第二十一條の二第一項、第二十一條の三第一項及び第二項若しくは第三項又は前条第一項の規定のいずれかに違反してされる寄附を受けてはならない。

第二十二條の三第三項及び第四項中「公職の候補者」の下に「これらの者に係る資金管理団体」を加える。

第二十二條の三第三項及び第四項中「公職の候補者」の下に「これらの者に係る資金管理団体」を加える。

第二十三條中「三十万円」を「百万円」に改める。

第二十四條中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二号中「提出を怠り」を「提出をせず」に改める。

第二十五條第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、五年以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十二條又は第十七條の規定に違反して報告書又はこれに併せて提出すべき書面の提出をしなかつた者

二 第十二條、第十七條又は第十九條の五の規定に違反して第十二條第一項若しくは第十七條第一項の報告書又はこれに併せて提出すべき書面に記載すべき事項の記載をしなかつた者

三 第十二條第一項若しくは第十七條第一項の報告書又はこれに併せて提出すべき書面に虚偽の記入をした者

第二十五條第二項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第二十六條中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第二十二條第一項及び第二十二條の二第一項」を「第二十一條第一項、第二十一條の二第一項、第二十一條の三第一項及び第二十二條の二第一項」に改め、同条第二号中「第二十二條第四項又は第二十二條の二第三項」を「第二十二條の二」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一項を加える。

二 第二十一條第三項の規定に違反して寄附を受けることを勧誘し、又は要求した者
第二十六條の二及び第二十六條の三中「二十万円」を「五十万円」に改める。
第二十六條の四中「十万円」を「三十万円」に改める。

第二十六條の五中「五十万円」を「二十万円」に改める。

第二十七條第一項中「第二十四條及び第二十五條第一項を」第二十三條、第二十四條、第二十五條第一項、第二十六條、第二十六條の二及び第二十六條の四に改める。

第二十八條の二第一項中「政治団体」を「団体」に、「第二十六條第二号、第二十六條の二第三号及び第二十六條の三第二号」を「及び第二十六條から第二十六條の五まで」に、「により寄附を受けた」とを「をした」に改め、同条第二項及び第三項中「政治団体」を「団体」に改め、同条を第六章中第二十八條の三とする。

第二十八條中「第二十六條第二号」を「第二十六條第三号」に改め、同条を第二十八條の二とし、第二十七條の次に次の一項を加える。

第二十八條 第二十三條から第二十六條の五まで及び前条第二項の罪を犯し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から五年間、刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

2 第二十三條、第二十四條、第二十五條第一項、第二十六條、第二十六條の二、第二十六條の四及び前条第二項の罪を犯し禁錮の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を受けるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くはか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

3 裁判所は、情状により、刑の言渡しと同時に、第一項に規定する者に対し同項の五年間若しくは刑の執行猶予中の期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、若しくはその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、又は前項に規定する者に

対し同項の五年間若しくは刑の執行猶予の言渡しを受けた場合に於てはその執行猶予中の期間のうち選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用すべき期間を短縮する旨を宣告することができ。

4 公職選挙法第十一條第三項の規定は、前三項の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じ、又はその事由がなくなつたときについて準用する。この場合において、同条第三項中「第一項又は第二百五十一條」とあるのは、「政治資金規正法第二十八條」と読み替へるものとする。

第二十九條中「第十七條第一項又は第十九條の七第一項若しくは第二項」を「又は第十七條第一項」に改める。

第三十二條第二号中「第二十一條第一項」を「第二十條の二第二項」に改め、同条第三号中「第二十一條第二項」を「第二十條の二第二項」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成五年法律第 号)の施行の日、属する年の翌年の一月一日から施行する。ただし、第三條第二項の改正規定、同条第三項及び第四項の改正規定、同条に一項を加える改正規定、第六條の改正規定、第七條の改正規定(を含む)を、及び前條の規定によりその例によることとされる場合を含むに改める部分を除く。

第七條の二第一項の改正規定、第十八條の改正規定並びに第十八條の二の改正規定(第六條第四項を、第六條第五項に改める部分、「同条第三項」を「同条第四項」に改める部分及び「前二項」と、第七條を「第一項及び第二項」と、第六條の三中「主として活動を行う区域」とあるのは「政治資金パーティーの開催場所」と、第七條第一項に改める部分(第六條の三に係る部分を除く。に)に限る。並びに次条及び附則第三條の規定は、同法の施行の日から施行する。
(政党の定義に関する経過措置)

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日(次条において「一部施行日」という。)から公職選挙法の一部を改正する法律による改正後の公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の施行の日以後初めてその選挙の期日を公示される衆議院議員の総選挙のすべての当選人について同法第百一十一條第二項又は第百一十一條の二第二項の規定による告示がされる日の前日までの間に限り、この法律による改正後の政治資金規正法(以下「新法」という。)第三條第二項第二号の規定の適用については、同号中「衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙」とあるのは、「衆議院議員の総選挙」とする。

(政党の届出に関する経過措置)
第三条 この法律による改正前の政治資金規正法(以下「旧法」という。)第三條第一項の政治団体で同条第二項の政党である旨を旧法第六條第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により届け出たもの(以下この条において「旧政党」という。)のうち、一部施行日において新法第三條第二項の政党に該当するものは、一部施行日から七日以内に、新法第六條の規定による届出をしなければならない。この場合において、一部施行日から当該届出がされるまでの間は、同条の規定による届出がされていたものとみなす。

2 旧政党で新法第三條第二項の政党に該当するもの以外の政治団体は、一部施行日において新法第七條第一項前段の規定により政党でなくなった旨の届出をしたものとみなす。
3 一部施行日において現に存する政治団体(旧政党を除く。)で新法第三條第二項の政党に該当するものは、一部施行日から七日以内に、新法第六條の規定による届出をしなければならない。
(報告書の提出等に関する経過措置)
第四条 新法第十二條第一項第一号(新法第十七條第一項の規定によりその例によることとされる

る場合及び新法第十八條の二第二項の規定により読み替へて適用される場合を含む。以下この条において同じ。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する年以後の期間に係る新法第十二條第一項の規定による報告書及び施行日以後に新法第十七條第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の記載(新法第十九條の五の規定による記載を含む)及び提出について適用し、施行日の属する年の前年以前の期間に係る旧法第十二條第一項の規定による報告書及び施行日前に旧法第十七條第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の記載(旧法第十九條の五の規定による記載を含む)及び提出については、なお従前の例による。

2 新法第十二條第一項第一号ロ及びハの規定は、寄附のうち寄附のあつせんに係るもので施行日以後に集められる寄附について適用し、寄附のうち寄附のあつせんに係るもので施行日前に集められた寄附については、なお従前の例による。

3 新法第十二條第一項第一号ト及びチの規定は、政治資金パーティーの対価の支払のうち対価の支払のあつせんに係るもので施行日以後に集められる対価の支払について適用し、政治資金パーティーの対価の支払のうち対価の支払のあつせんに係るもので施行日前に集められた対価の支払については、なお従前の例による。
(特定寄附に関する経過措置)
第五条 新法第十九條第二項の規定による届出した公職の候補者が旧法第十九條の六第一項の保有金により当該届出に係る資金管理団体に対してする寄附で施行日から一年を経過する日までの間にされたものは、新法第十九條の四に規定する特定寄附とみなす。
(特定公職の候補者に係る報告書の提出に関する経過措置)
第六条 施行日の属する年の前年以前の期間に係る旧法第十九條の七第一項の規定による報告書及び施行日前に同条第二項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第七条 施行日前にした行為並びに附則第四條の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十二條第一項の規定による報告書及び旧法第十七條第一項の規定による報告書の記載及び提出に係る事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第八条 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(見直し)
第九条 この法律の施行後五年を経過した場合においては、政治資金の個人による提出の状況を踏まえ、政財政の状況等を勘案し、会社、労働組合その他の団体の政党及び政治資金団体に對してする寄附のあり方について見直しを行うものとする。
(地方自治法の一部改正)
第十条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百二十七條第一項中「又は同法第二百五十二條」を「若しくは同法第二百五十二條又は政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第二十八條に、」を除く外を「除くほか」に改める。
第四百四十三條第一項及び第百八十四條第一項中「又は同法第二百五十二條」を「若しくは同法第二百五十二條又は政治資金規正法第二十八條に、」を除く外を「除くほか」に改める。
別表第三第三号(中)「特定公職の候補者の政治資金を取り扱う」を「公職の候補者のために政治資金の提出を受ける」に改め、特定公職の

政治資金の提出を受ける」に改め、特定公職の

第三百三十七条の三中「因る」を「よる」に、「の規定」を「又は政治資金規正法第二十八条（政治資金規正法違反による処刑者に対する選挙権及

月一日から平成七年十二月三十一日までの間」を「政治資金規正法の一部を改正する法律（平成五年法律第 号）の施行の日から同日以後五年を

あるときは、これを切り捨てる。）を限度とする。

第十七条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第五号第十四号中「特定公職の候補者に係る指定団体」を「公職の候補者に係る資金管理団体」に、「政治団体及び特定公職の候補者」を「政治団体」に改める。

(小字及び一 衆議院修正)

政党助成法案

政党助成法

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 政党の届出(第五条—第六条)
- 第三章 政党交付金の算定等(第七条—第十三条)
- 第四章 政党交付金の使途の報告(第十四条—第二十条)
- 第五章 政党の解散等に係る措置(第二十一条—第三十条)
- 第六章 報告書等の公表(第三十一条—第三十二条)
- 第七章 政党交付金の返還等(第三十三条—第三十四条)
- 第八章 雑則(第三十五条—第四十二条)
- 第九章 罰則(第四十三条—第四十八条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、議会制民主政治における政党の機能の重要性にかんがみ、国が政党に対し政党交付金による助成を行うこととし、このために必要な政党の要件、政党の届出その他政党交付金の交付に関する手続を定めるとともに、その使途の報告その他必要な措置を講ずることにより、政党の政治活動の健全な発展の促進及びその公明と公正の確保を図り、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的とする。

(政党の定義)

第二条 この法律において「政党」とは、政治団体(政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四

号)第三条第一項に規定する政治団体をいう。以下同じ。のうちの、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有するもの

二 前号の規定に該当する政治団体に所属していない衆議院議員又は参議院議員を有するもので、直近において行われた衆議院議員の総選挙(以下単に「総選挙」という。)における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙(以下単に「通常選挙」という。)における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の三以上であるもの

2 前項各号の規定は、他の政党(政治資金規正法第六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。))の規定により政党である旨の届出をしたものに限り、に所属している衆議院議員又は参議院議員が所属している政治団体については、適用しない。

(政党に対する政党交付金の交付等)

第三条 国は、この法律の定めるところにより、政党に対して、政党交付金を交付する。

2 政党交付金は、議員数制(政党に所属する衆議院議員及び参議院議員の数に応じて交付される政党交付金をいう。以下同じ。)及び得票数制(総選挙の小選挙区選出議員の選挙及び比例代表選出議員の選挙並びに通常選挙の比例代表選出議員の選挙及び選挙区選出議員の選挙における政党の得票総数に応じて交付される政党交付金をいう。以下同じ。)とする。

(この法律の運用等)

第四条 国は、政党の政治活動の自由を尊重し、政党交付金の交付に当たっては、条件を付し、又はその使途について制限してはならない。

2 政党は、政党交付金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであること

とに特に留意し、その責任を自覚し、国民の信頼にもとめることのないように、これを適切に使用しなければならない。

第二章 政党の届出

(政党交付金の交付を受ける政党の届出)

第五条 政党交付金の交付を受けようとする政党は、その年の一月一日(同日が前年において行われた総選挙又は通常選挙に係る次条第一項の選挙基準日前にある場合には、当該選挙基準日とする。以下「基準日」という。)現在における次に掲げる事項を、基準日の翌日から起算して十五日以内に、自治大臣に届け出なければならない。

一 名称(略称を用いている場合には、名称及びその略称)

二 主たる事務所の所在地

三 代表者、会計責任者及び会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者それぞれ一人の氏名、住所、生年月日及び選任年月日

四 会計監査を行うべき者の氏名、住所、生年月日及び選任年月日

五 所属する衆議院議員又は参議院議員の氏名、住所及び衆議院の小選挙区選出議員若しくは比例代表選出議員又は参議院の比例代表選出議員若しくは選挙区選出議員の別並びに当該衆議院議員又は参議院議員が選出された選挙の期日

六 次に掲げる得票総数

イ 直近において行われた総選挙(以下この号及び第八条第三項において「前回の総選挙」という。)の小選挙区選出議員の選挙における当該政党の得票総数

ロ 前回の総選挙の比例代表選出議員の選挙における当該政党の得票総数

ハ 直近において行われた通常選挙(以下この号及び第八条第三項において「前回の通常選挙」という。)及び当該前回の通常選挙の直近の通常選挙(以下この号及び第八条

第三項において「前々回の通常選挙」という。)の比例代表選出議員の選挙における当該政党のそれぞれの得票総数

二 前回の通常選挙及び前々回の通常選挙の選挙区選出議員の選挙における当該政党のそれぞれの得票総数

七 支部を有する場合にあつては、当該支部の数、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者、会計責任者及び会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者それぞれ一人の氏名及び住所

八 その他自治省令で定める事項

2 政党は、前項の規定による届出をする場合には、次に掲げる文書を併せて提出しなければならない。

一 綱領その他の当該政党の目的、基本政策等を記載した文書

二 党則、規約その他の当該政党の組織、管理運営等に関する事項を記載した文書

三 当該政党に所属する衆議院議員又は参議院議員としてその氏名その他の前項第五号に掲げる事項を記載されることについての当該衆議院議員又は参議院議員の承諾書及び同項の規定による届出において当該政党以外の政党に所属している者としてその氏名その他の同号に掲げる事項を記載されていないことを当該衆議院議員又は参議院議員が誓う旨の宣誓書

四 その他自治省令で定める事項を記載した文書

書

3 政党は、第一項の規定により届け出た事項に異動があつたときは、基準日後に総選挙又は通常選挙が行われた場合及び政党が解散し、若しくは目的の変更その他により政治団体でなくなり、又は第二条第一項各号のいずれにも該当しない政治団体となった場合を除き、その異動の日(の翌日から起算して七日以内)に、その異動に係る事項を第一項の規定の例により届け出なければならない。前項の規定により政党が提出し

た文書の内容に異動があったときも、同様とする。

4 第一項の規定による届出があったときは、自治大臣は、同項各号に掲げる事項(同項第七号に掲げる事項については、支部の数とする)を告示しなければならぬ。これらの事項につき前項前段の規定による届出があったときも、同様とする。

(総選挙又は通常選挙が行われた場合の届出)

第六条 政党交付金の交付を受けようとする政党は、その年において総選挙又は通常選挙が行われた場合には、前条第一項各号に掲げる事項を、当該選挙により選出された衆議院議員若しくは参議院議員の任期を起算する日(以下この項において「任期の初日」という。)又は当該選挙の期日の翌日(以下この項において「選挙の翌日」という。)のうちいずれか遅い日、当該選挙に係る公示の日から任期の初日又は選挙の翌日のうちいずれか遅い日までの期間が満了する日(以下この項において「満了の日」という。)の日から起算して十五日以内(自治省令で定める特別の事情がある場合にあっては、自治省令で定める期間内)に、自治大臣に届け出なければならぬ。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第三項中「基準日」とあるのは、「当該届出に係る次条第一項の選挙基準日」と読み替えるものとする。

3 第一項並びに前項において準用する前条第二項及び第三項の場合において、政党は、同条第一項、同条第三項前段(前項において準用する場合を含む)若しくは第一項の規定により既に届け出た事項又は同条第二項若しくは第三項後段(これらの規定を前項において準用する場合

を含む)の規定により既に提出した文書の内容に異動がないときは、第一項並びに前項において準用する同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、自治省令で定めるところにより、これらの規定により届け出るべき事項又は提出すべき文書の一部を省略することができる。

4 第一項の規定は、選挙基準日がその年の十二月に属する場合には、適用しない。

第三章 政党交付金の算定等

(政党交付金の総額等)

第七条 毎年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の算定の基礎となる政党交付金の総額は、基準日における人口(基準日の直近において官報で公示された国勢調査の結果による確定数をいう。)に $\frac{100}{3,350}$ を乗じて得た額を基準として算定する。

2 毎年分の議員数割及び得票数割の総額は、前項の総額のそれぞれ二分の一に相当する額とする。

(政党交付金の額の算定)

第八条 毎年分として各政党(その年分について第五項第一項の届出(第六項第一項の規定の適用がある場合にあっては、同項の届出)をしたものに限る。以下この条において同じ。)に対して交付すべき政党交付金の額は、次項に定める議員数割の額と第三項に定める得票数割の額とを合計した額とする。

2 各政党に対して交付すべき議員数割の額は、議員数割の総額に当該政党に所属する衆議院議員及び参議院議員の数を各政党に所属する衆議院議員及び参議院議員の数を合算した数で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 各政党に対して交付すべき得票数割の額は、得票数割の総額の四分の一に相当する額に次に掲げる数をそれぞれ乗じて得た額を合計した額とする。

一 前回の総選挙の小選挙区選出議員の選挙における当該政党の得票数を当該選挙における

各政党の得票数を合算した数で除して得た数

二 前回の総選挙の比例代表選出議員の選挙における当該政党の得票数を当該選挙における各政党の得票数を合算した数で除して得た数

三 次に掲げる数を合算した数の二分の一に相当する数

イ 前回の通常選挙の比例代表選出議員の選挙における当該政党の得票数を当該選挙における各政党の得票数を合算した数で除して得た数

ロ 前回の通常選挙の比例代表選出議員の選挙における当該政党の得票数を当該選挙における各政党の得票数を合算した数で除して得た数

四 次に掲げる数を合算した数の二分の一に相当する数

イ 前回の通常選挙の選挙区選出議員の選挙における当該政党の得票数を当該選挙における各政党の得票数を合算した数で除して得た数

ロ 前回の通常選挙の選挙区選出議員の選挙における当該政党の得票数を当該選挙における各政党の得票数を合算した数で除して得た数

第九條 その年分として各政党(その年分について第五項第一項の届出をしたものに限る。)に対して交付すべき政党交付金の額は、その年の基準日現在において前条の規定により算定した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の基準日の属する年において総選挙又は通常選挙が行われた場合においては、その年分として各政党(その年分について第五項第一項又は第六項第一項の届出をしたものに限る。以下この条において同じ。)に対して交付すべき政党交付金の額は、基準日現在において算定された前条第一項の額(第二十七條第一項において「基準額」という。)

にその年の一月から当該総選挙又は通常選挙に係る選挙基準日の属する月までの月数を乗じて得た額を十二で除して得た額(次項及び第二十七條第一項において「基準額の月割総額」という。)と、当該選挙基準日現在において算定された前条第一項の額(次項及び第二十七條第一項において「再算定額」という。)に当該選挙基準日の属する月の翌月からその年の十二月までの月数を乗じて得た額を十二で除して得た額とを合計した額とする。

3 前二項の規定にかかわらず、前項の選挙基準日の属する年において当該選挙基準日後に総選挙又は通常選挙が行われた場合においては、その年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額は、基準額の月割総額と、再算定額に当該再算定に係る選挙基準日の属する月の翌月から当該選挙基準日後に行われた総選挙又は通常選挙に係る選挙基準日(以下この条及び第二十七條第一項において「再々算定日」という。)の属する月までの月数を乗じて得た額を十二で除して得た額(第二十七條第一項において「再算定額の月割総額」という。)と、当該再々算定日現在において算定された前条第一項の額(第二十七條第一項において「再々算定額」という。)に当該再々算定日属する月の翌月からその年の十二月までの月数を乗じて得た額を十二で除して得た額とを合計した額とする。

4 前三項の規定にかかわらず、再々算定日の属する年において当該再々算定日後に総選挙又は通常選挙が行われた場合においては、その年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額は、前項の規定の例により算定した額とする。

(政党交付金の交付の決定等)

第十條 自治大臣は、その年分として交付すべき政党交付金を計上する年度の国の予算が成立したときは、速やかに、前条の規定によりその年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を算定し、当該政党交付金の交付の決定を

しなければならぬ。

2 自治大臣は、前項の規定による決定の後、総選挙又は通常選挙が行われた場合においては、第六条第一項に定める届出の期限が経過した日以後、速やかに、前条の規定によりその年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を再び算定し、その額が既にした決定に係る額と異なるときは当該決定を変更し、新たに政党交付金の交付を受けるべき政党があるときはその年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の交付の決定をしなければならぬ。

3 自治大臣は、前二項の規定により、政党交付金の交付の決定又はその変更をしたときは、速やかに、自治省令で定めるところにより、当該政党交付金の交付を受けるべき政党に対し、その年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の額を通知しなければならない。

4 自治大臣は、前項の通知をしたときは、政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及びその年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を告示しなければならない。

(政党交付金の交付時期等)

第十一条 各政党に対して交付すべき政党交付金は、自治省令で定めるところにより、四月にその年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の額の四分の一に相当する額を、七月にその年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の額からその年において既に当該政党に対して交付した政党交付金の額を控除した残額の三分の一に相当する額を、十月にその年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の額からその年において既に当該政党に対して交付した政党交付金の額を控除した残額の二分の一に相当する額を、十二月にその年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の額からその年において既に当該政党に対して交付した政党交付金の額を控除した残額を、それぞれ交付する。

2 政党は、前項の規定により政党交付金の交付を受けようとするときは、自治省令で定めるところにより、自治大臣に対し、請求書を提出しなければならない。

3 前項の請求書を同項の定めるところにより提出しない政党に対しては、その年分の政党交付金は、交付しない。ただし、その年の十二月の交付時期までに当該請求書の提出があった場合には、当該請求書に係る政党交付金については、自治省令で定めるところにより、交付する。

(交付手続の特例等)

第十二条 当該年分として交付すべき政党交付金を計上する年度の国の予算が成立しないこと等の事由により、前二条の規定により難い場合における政党交付金の交付手続、交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、政令で定めるところにより、特例を設けることができる。

(交付結果の公表)

第十三条 自治大臣は、毎年十二月三十一日現在で、自治省令で定めるところにより、その年分として交付した政党交付金の総額及び各政党に対して交付した政党交付金の額を、告示しなければならない。

第四章 政党交付金の使途の報告

(政党交付金による支出の定義等)

第十四条 この章において「政党交付金による支出」とは、政党のする支出(政治資金規正法第四條第五項に規定する支出をいう。以下同じ。)のうち、政党交付金を充て又は政党基金(特定の目的のために政党交付金の一部を積み立てた積立金をいい、これに係る果実を含む。以下同じ。)を取り崩して充てるもの(借入金の返済及び貸付金の貸付けを除く。)をいい、支部政党交付金の支給を含む、支部政党交付金による支出を含まないものとする。

2 この章において「支部政党交付金」とは、政党の本部から支部(一以上の市町村(特別区を含む。))の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十一條の十九第一項の指定都市の区域の区域を含む。)又は公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十二條に規定する選挙区の区域を単位として設けられるものに限る。以下同じ。)に対して支給される金銭等(政治資金規正法第四條第一項に規定する金銭等をいう。以下この項において同じ。)で政党交付金を充て又は政党基金を取り崩して充てるものをいい、一の支部から他の支部に対して支給される金銭等で支部政党交付金を充て又は支部基金(特定の目的のために支部政党交付金の一部を積み立てた積立金をいい、これに係る果実を含む。以下同じ。)を取り崩して充てるものを含むものとする。

3 この章において「支部政党交付金による支出」とは、政党の支部のする支出のうち、支部政党交付金を充て又は支部基金を取り崩して充てるもの(借入金の返済及び貸付金の貸付けを除く。)をいい、支部政党交付金の支給を含むものとする。

(政党の会計帳簿の記載等)

第十五条 政党(その年において、政党交付金の交付を受け、若しくは政党交付金による支出をしたもの又は政党基金の残高を有するものに限る。)の会計責任者(会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあってはその職務を行うべき者とし、会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。次条第一項において同じ。)は、政党交付金に係る収支の状況を明らかにするため、会計帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 政党交付金については、その交付を受けた金額及び年月日
二 政党交付金による支出については、これを受けた者の氏名及び住所(その者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地。第十七條第一項において同じ。)並びに

その目的、金額及び年月日並びに当該政党交付金による支出に充てた政党交付金の金額又はこれに充てたため取り崩した政党基金の金額

三 政党基金については、その名称及び目的、積み立て又は取り崩した金額及び年月日、その運用により収受した果実の金額及び収受の年月日並びに残高

2 政党の会計責任者(会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあっては、その職務を行うべき者。次条第一項を除き、以下同じ。)は、一件一五万円以上の政党交付金による支出をしたときは、その事実を証すべき目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の書面(以下「領収書等」という。)を徴さなければならない。ただし、社会慣習その他の事情によりこれを徴し難いときは、この限りでない。

3 政党の会計責任者は、政党基金について、自治省令で定めるところにより、その残高を証する書面(以下「残高証明書」という。)を徴さなければならない。

4 政党の会計責任者は、第一項の会計帳簿、第二項の領収書等及び前項の残高証明等を、第三十一條の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から五年を経過する日まで保存しなければならない。

5 政党の会計責任者は、その支部に対して支部政党交付金を支給するときは、併せて当該支部の会計責任者に対してその旨及び金額を通知しなければならない。

(政党の支部の会計帳簿の記載等)

第十六条 政党の支部(その年において、支部政党交付金の支給を受け、若しくは支部政党交付金による支出をしたもの又は支部基金の残高を有するものに限る。)の会計責任者は、支部政党交付金に係る収支の状況を明らかにするため、会計帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 支部政交交付金については、その支給を受けた金額及び年月日

二 支部政交交付金による支出については、これを受けた者の氏名及び住所(その者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地。第十八条第一項において同じ。)並びにその目的、金額及び年月日並びに当該支部政交交付金による支出に充てた支部政交交付金の金額又はこれに充てたため取り崩した支部基金の金額

三 支部基金については、その名称及び目的、積み立て又は取り崩した金額及び年月日、その運用により収受した果実の金額及び収受の年月日並びに残高

2 前条第二項から第五項までの規定は、政党の支部の会計責任者について準用する。この場合において、同条第二項中「政交交付金による支出」とあるのは、「支部政交交付金による支出」と、同条第三項中「政党基金」とあるのは、「支部基金」と、同条第四項中「第一項」とあるのは、「次条第一項」と、「第二項」とあるのは、「同条第二項において準用する第二項」と、「前項」とあるのは、「同条第二項において準用する前項」と、「報告書」とあるのは、「支部報告書」と、同条第五項中「その支部」とあるのは、「当該政党の他の支部」と、「当該支部」とあるのは、「当該他の支部」と読み替えるものとする。

(政党の報告書の提出等)

第十七条 第十五条第一項の政党の会計責任者(報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。第二十八条第一項において同じ。)は、十二月三十一日現在で、当該政党のその年における次に掲げる事項(これらの事項がないときは、その旨)を記載した報告書を、同日の翌日から起算して三月以内(その間に総選挙又は通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合には、四月以内)に、自治大臣に提出しなければならない。

一 政交交付金については、その総額並びにその交付を受けた金額及び年月日

二 政交交付金による支出については、その総額及び自治省令で定める項目別の金額並びに当該項目ごとの政交交付金による支出に充てた政交交付金の金額又はこれに充てたため取り崩した政党基金の金額

三 政交交付金による支出のうち、人件費その他の自治省令で定める経費以外の経費に係るもので一件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が一万円を超え

四 支部政交交付金については、その支給を受けた支部の名称並びに支給の目的、金額及び年月日

五 政党基金については、その名称及び目的、積み立て又は取り崩した金額及び年月日、その運用により収受した果実の金額及び収受の年月日並びに残高

2 政党の会計責任者は、前項の報告書を提出するときは、自治省令で定めるところにより、次に掲げる書面又は文書を併せて提出しなければならない。

一 前項第三号の政交交付金による支出に係る領収書等の写し(社会慣習その他の事情によりこれを徴し難いときは、その旨並びに当該政交交付金による支出の目的、金額及び年月日を記載した書面及び政党基金に係る残高証明等の写し)
二 次条第一項の規定により提出を受けた支部報告書及び第十九条第四項において準用する同条第一項の規定により提出を受けた監査意見書並びに次条第二項の規定により提出を受けた支部報告書及び監査意見書(当該政党の

支部については第二十条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定により提出を受けたこれらの文書を含む。)

三 前号に掲げる支部報告書に記載された事項を自治省令で定めるところにより集計した総括文書

四 前項の報告書及び第二号に掲げる支部報告書に記載された事項を自治省令で定めるところにより集計した総括文書

第十八条 第十六条第一項の支部の会計責任者(支部報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。第二十九条第一項において同じ。)は、自治省令で定めるところにより、十二月三十一日現在で、当該支部のその年における次に掲げる事項(これらの事項がないときは、その旨)を記載した支部報告書を、同日の翌日から起算して二月以内(その間に総選挙又は通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合には、三月以内に、当該支部に支部政交交付金の支給をした政党の会計責任者(当該支部が政党の他の支部から支部政交交付金の支給を受けた場合にあつては、当該他の支部の会計責任者とし、当該他の支部が自治省令で定める場合に該当するときは、自治省令で定める者とする。第二十条第二項において同じ。)に提出しなければならない。

一 支部政交交付金については、その総額並びにその支給を受けた金額及び年月日

二 支部政交交付金による支出については、その総額及び自治省令で定める項目別の金額並びに当該項目ごとの支部政交交付金による支出に充てた支部政交交付金の金額又はこれに充てたため取り崩した支部基金の金額

三 支部政交交付金による支出のうち、人件費その他の自治省令で定める経費以外の経費に係るもので一件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が一万円を超

超えるものについては、これを受けた者の氏名及び住所並びにその目的、金額及び年月日並びに当該支部政交交付金による支出に充てた支部政交交付金の金額又はこれに充てたため取り崩した支部基金の金額

四 支給した支部政交交付金については、その支給を受けた支部の名称並びに支給の目的、金額及び年月日

五 支部基金については、その名称及び目的、積み立て又は取り崩した金額及び年月日、その運用により収受した果実の金額及び収受の年月日並びに残高

2 政党の支部の会計責任者は、前項の支部報告書を提出するときは、自治省令で定めるところにより、次に掲げる書面又は文書を併せて提出しなければならない。

一 前項第三号の支部政交交付金による支出に係る領収書等の写し(社会慣習その他の事情によりこれを徴し難いときは、その旨並びに当該支部政交交付金による支出の目的、金額及び年月日を記載した書面)及び支部基金に係る残高証明等の写し

二 前項の規定により他の支部から提出を受けた支部報告書及び次条第四項において準用する同条第一項の規定により提出を受けた監査意見書(当該政党の他の支部については第二十条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定により提出を受けたこれらの文書を含む。)

三 前号の規定を順次適用した場合において他の支部から提出を受けることとなる当該他の支部以外の支部の支部報告書及び監査意見書を自治省令で定めるところにより集計した支部総括文書
四 前二号に掲げる支部報告書に記載された事項を自治省令で定めるところにより集計した支部総括文書
五 政党の支部の会計責任者は、第一項の規定により支部報告書を提出したときは、当該提出した日の翌日から起算して七日以内に、同項の支

部報告書及び前項第四号に掲げる支部総括文書を当該支部の主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会に提出しなければならない。
(監査意見書の添付)

第十九条 政党の会計責任者は、第十七条第一項の報告書を提出するときは、当該報告書に係る会計帳簿、領収書等及び残高証明等についての会計監査を行うべき者の監査意見を記載した監査意見書を当該報告書に併せて提出しなければならない。

2 政党の会計責任者は、第十七条第一項の報告書を提出するときは、同項各号に掲げる事項について公認会計士又は監査法人が自治省令で定めるところにより行った監査に基づき作成した監査報告書を当該報告書に併せて提出しなければならない。

3 前項の監査報告書を作成した公認会計士又は監査法人に係る公認会計士法昭和二十三年法律第百三十三号(第三十二条第二項(同法第三十四条の二十一第二項及び第四十六條の十第二項において準用する場合を含む。))又は第三項(同法第三十四条の二十一第二項において準用する場合を含む。))の規定による調査については、同法第三十三條(同法第三十四条の二十一第二項において準用する場合を含む。))の規定は、適用しない。

4 第一項の規定は、第十六条第一項の支部の会計責任者が前条第一項又は第三項の支部報告書を提出する場合について準用する。この場合において、第一項中「会計監査を行うべき者」とあるのは、「当該支部において設けられた会計監査を行うべき者」と読み替えるものとする。

(支部報告書等の提出の特例)

第二十条 政党が第十五条第一項の政党に該当しない場合であっても、その支部から第十八条第一項若しくは第二項又は次項の規定により支部報告書の提出を受けたときは、当該政党の会計責任者は、第十七条第二項第二号から第四号までに掲げる文書を同条第一項に定める期限まで

に自治大臣に提出しなければならない。

2 政党の支部が第十六条第一項の支部に該当しない場合であっても、当該政党の他の支部から第十八条第一項又は第二項の規定により支部報告書の提出を受けたときは、当該支部の会計責任者は、同条第一項に定める期限までに同条第二項第二号から第四号までに掲げる文書を当該政党の会計責任者に提出するとともに、これらの文書を当該政党の会計責任者に提出した日の翌日から起算して七日以内に同項第四号に掲げる支部総括文書を同条第三項に規定する選挙管理委員会に提出しなければならない。政党の支部で第十六条第一項の支部に該当しないものが当該政党の他の支部からこの項の規定により支部報告書の提出を受けたときについても、同様とする。

第五章 政党の解散等に係る措置
(政党が解散した場合等の届出)

第二十一条 政党(その年分について第五条第一項又は第六条第一項の届出をしたもの、第十五条第一項の政党に該当するもの及び第十六条第一項の支部をその支部とするものに限る。))が、解散し、若しくは目的の変更その他により政治団体でなくなり、又は第二条第一項各号のいずれにも該当しない政治団体となった場合は、当該政党の代表者であった者は、その日の翌日から起算して十五日以内(総選挙又は通常選挙が行われた場合においては、自治省令で定める特別の事情があるときは、自治省令で定める期間内)に、その旨及び年月日並びに基因となった事実を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、自治大臣は、その旨を告示しなければならない。
(政党が解散した場合等における政党交付金の交付)

第二十二条 政党(その年分について第五条第一項又は第六条第一項の届出をしたものに限る。第二十七条第一項において同じ。))が前条第一項に規定する場合に該当することとなった場合

は、その年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金は、交付しない。ただし、同項に規定する場合に該当することとなった日前に交付された政党交付金(次条及び第二十七条第一項において「既交付金」という。))については、この限りでない。

(政党の合併等の場合における政党の届出及び政党交付金の交付)

第二十三条 二以上の政党(基準日又は選挙基準日のうち合併の日の直近のものに係る第五条第一項又は第六条第一項の届出(以下この項において「直近の届出」という。))をしたものに限る。以下この条において同じ。))が合併した場合において、その年分として当該合併により解散する政党(以下「合併解散政党」という。))に対して交付すべき政党交付金は、前条の規定にかかわらず、当該合併後に存続する政治団体で当該合併の日において第二十一条第一項各号のいずれかに該当するもの(直近の届出をしたものに限る。以下「存続政党」という。))又は当該合併により設立される政治団体で当該設立の日において同項各号のいずれかに該当するもの(以下「新設政党」という。))に対して交付する。この場合において、当該交付する額は、その年分として合併解散政党に対して交付すべき政党交付金の額から既交付金の額を控除した残額に相当する額とする。

2 二以上の政党が合併する場合において、合併後に存続する政治団体又は合併により設立される政治団体に係る第二十一条第一項第二号の規定の適用については、合併後に存続する政治団体にあってはその得票総数を当該合併に係る合併解散政党の得票総数を加えた数を、合併により設立される政治団体にあっては当該合併に係る合併解散政党の得票総数を合算した数を、それぞれ当該政治団体の得票総数とみなす。

3 政党の分割が行われる場合において、その年分として当該分割により解散する政党(以下「分割解散政党」という。))に対して交付すべき政党

交付金は、前条の規定にかかわらず、当該分割により設立される政治団体に当該設立の日において第二十一条第一項第一号に該当するもの(以下「分割政党」という。))に対して交付する。この場合において、当該交付する額は、その年分として分割解散政党に対して交付すべき政党交付金の額から既交付金の額を控除した残額に相当する額に当該分割政党にその設立の日現在で所屬する衆議院議員又は参議院議員のうち当該分割解散政党に当該解散の日現在で所屬していたものの数(以下この項及び第二十五条において「所屬議員数」という。))を乗じて得た額を当該分割に係る各分割政党の所屬議員数を合算した数で除して得た額とする。

4 存続政党若しくは新設政党又は分割政党は、第一項又は前項の規定により交付を受けるべき政党交付金(以下この条において「未交付金」という。))の交付を受けようとするときは、その合併の日又は分割政党の設立の日の翌日から起算して十五日以内(当該合併の日又は分割政党の設立の日の属する年の十二月の交付時期までの間に限る。))に、その旨、当該合併解散政党又は分割解散政党の名称、その年分として合併解散政党又は分割解散政党に対して交付されるべき政党交付金の額及び未交付金の額、当該合併の日又は分割政党の設立の日現在における第五条第一項各号(第六号を除く。))に掲げる事項その他自治省令で定める事項を自治大臣に届け出なければならない。

5 存続政党若しくは新設政党又は分割政党は、前項の届出をする場合には、第五条第二項各号に掲げる文書、存続政党及び合併解散政党の間で合意された合併に関する文書の写し(新設政党にあっては各合併解散政党間における合併に関する文書の写しとし、分割政党にあっては分割解散政党における分割に関する文書の写しとする。))その他自治省令で定める文書を併せて提出しなければならない。

6 自治大臣は、第四項の届出を受けたときは、

当該届出の日(当該届出が第十条第一項に規定する予算の成立前にされたときは、当該予算の成立の日)後、速やかに、第一項又は第三項の規定により当該届出をした存続政党若しくは新設政党又は分割政党に係る未交付金の額を算定し、これを当該存続政党若しくは新設政党又は分割政党に対して交付する旨の決定をしなければならぬ。

7 第四項の届出に係る合併又は分割の後、その年において総選挙又は通常選挙があった場合には、当該届出に係る存続政党若しくは新設政党又は分割政党に係る未交付金のうち、当該選挙に係る選挙基準日の属する月の翌月からその年の十二月までの期間に対応する額として政令で定める額は、第一項又は第三項の規定にかかわらず、交付しない。

8 第六条第三項の規定は存続政党が第四項の規定による届出又は第五項の規定による文書の提出をする場合について、第十条第三項及び第四項の規定は自治大臣が第六項の規定による決定をした場合について、それぞれ準用する。この場合において、第六条第三項中「同条第一項」とあるのは「前条第一項」と、「第一項並びに前項において準用する同条第二項及び第三項」とあるのは「第二十三条第四項及び第五項」と、第十条第三項中「当該政党交付金の交付」とあるのは「当該未交付金の交付」と、その年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の額」とあるのは「当該未交付金の額」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第二十三条第八項において準用する前項」と、「政党交付金の交付」とあるのは「未交付金の交付」と、その年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額」とあるのは「当該未交付金の額」と読み替えるものとする。

9 新設政党又は分割政党が第四項の規定による届出及び第五項の規定による文書の提出をしたときは、その合併の日又は分割政党の設立の日現在において第五条第一項の規定による届出及び

同条第二項の規定による文書の提出をしたものとみなして、同条第三項及び第四項、第六条第三項、第二十一条、前条並びに第二十七条の規定を適用する。

(合併に係る政党交付金の算定の特例等)

第二十四条 存続政党又は新設政党は、第五条第一項又は第六条第一項の規定により届出をするときは、当該合併に係る合併解散政党に係る第五条第一項第六号に掲げるそれぞれの得票総数を併せて届け出なければならない。

2 前項の存続政党又は新設政党は、同項の規定による届出をする場合には、存続政党及び合併解散政党の間で合意された合併に関する文書の写し(新設政党にあつては、各合併解散政党間における合併に関する文書の写し)その他自治省令で定める文書を併せて提出しなければならない。ただし、この項の規定により既に当該文書を提出した場合にあっては、この限りでない。

3 第五条第四項前段の規定は第一項の届出について準用する。この場合において、同条第四項前段中「同項各号に掲げる事項(同項第七号に掲げる事項については、支部の数とする。)」とあるのは、「第二十四条第一項の規定により届出のあつた事項」と読み替えるものとする。

4 存続政党又は新設政党に係る第八条第三項各号の規定の適用については、存続政党にあってはその得票総数に当該合併に係る合併解散政党の得票総数を加えた数を当該存続政党の得票総数とみなし、新設政党にあっては当該合併に係る合併解散政党の得票総数を合算した数を当該新設政党の得票総数とみなす。ただし、当該存続政党又は新設政党が第一項の届出をしない場合は、この限りでない。

(分割に係る政党交付金の算定の特例等)

第二十五条 分割政党は、第五条第一項又は第六条第一項の規定により届出をするときは、当該分割に係る分割解散政党に係る第五条第一項第六号に掲げるそれぞれの得票総数並びに当該分

割政党の所属議員数(その選出された総選挙又は通常選挙において当該分割解散政党に所属する候補者であつた者に係るものに限る。以下この条において同じ。)及び当該分割に係る各分割政党の所属議員数を合算した数を、併せて届け出なければならない。

2 前項の分割政党は、同項の規定による届出をする場合には、分割解散政党における分割に関する文書の写しその他自治省令で定める文書を併せて提出しなければならない。ただし、この項の規定により既に当該文書を提出した場合にあっては、この限りでない。

3 第五条第四項前段の規定は、第一項の届出について準用する。この場合において、同条第四項前段中「同項各号に掲げる事項(同項第七号に掲げる事項については、支部の数とする。)」とあるのは、「第二十五条第一項の規定により届出のあつた事項」と読み替えるものとする。

4 分割政党に係る第八条第三項各号の規定の適用については、当該分割に係る分割解散政党の得票総数に当該分割政党の所属議員数を乗じて得た数を当該分割に係る各分割政党の所属議員数を合算した数で除して得た数を、当該分割政党の得票総数とみなす。ただし、当該分割政党が第一項の届出をしない場合は、この限りでない。

(合併及び分割が併せて行われた場合等の措置)

第二十六条 前三条に定めるもののほか、合併及び分割が併せて行われた場合その他の場合における政党の届出、政党交付金の交付その他の措置に関し必要な事項については、政令で定める。

(政党でなくなった政治団体として存続する場合の措置)

第二十七条 政党が第二条第一項各号のいずれにも該当しない政治団体となった場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の交付金(以下この条において「特定交付金」という。)を当該政治団体に対して交付する。

一 その年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の額が第九条第一項の規定により算定される場合 基準額にその年の一月から当該政党が第二条第一項各号の規定に該当しなくなった日(以下この項において「政党でなくなった日」という。)の属する月までの月数を乗じて得た額を十二で除して得た額から既交付金の額を控除した残額

二 その年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の額が第九条第二項の規定により算定される場合 基準額の月割総額と、再算定額に当該選挙基準日の属する月の翌月から当該政党でなくなった日の属する月までの月数を乗じて得た額を十二で除して得た額とを合計した額から既交付金の額を控除した残額

三 その年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の額が第九条第三項の規定により算定される場合 基準額の月割総額と、再算定額の月割総額と、再々算定額に当該再々算定日の属する月の翌月から当該政党でなくなった日の属する月までの月数を乗じて得た額を十二で除して得た額とを合計した額から既交付金の額を控除した残額

四 その年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の額が第九条第四項の規定により算定される場合 前号の規定の例により算定した額

2 前項の規定に該当する政治団体が、同項の規定により特定交付金の交付を受けようとする場合において、第二十一条第一項の規定による届出をするときは、その旨、前項の規定により当該政治団体に対して交付されるべき特定交付金の額、第五条第一項各号(第五号及び第六号を除く。)に掲げる事項その他自治省令で定める事項を併せて届け出なければならない。

3 第一項の規定に該当する政治団体は、前項の届出をする場合には、綱領その他当該政治団体の目的、基本政策等を記載した文書、党則、規

約その他の当該政治団体の組織、管理運営等に関する事項を記載した文書及び自治省令で定める事項を記載した文書を併せて提出しなければならない。

4 第二項の届出があつた場合においては、当該届出があつた日後最初に到来する第十一条第一項の規定による政党交付金の交付時期に、第六項において準用する第十条第一項の規定により決定した額に相当する額の全額を交付する。

5 政党交付金の交付について第十二条の規定の適用がある場合における前項の規定の適用に關し必要な事項は、自治省令で定める。

6 第五条第四項前段の規定は第二項の届出について、第六条第三項の規定は第二項の規定による届出及び第三項の規定による文書の提出をする場合について、第十条(第二項を除く)の規定は第二項の届出があつた場合について、第十一条第二項及び第三項の規定は第一項の規定に該当する政治団体が同項の規定に基づき特定交付金の交付を受けようとする場合について、第十三条の規定は第一項の政治団体に対して交付した特定交付金の額について、第二十一条及び第二十二条の規定は第二項の届出をした政治団体について、それぞれ準用する。この場合において、第五条第四項前段中「同項各号」とあるのは「第一項各号(第五号及び第六号を除く)」、「と」とあるのは「と」とする。及び第二十七条第三項中「同条第一項」とあるのは「前条第一項」と、「第一項並びに前項において準用する同条第二項及び第三項」とあるのは「第二十七條第二項及び第三項」と、第十条第一項中「成立したときは」とあるのは「成立した日以後に同項の届出があつた場合にあつては当該届出の日以後」と、「前条」とあるのは「同条第一項」と、「その年分」として各政党」とあるのは「同条第一項の届出をした政治団体」と、「政党交付金の額」とあるのは「特定交付金の額」と、「当該政党交付金の交付」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第二十七條第六項において準用する第一項」と、「政党交付金の交付の決定又はその変更」とあるのは「特定交付金の交付の決定」と、「当該政党交付金の交付を受けるべき政党」とあるのは「当該特定交付金の交付を受けるべき政治団体」と、「その年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金」とあるのは「当該特定交付金」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第二十七條第六項において準用する前項」と、「政党交付金の交付を受けるべき政党」とあるのは「特定交付金の交付を受けるべき政治団体」と、「その年分として各政党に対して交付すべき政党交付金」とあるのは「当該政治団体に対して交付すべき特定交付金」と、第十一条第三項中「提出しない政党」とあるのは「提出しない政治団体」と、「政党交付金」とあるのは「特定交付金」と、第二十一条第一項中「若しくは」とあるのは「又は」と、「なくなり、又は第二十一条第一項各号のいずれにも該当しない政治団体となつた」とあるのは「なくなつた」と、「当該政党」とあるのは「当該政治団体」と、第二十一条第二項中「前条第一項」とあるのは「第二十七條第六項において準用する前条第一項」と、「当該政党」とあるのは「当該政治団体」と、「政党交付金」とあるのは「特定交付金」と、「政党交付金」とあるのは「特定交付金」と、「政党交付金(次条及び第二十七條第一項において、既交付金」という)とあるのは「特定交付金」と読み替えるものとする。

7 第一項に規定する場合において同項に規定する政治団体が特定交付金の交付を受けたとき及び第十五条第一項の政党が第一項に規定する政治団体に該当することとなつた場合において、当該政治団体を政党とみなし、当該特定交付金を政党交付金とみなして、前章及び次条から第三十条までの規定(これらの規定に係る罰則を含む)を適用する。
(解散等に係る報告書の提出の特例)

第二十八條 第十五條第一項の政党が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつた場合は、当該政党の会計責任者であつた者は、自治省令で定めるところにより、その事実が生じた日現在で、第二十七條第一項各号に掲げる事項(これらの事項がないときは、その旨。以下この項において同じ。)を記載した報告書(その年の前年における同条第一項各号に掲げる事項を記載した報告書が提出されていないときは、当該報告書を含む)を自治大臣に提出しなければならない。

2 第二十七條第二項及び第十九條第一項から第三項までの規定は、前項の報告書の提出をする場合について準用する。この場合において、第十九條第二項第二号中「次条第一項」とあるのは「第二十九條第一項」と、「第十九條第四項において準用する同条第一項」とあるのは「同条第四項において準用する第十九條第一項」と、「並びに次条第二項」とあるのは「(第二十九條第一項第一号に掲げる場合において提出を受けたこれらの文書に限る)並びに第二十九條第三項において準用する次条第二項」と、「支部について第二十條第二項」とあるのは「支部の会計責任者であつた者について第三十條第二項」と、同項第四号中「前項」とあるのは「第二十八條第一項」と読み替へるものとする。

(解散等に係る政党の支部報告書の提出の特例)
第二十九條 第十六條第一項の支部が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該支部の会計責任者であつた者は、自治省令で定めるところにより、その事実が生じた日現在で、第十八條第一項各号に掲げる事項(これらの事項がないときは、その旨。以下この項において同じ。)を記載した支部報告書(その年の前年における同条第一項各号に掲げる事項を記載した支部報告書が提出されていないときは、当該支部報告書を含む)を次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一 当該支部をその支部とする政党が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつた場合 当該支部に支部政党交付金(第十四條第二項に規定する支部政党交付金をいう。以下この項において同じ。)の支給をした政党の会計責任者であつた者(当該支部が政党の他の支部から支部政党交付金の支給を受けた場合にあつては、当該他の支部の会計責任者であつた者とし、当該他の支部が自治省令で定める場合に該当するときは、自治省令で定める者とする。次条第二項において同じ。)

二 当該支部が解散した場合その他自治省令で定める場合(前号に掲げる場合に該当する場合を除く) 当該支部に支部政党交付金の支給をした政党の会計責任者(当該支部が政党の他の支部から支部政党交付金の支給を受けた場合にあつては、当該政党及び当該他の支部の会計責任者)

2 前項第二号に掲げる場合において、同項の支部報告書の提出を受けた政党の会計責任者は、自治省令で定めるところにより、当該支部報告書及び第四項において準用する第十九條第一項の規定により提出を受けた監査意見書を自治大臣に提出しなければならない。

3 第十八條第二項及び第三項の規定は、第一項の支部報告書を提出する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「書面又は文書」とあるのは「書面又は文書(第二十九條第一項第二号に掲げる場合にあつては、第一号に掲げる書面)」と、同項第二号中「前項」とあるのは「第二十九條第一項」と、「次条第四項において準用する同条第一項」とあるのは「同条第四項において準用する第十九條第一項」と、「当該政党の他の支部について第二十條第二項」とあるのは「第二十九條第一項第一号に掲げる場合において提出を受けたこれらの文書に限るもの」とし、当該政党の他の支部の会計責任者であつた者について第三十條第二項」と読み替へるもの

のとする。

4 第十九条第一項の規定は、第一項又は前項において準用する第十八条第三項の支部報告書を提出する場合について準用する。この場合において、第十九条第一項中「会計監査を行うべき者」とあるのは、「当該支部において設けられた会計監査を行うべき者」と読み替えるものとする。

第三十条 前条第一項第一号に掲げる場合において、政党が第十五条第一項の政党に該当していなかった場合であっても、その支部の会計責任者であった者から前条第一項、同条第三項において準用する第十八条第二項又は次項の規定により支部報告書の提出を受けたときは、当該政党の会計責任者であった者は、自治省令で定めるところにより、第二十八条第二項において準用する第十七条第二項第二号から第四号までに掲げる文書を自治大臣に提出しなければならない。

2 前条第一項第一号に掲げる場合において、政党の支部が第十六条第一項の支部に該当していなかった場合であっても、当該政党の他の支部の会計責任者であった者から前条第一項又は同条第三項において準用する第十八条第二項の規定により支部報告書の提出を受けたときは、当該支部の会計責任者であった者は、自治省令で定めるところにより、前条第三項において準用する第十八条第二項第二号から第四号までに掲げる文書を当該政党の会計責任者であった者に提出するとともに、これらの文書を当該政党の会計責任者であった者に提出した日の翌日から起算して七日以内に前条第三項において準用する第十八条第二項第四号に掲げる支部総括文書を前条第三項において準用する第十八条第三項に規定する選挙管理委員会に提出しなければならない。政党の支部で第十六条第一項の支部に該当していなかったものの会計責任者であった者が当該政党の他の支部の会計責任者であった者からこの項の規定により支部報告書の提出を受けたときについても、同様とする。

受けたときについても、同様とする。

第六章 報告書等の公表

第三十一条 自治大臣は、第十七条第一項又は第二十八条第一項の報告書並びに第十七条第二項

(第二十八条第二項において準用する場合を含む。)又は第二十九条第二項の支部報告書及び総括文書(第二十条第一項又は前条第一項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。)を受理したときは、自治省令で定めるところにより、官報により、その要旨を公表しなければならない。

(報告書等の保存及び閲覧)

第三十二条 自治大臣は、第五条第一項、同条第三項(第六条第二項において準用する場合を含む。)、第六条第一項、第二十一条第一項(第二十七条第六項において準用する場合を含む。)、第二十三条第四項、第二十四条第一項、第二十五条第一項又は第二十七条第二項の規定による届出書及びこれらに併せて提出すべき文書をこれらの規定による届出に係る告示をした日から五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 自治大臣は、第十七条第一項又は第二十八条

第一項の報告書、第十七条第二項(第二十八条第二項において準用する場合を含む。)(又は第二十九条第二項の支部報告書、監査意見書及び総括文書(第二十条第一項又は第三十条第一項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。))、第十九条第一項(第二十八条第二項において準用する場合を含む。)(の監査意見書並びに第十九条第二項(第二十八条第二項において準用する場合を含む。))の監査報告書、前条の規定による要旨の公表をした日から五年を経過する日まで保存しなければならない。

3 都道府県の選挙管理委員会は、第十八条第三項(第二十九条第三項において準用する場合を含む。)(の支部報告書及び支部総括文書(第二十条第二項又は第三十条第二項の規定により提出

すべきこれらの文書を含む。))並びに第十九条第四項及び第二十九条第四項において準用する第十九条第一項の監査意見書を、自治大臣が前条の規定による要旨の公表をした日から五年を経過する日まで保存しなければならない。

4 何人も、第一項に規定する告示をした日又は第二項に規定する要旨の公表をした日から五年間、自治大臣に対し、自治省令で定めるところにより、第一項に規定する届出書若しくはこれに併せて提出すべき文書又は第二項に規定する報告書、支部報告書、総括文書、監査意見書若しくは監査報告書の閲覧を請求することができる。

5 何人も、第二項に規定する要旨の公表をした日から五年間、都道府県の選挙管理委員会に対し、当該選挙管理委員会の定めるところにより、第三項に規定する支部報告書、支部総括文書又は監査意見書の閲覧を請求することができる。

第七章 政党交付金の返還等

第三十三条 自治大臣は、政党(第二十七条第一項の規定に該当する政治団体を含む。第三項及び第四項を除き、以下この条、次条及び第四十条において同じ。))がこの法律の規定に違反して政党交付金(第二十七条第一項に規定する特定交付金を含む。第三項を除き、以下この条、次条及び第四十条において同じ。))の交付の決定(既にされた決定の変更を含む。))を受けたものである場合には、政令で定めるところにより、当該政党が政党交付金の全部又は一部の交付を受けていないときにあつてはその政党交付金の全部又は一部の交付を停止し、当該政党が政党交付金の全部又は一部の交付を受けているときにあつては当該政党(当該政党が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなった場合にあっては、その代表者であつた者とする。))に対し期限を定めてその交付を受けた政党交付金の全部又は一部の返還を命ずることができ

2 自治大臣は、政党交付金の交付を受けた政党が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、自治省令で定めるところにより、当該政党(当該政党が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなった場合にあっては、その代表者であつた者とする。第六項、第八項及び第九項において同じ。))に対し、期限を定めて、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額の政党交付金の返還を命ずることができる。

一 当該政党がその年において交付を受けた政党交付金の総額(その年の十二月三十一日における政党基金の残高がその年の前年の十二月三十一日における政党基金の残高を下回る場合には、当該下回る額を加算した額とする。以下この条において同じ。))から、当該政党がその年においてした政党交付金による支出(第十四条第一項に規定する政党交付金による支出をいう。以下この条において同じ。))の総額(その年の十二月三十一日における政党基金の残高がその年の前年の十二月三十一日における政党基金の残高を上回る場合には、当該上回る額を加算した額とする。))を控除して残高がある場合、当該残額

二 当該政党の支部がその年において支給を受けた支部政党交付金(第十四条第二項に規定する支部政党交付金をいう。以下この条において同じ。))の総額(その年の十二月三十一日における支部基金の残高がその年の前年の十二月三十一日における支部基金の残高を下回る場合には、当該下回る額を加算した額とする。以下この条において同じ。))の総額(その年の十二月三十一日における支部基金の残高がその年の前年の十二月三十一日における支部基金の残高を上回る場合には、当該上回る額を加算した額とする。))を控除して残高がある

ある場合 この号に該当するすべての支部に係る当該残額の合計額

三 当該政党が解散(第二十三条第一項に規定する二以上の政党の合併又は同条第三項に規定する政党の分割によるものを除く。以下この項において同じ)をし、又は目的の変更その他により政治団体でなくなった場合において、その年の一月一日から第二十一条第一項の届出をした日までに交付を受けた政党交付金の総額(当該届出をした日(届出がないときは、その年の十二月三十一日。以下この号において同じ)における政党基金の残高がその年の前年の十二月三十一日における政党基金の残高を下回る場合には、当該下回る額を加算した額とする)から、当該政党がその年の一月一日から当該解散をし又は目的の変更その他により政治団体でなくなった日(以下この項において「解散等の日」という)までにした政党交付金による支出の総額(当該解散等の日における政党基金の残高がその年の前年の十二月三十一日における政党基金の残高を上回る場合には、当該上回る額を加算した額とする)を控除して残高があるとき 当該残額及び当該届出をした日における政党基金の残高の合計額

四 当該政党が解散をし、若しくは目的の変更その他により政治団体でなくなった場合又は第二十九条第一項第二号に掲げる場合において、当該政党の支部がその年の一月一日から第二十一条第一項の届出があった日(同号に掲げる場合にあつては、自治省令で定める日。以下この号において同じ)までに支給を受けた支部政党交付金の総額(当該届出があった日(届出がないときは、その年の十二月三十一日。以下この号において同じ)における支部基金の残高がその年の前年の十二月三十一日における支部基金の残高を下回る場合には、当該下回る額を加算した額とする)から、当該支部がその年の一月一日から当該

解散等の日(第二十九条第一項第二号に掲げる場合にあつては、その事実があった日。以下この号において同じ)までにした支部政党交付金による支出の総額(当該解散等の日における支部基金の残高がその年の前年の十二月三十一日における支部基金の残高を上回る場合には、当該上回る額を加算した額とする)を控除して残高があるとき この号に該当するすべての支部に係る当該残額及び当該届出があった日における支部基金の残高の合計額

3 合併解散政党若しくは分割解散政党又はこれらの政党の支部がその年において当該合併又は分割による解散の日までに交付又は支給を受けた政党交付金及び支部政党交付金で当該解散の日までに政党交付金による支出又は支部政党交付金による支出に充てていないもの(政党基金又は支部基金として積み立てられたものを除く。以下この項において同じ)並びにこれらの政党又はその支部が当該解散の日において有していた政党基金及び支部基金を引き継いだ当該合併に係る存続政党若しくは新設政党又は当該分割に係る分割政党(以下この条において「存続政党等」という)は、自治省令で定めるところにより、その旨を自治大臣に届け出なければならぬ。この場合において、当該政党交付金及び支部政党交付金は当該合併又は分割の日に当該存続政党等に対し政党交付金として交付され、かつ、その日に政党基金として積み立てられたものとみなして、第四章、第二十八条から第三十条まで並びに第一項及び第二項の規定(これらの規定に係る罰則を含む)を適用する。

4 存続政党等が前項の届出をしない場合には、当該合併又は分割は、第二十三条第一項に規定する二以上の政党の合併又は同条第三項に規定する政党の分割でないものとみなして、第二項

第三号及び第四号の規定を適用する。
5 第二十一条第二項の規定は第三項の届出について、前条第一項及び第四項の規定は当該届出に係る届出書について、それぞれ準用する。

6 自治大臣は、第一項又は第二項の規定により、政党交付金の交付を停止し、又は政党交付金の返還を命ずるときは、当該政党に対して、理由を示してその旨及び当該停止に係る政党交付金の額又は返還すべき政党交付金の額を通知しなければならない。

7 自治大臣は、前項の通知をしたときは、自治省令で定めるところにより、その旨、当該政党の名称及び当該停止に係る政党交付金の額又は返還すべき政党交付金の額を告示しなければならない。

8 第一項の規定により政党交付金の返還を命ぜられた政党は、政令で定めるところにより、その返還すべき政党交付金の受領の日から納期日までの日数に應じ、当該政党交付金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年十四・六パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

9 第一項又は第二項の規定により政党交付金の返還を命ぜられた政党が納期日までにこれを納付しなかったときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に應じ、その未納額につき年十四・六パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

10 自治大臣は、第一項、第二項及び前二項の場合において、政令で定めるところにより、その年分として交付すべき政党交付金のうち交付していないもの又はその年の翌年以後に交付すべき政党交付金の額から、返還を命ぜられた政党交付金又は加算金若しくは延滞金の額を控除することができる。
11 第六項の規定は、自治大臣が前項の規定による控除をする場合について準用する。この場合

において、第六項中「当該停止に係る政党交付金の額又は返還すべき政党交付金の額」とあるのは、「当該控除した政党交付金又は加算金若しくは延滞金の額」と読み替へるものとする。

12 第一項の規定により返還すべき政党交付金又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。この場合において、当該政党交付金又はこれに係る加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第三十四条 自治大臣は、第五項第一項、第六項第一項、第二十三条第四項又は第二十七条第二項の規定による届出をした政党が当該届出をした日の属する年において提出すべき第十七条第一項の報告書、同条第二項の領収書等若しくは残高証明等の写し、支部報告書、監査意見書若しくは経括文書(第二十条第一項の規定により提出すべきこれらの文書を含む)、第十九条第一項の監査意見書又は同条第二項の監査報告書(以下この項において「報告書等」という)を提出しないときは、自治省令で定めるところにより、当該報告書等の提出があるまで、その年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の全部又は一部の交付を停止することができる。

2 前条第六項及び第七項の規定は、自治大臣が前項の規定により同項に規定する交付を停止する場合について準用する。この場合において、同条第六項及び第七項中「当該停止に係る政党交付金の額又は返還すべき政党交付金の額」とあるのは、「当該停止に係る政党交付金の額」と読み替へるものとする。

第八章 雑則
(報告書等の真実性の確保のための措置)
第三十五条 第十七条第一項若しくは第二十八条第一項の規定により報告書を提出し、又は第十八条第一項、同条第三項(第二十九条第三項において準用する場合を含む)若しくは第二十九条第一項の規定により支部報告書を提出する者

は、これらにそれぞれ真実の記載がされていることを誓う旨の文書を添付しなければならぬ。

(政交付金に関する事務の監督)

第三十六條 自治大臣は、この法律の執行に關し必要があると認めるときは、都道府県の選挙管理委員会を指揮監督することが出来る。

(届出書類等の説明聴取等)

第三十七條 自治大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、この法律の規定により提出された届出書類、報告書、支部報告書若しくはこれらに併せて提出すべき書面若しくは文書(以下この条において「届出書類等」という。)に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、当該届出書類等を提出した者に対して、説明を求め、又は理由を示して当該届出書類等の訂正を命ずることが出来る。

(政交付金に関する事務に係る財政上の措置)

第三十八條 国は、第三十二條第三項及び第五項の規定による支部報告書、支部総括文書及び監査意見書の保存及び閲覧のための経費について財政上必要な措置を講ずるものとする。

(行政不服審査法による不服申立ての制限)

第三十九條 この法律の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

(端数計算)

第四十條 この法律の規定により毎年分として各政党に対して交付すべき政交付金の額を算定する場合において、千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(政令への委任)

第四十一條 この法律を適用する場合における衆議院議員又は参議院議員の数及び総選挙又は通常選挙に係る得票総数の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

2 前項に定めるもののほか、この法律の実施の

ための手続その他その執行に關し必要な事項は、政令で定める。

(自治省令への委任)

第四十二條 この法律の規定による届出書、会計帳簿、報告書、総括文書、支部報告書、支部総括文書、監査意見書、監査報告書その他の書類の様式、記載要領その他の必要な事項は、自治省令で定める。

第九章 罰則

第四十三條 政党(政治団体を含む。以下この条及び第四十八條において同じ。)が偽りその他不正な行為により、政交付金(第二十七條第一項に規定する特定交付金を含む。)の交付を受けたときは、当該政党の役員又は構成員として当該行為をした者は、五年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十四條 次の各号の一に該当する者は、五年以下の禁錮若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十七條第一項若しくは第二十八條第一項の規定に違反して報告書の提出をせず、又は第十七條第二項(第二十八條第二項において準用する場合を含む。)、第二十條第一項、第二十九條第二項若しくは第三十條第一項の規定に違反して領収書等若しくは残高証明等の写し、支部報告書、監査意見書若しくは総括文書の提出をしなかつた者

二 第十八條第一項、同条第三項(第二十九條第三項において準用する場合を含む。)(若しくは第二十九條第一項の規定に違反して支部報告書の提出をせず、又は第十八條第二項若しくは第三項(これらの規定を第二十九條第三項において準用する場合を含む。)、第二十條第二項若しくは第三十條第二項の規定に違反して領収書等若しくは残高証明等の写し、他の支部から提出を受けた支部報告書若しくは監査意見書若しくは支部総括文書の提出をしなかつた者

三 第十九條第一項(第二十八條第二項において準用する場合を含む。)(の規定に違反して監査意見書を提出せず、又は第十九條第二項(第二十八條第二項において準用する場合を含む。)(の規定に違反して監査報告書を提出しなかつた者

四 第十九條第四項及び第二十九條第四項において準用する第十九條第一項の規定に違反して監査意見書の提出をしなかつた者

五 第十七條第一項若しくは第二十八條第一項の規定による報告書又は第十七條第二項(第二十八條第二項において準用する場合を含む。)(の規定による総括文書(第二十條第一項又は第三十條第一項の規定により提出すべきものを含む。))に記載すべき事項の記載をしなかつた者

六 第十八條第一項、同条第三項(第二十九條第三項において準用する場合を含む。)(若しくは第二十九條第一項の規定による支部報告書又は第十八條第二項若しくは第三項(これらの規定を第二十九條第三項において準用する場合を含む。)(の規定による支部総括文書(第二十條第二項又は第三十條第二項の規定により提出すべきものを含む。))に記載すべき事項の記載をしなかつた者

七 第十七條第一項若しくは第二十八條第一項の報告書、第十七條第二項(第二十八條第二項において準用する場合を含む。)(の領収書等若しくは残高証明等の写し、支部報告書若しくは総括文書(第二十條第一項又は第三十條第一項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。)(、第十八條第一項、同条第三項(第二十九條第三項において準用する場合を含む。)(若しくは第二十九條第一項若しくは第二十九條第二項(第二十八條第二項において準用する場合を含む。)(の領収書等若しくは残高証明等の写し、支部報告書若しくは支部総括文書(第二十條第二項又は第三十條第二項の規定により提出すべき

これらの文書を含む。)(又は第十八條第三項(第二十九條第三項において準用する場合を含む。)(の支部総括文書に虚偽の記入をした者

2

前項の場合において、政党又はその支部の代表者が当該政党又はその支部の会計責任者の選任及び監督について相当の注意を怠つたときは、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五條 次の各号の一に該当する者は、三年以下の禁錮若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十五條第一項の規定に違反して、会計帳簿を備えず、若しくはこれに記載すべき事項を記載せず、同条第二項の規定に違反して領収書等を徴せず、同条第三項の規定に違反して残高証明等を徴せず、同条第四項の規定に違反して会計帳簿、領収書等若しくは残高証明等を保存せず、又は同条第五項の規定に違反して通知をしなかつた者

二 第十六條第一項の規定に違反して、会計帳簿を備えず、若しくはこれに記載すべき事項を記載せず、同条第二項において準用する第十五條第二項の規定に違反して領収書等を徴せず、第十六條第二項において準用する第十五條第三項の規定に違反して残高証明等を徴せず、第十六條第二項において準用する第十五條第四項の規定に違反して会計帳簿、領収書等若しくは残高証明等を保存せず、又は第十六條第二項において準用する第十五條第五項の規定に違反して通知をしなかつた者

三 第十五條第一項若しくは第十六條第一項の会計帳簿、第十五條第二項(第十六條第二項において準用する場合を含む。)(の領収書等若しくは第十五條第三項(第十六條第二項において準用する場合を含む。)(の残高証明等に虚偽の記入をし、又は虚偽の第十五條第五項(第十六條第二項において準用する場合を含む。)(の通知をした者

四 第三十七條の規定により求められた説明を拒み、若しくは虚偽の説明をし、又は同条の

規定による命令に違反して同条の届出書類等の訂正を拒み、若しくはこれらに虚偽の訂正をした者

第四十六条 第十九条第一項(同条第四項、第二十八條第二項及び第二十九條第四項において準用する場合を含む。)の監査意見書又は第十九條第二項(第二十八條第二項において準用する場合を含む。)の監査報告書に虚偽の記載をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 重大な過失により、第四十四條第一項又は第四十五條の違反行為をした者は、当該各条の刑を科する。ただし、情状により、その刑を減輕することができる。

第四十八条 政党の役員又は構成員が、第四十三條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該政党に対し同条の罰金刑を科する。

2 監査法人の社員が、その監査法人の業務に関し、第四十六條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該監査法人に対し同条の罰金刑を科する。

3 第一項の規定により第四十三條の違反行為につき政党に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

4 政党について第一項の規定の適用がある場合においては、その代表者が訴訟行為につき政党を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成五年法律第 号)の施行の日の属する年の翌年の一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から公職選挙法の一部を改正する法律による改正後の公職選挙法の施行の日以後初めてそ

の選挙の期日を公示される総選挙(次条において「新公職選挙法による総選挙」という。)の期日までの間におけるこの法律の適用については、第二条第一項第二号中「衆議院議員の総選挙(以下単に「総選挙」という。)における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙」とあるのは「衆議院議員の総選挙(以下単に「総選挙」という。)」と、第三条第二項中「総選挙の小選挙区選出議員の選挙及び比例代表選出議員の選挙」とあるのは「総選挙」と、第五條第一項第五号中「衆議院の小選挙区選出議員若しくは比例代表選出議員」とあるのは「衆議院議員」と、同項第六号中「次に掲げる得票総数」とあるのは「次に掲げる得票総数(口に掲げるものを除く。)」と、同号イ中「総選挙(以下この号及び第八條第三項において「前回の総選挙」という。)」の小選挙区選出議員の選挙」とあるのは「総選挙(第八條第三項において「前回の総選挙」という。)」と、第八條第三項中「総額の四分の一に相当する額に次に掲げる数をそれぞれ乗じて得た額」とあるのは「総額の二分の一に相当する額に第一号の数を乗じて得た額と、当該総額の四分の一に相当する額に第三号及び第四号の数をそれぞれ乗じて得た額」と、同項第一号中「総選挙の小選挙区選出議員の選挙」とあるのは「総選挙」とする。

第三条 施行日前に行われた直近の通常選挙の直近の通常選挙後、施行日の前日までの間(以下この条において「特定期間」という。)において二以上の政党要件を満たす政治団体が合併した場合については、当該合併に係る政治団体又は新設政党に相当する政治団体(前項の届出をしたものに限る。以下この項において同じ。)に係る第二条第一項第二号の規定の適用については、存続政党に相当する政治団体にあってはその得票総数に当該合併により解散した政党要件を満たす政治団体の得票総数を加えた数を、新設政党に相当する政治団体にあっては当該合併により解散した政党要件を満たす政治団体の得票総数を合算した数を、それぞれ当該政治団体の得票総数とみなす。

2 特定期間において二以上の政党要件を満たす政治団体が合併した場合には、当該合併に係る存続政党に相当する政治団体又は新設政党に相当する政治団体(前項の届出をしたものに限る。以下この項において同じ。)に係る第二条第一項第二号の規定の適用については、存続政党に相当する政治団体にあってはその得票総数に当該合併により解散した政党要件を満たす政治団体の得票総数を加えた数を、新設政党に相当する政治団体にあっては当該合併により解散した政党要件を満たす政治団体の得票総数を合算した数を、それぞれ当該政治団体の得票総数とみなす。

2 特定期間において二以上の政党要件を満たす政治団体が合併した場合には、当該合併に係る存続政党に相当する政治団体又は新設政党に相当する政治団体(前項の届出をしたものに限る。以下この項において同じ。)に係る第二条第一項第二号の規定の適用については、存続政党に相当する政治団体にあってはその得票総数に当該合併により解散した政党要件を満たす政治団体の得票総数を加えた数を、新設政党に相当する政治団体にあっては当該合併により解散した政党要件を満たす政治団体の得票総数を合算した数を、それぞれ当該政治団体の得票総数とみなす。

3 特定期間において政党要件を満たす政治団体の分割が行われた場合については、当該分割に係る分割政党に相当する政治団体が施行日の翌日から起算して十五日以内に自治省令で定めるところにより届出をしたときは、当該分割により解散する政党要件を満たす政治団体を分割解散政党と、当該分割政党に相当する政治団体を分割政党とみなして、第二十五條の規定を適用する。

4 前三項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 政党要件を満たす政治団体 当該合併又は分割の日において次のいずれかに該当していた政治団体をいう。
イ 当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有するもの
ロ イに該当する政治団体に所属していない衆議院議員又は参議院議員を有するもので、当該合併又は分割の日の直近において行われた総選挙(当該合併又は分割の前日に新公職選挙法による総選挙が行われた場合にあつては、総選挙における小選挙区選出議員の選挙又は比例代表選出議員の選挙)又は通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙

4 前三項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 政党要件を満たす政治団体 当該合併又は分割の日において次のいずれかに該当していた政治団体をいう。
イ 当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有するもの
ロ イに該当する政治団体に所属していない衆議院議員又は参議院議員を有するもので、当該合併又は分割の日の直近において行われた総選挙(当該合併又は分割の前日に新公職選挙法による総選挙が行われた場合にあつては、総選挙における小選挙区選出議員の選挙又は比例代表選出議員の選挙)又は通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙

4 前三項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 政党要件を満たす政治団体 当該合併又は分割の日において次のいずれかに該当していた政治団体をいう。
イ 当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有するもの
ロ イに該当する政治団体に所属していない衆議院議員又は参議院議員を有するもので、当該合併又は分割の日の直近において行われた総選挙(当該合併又は分割の前日に新公職選挙法による総選挙が行われた場合にあつては、総選挙における小選挙区選出議員の選挙又は比例代表選出議員の選挙)又は通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙

における有効投票の総数の百分の三以上であるもの
二 存続政党に相当する政治団体 二以上の政党要件を満たす政治団体が合併した場合において、当該合併後に存続することとされた政治団体で当該合併の日において前号イ又はロのいずれかに該当していたものをいう。
三 新設政党に相当する政治団体 二以上の政党要件を満たす政治団体が合併した場合において、当該合併により設立された政治団体で当該設立の日において第一号イ又はロのいずれかに該当していたものをいう。

四 分割政党に相当する政治団体 政党要件を満たす政治団体の分割が行われた場合において、当該分割により設立された政治団体で当該設立の日において第一号イに該当していたものをいう。

5 第二条第二項の規定は前項第一号イ及びロの規定を適用する場合について、第二十三條第二項の規定は同号ロの規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第二条第二項中「政党」とあるのは「附則第三条第一項に規定する政党要件を満たす政治団体」と、「の規定」とあるのは「の規定(当該合併又は分割が政治資金規正法の一部を改正する法律(平成五年法律第 号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の前に行われた場合にあっては、同法による改正前の政治資金規正法第六條第一項(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定」と、第二十三條第二項中「合併解散政党」とあるのは「附則第三条第一項に規定する合併により解散する政党要件を満たす政治団体」と読み替えるものとする。

4 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。
(政党交付金の総額の見直し)
第五条 この法律の施行後五年を経過した場合においては、政党交付金の総額について、公職選

4 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。
(政党交付金の総額の見直し)
第五条 この法律の施行後五年を経過した場合においては、政党交付金の総額について、公職選

4 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。
(政党交付金の総額の見直し)
第五条 この法律の施行後五年を経過した場合においては、政党交付金の総額について、公職選

選挙法の一部を改正する法律による改正後の公職選挙法及び政治資金規正法の一部を改正する法律(平成五年法律第 号)による改正後の政治資金規正法の施行の状況を踏まえ、政党の政治活動の状況、政党財政の状況、政治資金の個人による提出の状況、会社、労働組合その他の団体の寄附の状況等を勘案し、その見直しを行うものとする。

(自治省設置法の一部改正)

第六条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四十九条中「及び政治資金」を、「政治資金及び政党助成」に改める。

第五十条第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 政党に交付すべき政党交付金の額を決定し、及びこれを交付し、並びに政党交付金に關し、政党の届出及び報告書を受理し、並びにこれらの届出事項及び報告書の要旨を公表すること。

第五十七号 平成五年十一月十二日受理

企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(三通)

請願者 静岡県焼津市すみれ台二ノ二一ノ

一四 宮入つた 外二名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六〇六号 平成五年十一月十五日受理

企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(三通)

請願者 静岡市石田三ノ一八ノ三八 青木

宗吉 外二名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六一〇号 平成五年十一月十五日受理

小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体政治献金の完全禁止等に関する請願(二通)

請願者 東京都柏江市中和泉一ノ二一ノ七

紀平太郎 外一名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第五四九号と同じである。

第六三五号 平成五年十一月十六日受理

企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(三通)

請願者 静岡県焼津市すみれ台二ノ一五ノ

二 根本信子 外二名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六五四号 平成五年十一月十六日受理

小選挙区制、政党助成反対、企業・団体献金の即時禁止に関する請願

請願者 長野県松本市東二ノ一三ノ八上

條久子 外二百三名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第六五五号 平成五年十一月十六日受理

小選挙区制導入反対に関する請願

請願者 長野県松本市山辺三、三六四ノ

二 有馬重子 外四百四名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一二〇号と同じである。

第六六〇号 平成五年十一月十六日受理

小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体政治献金の完全禁止等に関する請願(十五通)

請願者 東京都世田谷区経堂一ノ二五ノ三

ノ五〇一 阿曾智子 外十四名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第五四九号と同じである。

第六七四号 平成五年十一月十七日受理

企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(三通)

請願者 広島県山県郡豊平町都志見 藤野

美津子 外二名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七〇四号 平成五年十一月十八日受理

企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(三通)

請願者 横浜市緑区あざみ野三ノ二六ノ一

二ノ一〇二 秋元由紀枝 外二名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七二〇号 平成五年十一月十八日受理

小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体政治献金の完全禁止等に関する請願(五十通)

請願者 東京都港区六本木一ノ三ノ四〇ノ

Wノ二、一〇二 安増武子 外四十九名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第五四九号と同じである。

第七二六号 平成五年十一月十九日受理

企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(三通)

請願者 東京都町田市小山町八三七ノ一八

杉岡由皓 外二名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七三〇号 平成五年十一月十九日受理

小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体政治献金の完全禁止等に関する請願(四十二通)

請願者 東京都世田谷区北沢二ノ六ノ六〇

五〇一 志田徳子 外四十一名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第五四九号と同じである。

第七三八号 平成五年十一月十九日受理

小選挙区比例代表並立制導入に関する請願

請願者 神奈川県南足柄市怒田一、四三〇

大橋隆司 外千二百九十五名

紹介議員 正敏君

自民党一党支配打破の恐れ込みで誕生した連立政権の細川首相は、「水田町の論議を無視し、アマチュアリズムに徹したい」と明言した。私たちは、その言葉を国民の意思や世論に謙虚に耳を傾ける姿勢の現れであると受け止めた。しかし、国民世論が政治腐敗防止や政治資金規制の強化を求めているにもかかわらず、選挙制度の改革を最優先課題にすり替えてしまった。しかも、連立政権が目指す選挙制度改革は戦後三度、鳩山・田中・海部政権の下で国民の強い批判を浴びて頓挫(とんだ)した。いわく付きの小選挙区制を中心とする並立制である。この小選挙区比例代表並立制が導入されると、二大保守政党が現実のものとなり、少数の批判勢力は政治的影響力を奪われ国会から一掃されてしまう。この選挙制度では国民の意思を正確に国会に反映させることは不可能になる。「正当に選挙された国会」(憲法前文)とは言い難く、憲法違反のおそれさえある。ましてや「政党助成」制度は、国民から徴収した血税で個人の意思に反した政党を助成することになり、思想・信条の自由を侵犯する制度と言わざるを得ない。小選挙区比例代表並立制は、単に政党政治にかかわる問題ではない。国民の基本的な人権に深くかかわる問題であるとともに、労働組合の活動を規制し、制限する重大な問題である。私たちは、このような小選挙区比例代表並立制に反対する。ついでに、広く国民世論を喚起して有り得べき選挙制度について慎重に議論を尽くされたい。

第七五六号 平成五年十一月十九日受理

小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体政治献金の完全禁止等に関する請願

請願者 神奈川県三浦市初声町和田一、六

六八ノ四 井上安雄 外九名

紹介議員 島袋 宗康君

この請願の趣旨は、第五四九号と同じである。

第八四二号 平成五年十一月二十二日受理
企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(三通)

請願者 東京都練馬区関町北二ノ二六ノ二
○山本あかね 外二名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八四七号 平成五年十一月二十二日受理
小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体政治献金の完全禁止等に関する請願(四十九通)

請願者 茨城県常陸太田市瑞竜町七五六
井坂則子 外四十八名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第五四九号と同じである。

第八五一号 平成五年十一月二十二日受理
小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 三重県熊野市有馬町五二ノ一二
九 森本達雄 外一万五千七百四十三名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第八五二号 平成五年十一月二十二日受理
小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 福岡市南区老司三ノ一ノ一六
藤本薫 外一万五千七百四十三名

紹介議員 有働 正治君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第八五三号 平成五年十一月二十二日受理
小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 熊本市楠一ノ二三ノ七 小笠圭
外一万五千七百四十三名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第八五四号 平成五年十一月二十二日受理
小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 奈良県生駒郡平群町福貴一、二六
四ノ七 佐野義明 外一万五千七百四十三名

紹介議員 聴壽 弘君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第八五五号 平成五年十一月二十二日受理
小選挙区制反対、企業・団体献金の即時禁止に関する請願

請願者 川崎市川崎区藤崎四ノ一〇ノ一
品谷正夫 外一万五千七百四十三名

紹介議員 高崎 裕子君
この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第八五六号 平成五年十一月二十二日受理
小選挙区制反対、企業・団体献金の即時禁止に関する請願

請願者 東京都足立区千住大川町一ノ五
栗城一雄 外一万五千七百四十三名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第八五七号 平成五年十一月二十二日受理
小選挙区制反対、企業・団体献金の即時禁止に関する請願

請願者 横浜市旭区若葉台三ノ二ノ一、一
〇三 齊藤重男 外一万五千七百四十三名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第八五八号 平成五年十一月二十二日受理
小選挙区制反対、企業・団体献金の即時禁止に関する請願

請願者 愛知県小牧市大字小松寺一、一一
八ノ三五 加藤富弥 外一万五千七百四十三名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第八五九号 平成五年十一月二十二日受理
小選挙区制反対、企業・団体献金の即時禁止に関する請願

請願者 岐阜県可児市鳩吹台五ノ二四四
古川勝治 外一万五千七百四十三名

紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第八六〇号 平成五年十一月二十二日受理
小選挙区制反対、企業・団体献金の即時禁止に関する請願

請願者 北海道函館市新川町一七ノ二一
星野輝雄 外一万五千七百四十三名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第八六一号 平成五年十一月二十二日受理
小選挙区制反対、企業・団体献金の即時禁止に関する請願

請願者 千葉県市原市姉崎三二ノ三 森
田邦明 外一万五千七百四十三名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第八六五号 平成五年十一月二十二日受理
企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願

請願者 東京都世田谷区松原四ノ二〇ノ九
山谷新子 外九名

紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八八七号 平成五年十一月二十四日受理
企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(三通)

請願者 横浜市旭区中希望が丘一五五ノ二
二 宮本敦子 外二名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八九二号 平成五年十一月二十四日受理
小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体政治献金の完全禁止等に関する請願(十通)

請願者 広島市南区西旭町一〇ノ一七 中
村妙 外九名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第五四九号と同じである。

第九〇〇号 平成五年十一月二十四日受理
小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 京都府福知山市字土一ノ一一 長
沼洋一 外一万三千五百五十一名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第九〇一号 平成五年十一月二十四日受理
小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 東京都小金井市梶野町三ノ一〇ノ
二ノ一〇三 柿平三恵子 外三万六千二百二十七名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第九三二号 平成五年十一月二十五日受理
企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(三通)

請願者 長野県須坂市春木町 高橋もよ
外二名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第九三七号 平成五年十一月二十五日受理

小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体政治献金の完全禁止等に関する請願(十通)

請願者 川崎市中原区小杉御殿町二ノ一四

二 袋江敏子 外九名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第五四九号と同じである。

第九七一号 平成五年十一月二十五日受理

小選挙区制の導入等反対に関する請願

請願者 愛知県春日井市高森台二ノ一一ノ

七 大里豊 外一万六千三百二十五名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第一〇一五号 平成五年十一月二十五日受理

小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 北海道白糠郡白糠町東二条北二ノ

二ノ三三 鎌田民子 外四百四十九名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第一〇一六号 平成五年十一月二十五日受理

小選挙区制導入反対、企業・団体献金の禁止等に関する請願

請願者 北海道白糠郡白糠町西四条北二丁

目 坂野寅雄 外百二名

紹介議員 高崎 裕子君

金丸逮捕に続いて、仙台市長や茨城県知事の逮捕、全国を覆うゼネコン疑惑、この真相究明と金権・腐敗政治の掃が国民の声である。ところが、発足した八党連立の細川内閣も自民党も、金権腐敗を選挙制度のせいにして、国民が望んでもいない小選挙区制と、毎年三百億円から千億円もの血税からの政党助成制度を導入しようとしている。小選挙区制・並立制とは、定数一の小選挙区

で第一党がほとんどの議席を独占した上に、さらに比例代表でも議席を加えるという、単純小選挙区制に次いで死票の多い最悪の選挙制度である。今回の総選挙で計算しても、得票率三十六%の自民党が議席の約六十%、三百議席(実際は二百二十三議席)を独占する。これからの選挙では、自民党と第二自民党の「八党連合」が議席を独占し、革新勢力は消されてしまう。小選挙区制・並立制は最悪の選挙制度であることは、つい最近まで社会党、公明党、民社党自身が「最悪の制度であり、認められない」と主張し、田中内閣、海部内閣のときに全会派の一致で廃案となった事実を見ても明らかである。小選挙区制で議席を独占し、行おうとしていることは、消費税率を十%から十五%に上げ、福祉など国民生活をもっと切り捨て、憲法を改悪して世界中に軍隊を派遣できるようにすることである。これでは国民だま

しであり、政治改革どころか政治改悪である。国民が政治改革に求めていることは、大企業、金で動く政治・金権政治を根絶し、国民の声で動く本当の改革を進めることである。そのために、金権腐敗の原因である企業・団体献金を禁止すること、そして大企業の使途不明金を無くすことがどうしても必要である。選挙制度で言うなら民意を正しく反映する改革が最も大切であり、それは全会派が賛成した国会決議に基づく現行中選挙区制の抜本的な定数は正(一対二未満にすること)である。これらが国民の圧倒的な声であることは選挙後の世論調査も示している。ついでに、次の事項について実現を図りたい。

一、民主主義を踏みにじる最悪の選挙制度、小選挙区制導入をしないこと。現行制度の下での定数を「一対二未満」に是正し民意を反映する国会をつくること。

二、金権腐敗の根源である企業・団体献金を直ちに禁止する法律、使途不明金を無くす法律を制定すること。税金からの政党助成はしないこと。

三、ゼネコン疑惑を徹底して究明すること。

平成五年十二月九日印刷

平成五年十二月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局